

平成 2 5 年 9 月 5 日（木）

（第 1 日目）

## 平成25年第20回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成25年第20回苓北町議会定例会は、平成25年9月5日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次の通りである。

|      |            |      |          |
|------|------------|------|----------|
| 1 番  | 野田 謙二      | 2 番  | 浜口 雅英    |
| 3 番  | 山本 政人      | 4 番  | 大仁田藤男    |
| 5 番  | 田嶋 豊昭      | 6 番  | 野崎 幸洋    |
| 7 番  | 錦戸 俊春      | 8 番  | 山下 時義    |
| 9 番  | 松野 重幸      | 10 番 | 錦戸 久幸    |
| 11 番 | 神崎 公顕（副議長） | 12 番 | 倉田 明（議長） |

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 山口 仁人 | 主 幹 | 原田 正子 |
|------|-------|-----|-------|

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

|                   |       |                   |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長               | 田嶋 章二 | 副 町 長             | 松野 茂  |
| 教 育 長             | 芦塚 博昭 | 総 務 課 長           | 田嶋 健一 |
| 税務住民課長            | 荒木 広之 | 企画政策課長            | 岡田 晴喜 |
| 教 育 課 長           | 山崎 秀典 | 土木管理課長            | 益田 大介 |
| 農林水産課長兼<br>農委事務局長 | 吉村 文雄 | 商工観光課長            | 田尻 幹雄 |
| 水道環境課長            | 大田 勝彦 | 福祉保健課長            | 田尻 伸治 |
| 健康増進室長            | 山崎 敬一 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 福田 忠輝 |

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

## 9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成25年第20回苓北町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、松野重幸君、10番、錦戸久幸君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に日程（案）を作成し配布しておりますとおり、本日から9月12日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの8日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（倉田 明君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月16日、大阪市で開催された第22回関西ふるさと苓北会総会に議会から、議長、松野議員、大仁田議員、山下議員が出席しました。総会には、会員の皆様並びに招待者の皆様、約180名が出席されておられました。出席者の皆様方に故郷の情報を発信すると共に、親睦を深めてまいりました。

6月20日、天草地区防犯協会定期評議会に出席いたしました。

6月28日、天草広域連合臨時議会が開催され出席しました。

7月31日、熊本市市町村自治会館で開催されました県町村議会議長会第2回理事会に出席しました。

8月5日、熊本市市町村自治会館で開催されました県町村議会議長会主催の正副議長研修会に神崎副議長が出席されました。山梨学院大学、江藤俊昭氏による講演がありました。

次に、8月19日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

8月26日、天草広域連合議会定例会に出席しました。平成25年度天草広域連合一般会計補正予算（第3号）等の議案が審議されました。

8月27日、熊本市グランメッセで開催されました県町村議会議長会主催の常任委員長・議会運営委員長研修会に議長以下6名が出席しました。帝京大学教授、黒崎誠氏による講演がありました。

次に、8月29日、上天草市で開催された天草地域国県道路整備促進期成会総会に、議長と田嶋建設経済常任委員長が出席しました。

また、同日、天草広域連合議会全員協議会が開催され出席しました。

9月2日、熊本テルサで開催された平成25年度熊本県地域福祉トップセミナーに出席しました。厚生労働省老健局長、原勝則氏による「地域包括ケア構築に向けて市町村に期待すること」という演題で講演がありました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますのでご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（倉田 明君） 日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告を申し上げます。

まず、8月25日に唐津市の西の浜海水浴場で開催されました、第9回唐津ペーロン・レガッタ大会に、苓北町から元袋チームが参加をいたしました。当日は、悪天候のため中止となりましたが、前日の歓迎会で姉妹都市唐津市の皆様方とより一層の交流を深めて帰って来られたと報告を受けております。

次に、9月14日、15日に天草市・上天草市・苓北町において、第68回熊本県民体育祭天草大会が開催されます。苓北町では、男子ソフトボール競技を農村運動広場、苓北中グラウンド、苓洋高校グラウンドで、サッカー競技を坂瀬川グラウンド、九州電力グラウンドで行います。

苓北町は天草郡代表選手として陸上、水泳、男子ソフトボール、ソフトテニス、男女バドミントン、男女バレーボール、ボーリング、男女ハンドボール、サッカー、男女ゲートボール、男女グラウンドゴルフ、剣道の12競技、17種目に総勢184名の選手が出場をいたします。

次に、町民体育祭でございますが、9月22日、8時30分から、都呂々地区が都呂々小中学校グラウンドで、9月29日、8時30分からは坂瀬川地区が坂瀬川中学校グラウンドで、10月6日は、2地区ございまして、富岡地区が富岡小学校グラウンドで8時30分から、志岐地区が農村運動広場で9時から開催されます。

次に、１０月１０日から１４日まで苓北町５窯元、天草町３窯元が参加して、天草西海岸陶芸まつり、秋の窯元めぐりとして開催されます。なお、開会式は１０月１０日、１０時半から内田皿山製陶所で開催されます。

次に、敬老会の日程でございます。１０月１６日水曜日、志岐地区が体育センターで、富岡地区が富岡公民館で、１０月１７日木曜日は坂瀬川地区が坂瀬川公民館、都呂々地区が都呂々公民館で、それぞれ午前１０時から開催されます。

次に、第１９回吟詠「天草洋に泊す」全国大会についてのお知らせでございます。１０月２７日、日曜日、午前９時から志岐集会所で開催いたします。本年は、約９０名の方から参加申し込みがっております。

又、同日の午後２時から、牛深漁港において熊本県では初めての「全国豊かな海づくり大会」が天皇皇后両陛下のご臨席のもと開催されます。稚魚の放流イベント、物産販売等の催しが行われます。なお、天皇皇后両陛下におかれましては、水俣の会場にご出席をなさいますので、その様子を牛深の会場でテレビに映して見ていただくというような計画でございます。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせでございます。１１月１０日、日曜日、坂瀬川海岸地先を震源とした震度５強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施します。又、坂瀬川小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的といたします。

次に、１１月２４日、日曜日、東京都の霞ヶ関ビル、東海大学交友会館において関東ふるさと苓北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員皆様方には大変お忙しいとは存じ上げますが、ご出席いただきますようによりしくお願い申し上げます。

以上、行政の報告をいたさせていただきました。

○議長（倉田 明君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第５ 一般質問

○議長（倉田 明君） 日程第５、一般質問を行います。通告１番、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） おはようございます。通告１番、１０番議員、錦戸久幸です。

今回の一般質問通告締め切りは８月２９日の正午までで、その後に議案の配付がありました。したがって、議案を吟味する以前の質問事項、質問の要旨となりますが一般質問を行います。

今回の質問事項は、石炭灰行政の展望と課題についてお尋ねをいたします。石炭灰関

連をこのタイトルで取り上げたのは、今回が3回目でございます。

まず1回目は今年の3月議会で、町と進出企業の間で結ばれた事業進出協定書上、町はACⅡを長期継続的に活用することに努めるとなっているが、町の公共事業だけでは無理がある。進出企業の安定操業の意味からも供給先の確保は喫緊の課題等々と問題提起をいたしました。

それに対して町長から答弁をいただいた後、更に今後への提言として申し上げました。それは、町の公共事業量も限界がある中で、ACⅡの供給先の確保は苓北町石炭灰行政の大きな課題となっている。一方で、進出企業の安定操業を確保してやる必要があります。

そこで、安定的に供給できる用地の確保が欠かせません。幸いに、九州電力の灰捨て場に広大な面積の広場が出来ました。ここで計画的にACⅡを1段ずつ平積みに立体化できるようにしたらどうかと。

それともう1つ、先の東日本大震災で津波被害が大きかったことを考えますと、この苓北発電所一帯は3面が天草灘に面しておりまして、一番に津波被害を受けることになると思われます。県下の大半の電力を賄うこの発電所を守るために、長大な堤防も必要ではないか。これが実現すると安定したACⅡの供給先が確保される。これらの実現のため、町長には努力をしていただきたいというものでした。

そこでお尋ねをいたします。町は昨年、九州電力の3万株を取得後、初めての株主総会を迎えました。今年の株主総会に向けての町の方針は何だったのかをお尋ねをいたします。

2点目に、防災ゾーン造成工事を2工区に分けた身障者用二次避難所が上津深江地区に造成中です。1工区は5,134万5,000円、使用するACⅡは7,000t、2工区は1億1,109万円で使用するACⅡは7万tとの説明がありました。当初の計画で示された出来形で進行中と理解してよろしいか、お尋ねをいたします。

3点目に、町は健常者用の仮設住宅用地確保のためと称して、武道館横の広い公園を潰して二次避難所を造るとして、その関連費用をこの9月議会で補正予算を計上しているとのことですが、新たに造らなくても各地区にある広場や町の施設を活用することで十分に間に合うのではないか、ということで質問通告を出しておりました。

質問の冒頭にも申し上げましたように、一般質問通告締め切り後に配付された予算書(案)によりますと、災害対策費として5,434万7,000円で、その財源内訳は国・県支出金50万円、地方債の4,790万円を借り受けると共に、又、町の一般財源から594万7,000円を支出するとなっておりまして、その99%が町の借入金と町の持ち出しになっております。

一方の支出を見てみますと、消耗品費に63万6,000円、測量設計委託料に1,3

00万4,000円、不動産鑑定委託料に39万6,000円、公有財産購入費に1,477万9,000円、備品購入費に53万2,000円、住宅移転補償費に2,500万円となっております。この件について今はこれ以上踏み込めませんが、他にこれに代わる町有地の代替地はないのかどうか、提案されたらしっかり議論をさせていただきたいと思います。

なお、造成を予定されているこの公園は、子ども連れの利用者から環境も良く安心して遊ばせられると大変好評でございます。ここを壊してまで避難所を造るという町執行部の真意が今一、わかりません。どうして現在ある町施設や立地条件の良い所にある民間所有地のお願いはできないのか、お尋ねをいたします。

それに加えて、平成27年度からは町内3中学校統合が予定をされ、それに伴い坂瀬川・都呂々中学校のグラウンドを含めた2つの中学校施設も空いてきます。日頃は他の利用をしていても、いざというときには各種の災害対応にも十分生かしていけると考えられます。

なお、宅地販売をしている財ノ尾には25区画のうち11区画分、約3,125㎡、金額で4,172万円分が遊んでおります。いざというときには、ここだけでも仮設住宅を建てるとすれば70区画分ぐらいは楽に確保できると考えられます。しかもここには既に、水道、下水道、電気まで揃っておりまして、仮設住宅用地としては最適地でございます。今すぐにでも活用計画に組み入れるべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上をお尋ねし、登壇を終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の錦戸久幸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、九州電力との株式取得についてのご質問でございました。これはもう当然、今、九州電力は経営に非常に困難をしております。そういった状況の中で、我が町は電源立地町として九州電力発電所の運営には大いに貢献をしている。特に九州電力の中でも、皆さん方火力発電所が足を引っ張ると、全国の電力会社のことを新聞が曖昧な表現でやっておりますが、火力発電所の中で石炭火力は大いに経営に貢献をしているということでございます。まさにこれがCO<sub>2</sub>を他の電源からしますと、出すことは出しますが、世界的にも優秀であるということで、この石炭火力に今、国もですね、方向を変えつつあると。年初めあたりですね、相当環境省とエネルギー庁との綱引きがあったことを報道されましたが、環境省もある一定以上の基準の石炭火力であれば、今後は今まで凍結していたのを認めていくと、新しく造るやつですね。そういう考え方で国も意見の統一をなさったようでございます。

そうということで、九州電力が今後しっかりとした経営をしていただくためにも、我々は九州電力との関係、運命共同体と位置付けをしておりますので、この会社の経営

が間違いのないように、間違いがあったときにはその声を届けさせたいという意味で株主総会で議案の提案権が取れる3万株を取得したところでございます。

なお、九州電力の株主総会には、本年は6月26日にございましたが、まずはどんな様子であるかということを見てもらうために、副町長と企画政策課長を出席をしてもらいました。特に今回は発言はいたしませんでした。その理由は、ご承知のとおり、国のエネルギー基本計画が未だ定まっておりません。もう1年以上遅れております。そのエネルギー計画がしっかり定まった中で九州電力がこういった経営方針を打ち出していけるのか、このことが始まらないことにはなかなか意見も出せないような状況でもございましたので、今回は様子を見させていただいたということにとどまっているところでございます。

次に、起債事業で行いました4月18日の議決を経まして行っております防災ゾーン、福祉ゾーンの経過でございます。8月31日現在で、1工区の進捗率が30%で計画に対して10%程度遅れております。2工区につきましては、進捗率が38%とほぼ計画通りに進んでおります。現在の工事工程は、1工区においては二次避難所への避難路の整備及び擁壁の築造、2工区においては設計高さまでの擁壁の築造及び盛土の実施を行っているところであります。

現在までの状況では、1工区の遅れは避難路建設に当たり、掘削土の仮置きをできるだけ現場内で調整したことと、8月下旬の降雨等の関係で若干敷地造成の遅れがあるようでございます。今後、1工区、2工区調整をし、工事の完成に向け協議をし、工期どおりに完成を目指したいと考えているところでございます。

次に、二次避難所の整備についてのご質問、ご指摘があったわけでございます。

まず、現在大まかな避難者はいわゆる県が発表した被害を想定いたしまして、避難者は1,300人を想定しております。それに伴い、仮設住宅は約500戸必要となります。現有の25m以上の町有地は、坂瀬川グラウンド、旧木場小グラウンド、整備中の防災ゾーンが有り、そこに325戸建築可能でございます。

今回提案をしております二次避難所を整備いたしますと、合わせて460戸程度が可能となるもようでございます。又、この二次避難所については、防災公園という位置付けで今後整備を進めていきたいと考えているところでもございます。したがって、子ども公園が無くなるというようなご心配がありましたが、あの子ども公園もご承知のとおり、相当老朽化も進んでいるところでもございますので、この防災公園の中に移設をして、更にグレードアップをした中で皆さんが使っていただけるように整備をしたいと考えているところでございます。

又、中学校跡地につきましては、海拔が坂瀬川中学校で5.1m、都呂々中学校で3.1mしかございませんので、これは満潮時にいたしますとちょっと厳しい状況になります。

したがって、仮設住宅用地としては適しませんので、両校の跡地利用につきましては平成26年度を目途に跡地利用計画検討委員会でご協議いただく予定でございます。

又、財ノ尾の住宅用地につきましては、現在販売に努力を重ねているところでございます。そういった意味でもしそのときに空いておれば当然、空いた分はそういったご指摘のような使い道ができるかと思いますが、今からこれをそのまま指定するというわけにはいきませんので、そのときの状況で空いておれば仮設住宅用地に使わせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

したがって、九州電力の今の発電所用地内につきましては、国のエネルギー基本計画がはっきりしないと次の計画がまだはっきり掴めていないと、もう1つは私ももっともっとやっぱり地震・津波対策に備えをしていただきたいという思いはございます。国のエネルギー基本計画が出た時点で九州電力の経営がどのような方向に進んでいくのか、しっかり見定めながら今、ご指摘のあった件については嵩上げにしても強靱化にしても提案をしていきたいと考えているところでございます。

以上、錦戸久幸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） まず1点目に、九州電力の株主総会の件ですけど、これは正直言います、私も1年目からたかが3万株取得したからといって、特段発言をされるということも、又、それだけでは非常に力が弱いということも、それはもうわかっております。私が言いたいのはですね、苓北町はこのように町が総力を上げるような形で避難場所を作製をする、造成をする、そして現在ある施設もいざというときには使用可能と思われるようなこともありながら、そこら辺はそれぞれの使用目的に合わせてそのままとって、新たに避難場所を造るということの大きな疑問点。

そしてそれと、九州電力のこの発電所というのは、町長がいつも言っておられるように熊本県下の大半の電力量を賄っております。そういった重大な使命を持った社会的責任のある九州電力が、津波が来たらまず第1番にあそこが襲われるだろうということは誰が見てもわかると思うわけですね。ですから、同じ苓北町の町内にありながら、苓北町が災害に対する防備の構えと社会的責任も大きい九州電力の津波災害に対する心構えっていいですか、その対応といいですか、これに余りにも大きなギャップがあるように感じるわけですよ。ですから、そこら辺は用心することに越したことはありませんが、そのことをこの点には主眼を置いてお尋ねもいたしました。

それから2点目の防災ゾーンの件ですけども、これはいろいろ天候の加減もあります。それで2工区は順調に進んでるけども、1工区分には若干の遅れがあるけども、これは最終的には予定どおりに納められるであろうというようなことでお伺いをいたしました。

それからこの3点目の件ですけども、苓北町は今年になってから全戸を対象に回覧板

も回されました。それによりますと、南海トラフ関係の地震が発生をしたときには天草は5弱から6弱の地震だと。それに伴う津波が天草市で約4mだというふうなことが全戸回覧板で配布をされたと思います。それでこの回覧板で全戸に周知をしたこの津波の被害の程度、このことからすると今の一次避難場所が12m、二次避難場所が25m、この想定といいますかね、これはもう津波に対しては高ければ高いほどいいわけですが、そこまでして新たに造らなければならない理由というか、そういうものが先程も言いましたが今一しっくりときません。これが例えば土地が開けた市町村でもう高いところがないというんだったら、これはもう絶対に造ってもらわなければなりません、今見てみますと各地にもいろいろ町長もご存じのように、もう12m以上、25m以上の所でもかなりの場所が二次避難所にしても適当なところが私はあるんじゃないかなろうかと思うわけですよ。ですからそのことを今一度やっぱりお尋ねをしておかなければ今後の苓北町の防災施設の取り組みについても、やはりもう少し明確にしてもらわないと、何か私たちも防災のことを言われたら水戸黄門の印籠じゃありませんけども、それに自動的に賛成をしなければならないというふうな気分にもなりますのでね、今一度又、お尋ねしていきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに一時避難場所としては至る所にございます。ところが、その後にですね、仮設住宅を建てるとなるとそれは何戸かずつぐらいは建てられるかもしれませんが、いろいろ見つければ。しかし、ある程度町がここに建てたいといったときに、すぐ建てられるかどうかわからない土地もかなりあるわけでございまして、そういった意味である程度必要最低限の第二次ですね、今度は、一次は一時的に助かるか、その高台に行く避難路も今、大体整備をしております。その後に、それではもし家が破壊されたときに何箇月あるいは何年か、帰るところがないとなった場合にやはりしっかりした仮設住宅を建てる準備もしておかなければならないと、そういう思いの中で先程申し上げました約500戸必要な状況でございます。町の意志だけでさっと建てられるのが只今造っているところも合わせて325戸程度、今度のコミセンの周辺の町有地を造成をした状況で合わせますと460戸というようなことになりますので、まだまだ500戸必要でございます。それはどっかに5、6件とか、いろんなこともあるかと思えますし、今後の精査の中で仮設住宅やはり十分余裕を持ちながら考えていきたいと思っております。

今のところ、やはりしっかりした高台を造ると、出来得ればその上にですね、学校のグラウンドっていうのが収まったら子どもたちが使える。農地っていうのは治まったら農産物の生産ができる、そういうことを取っておきたいとそういう思いもございますのでこういう計画を今、立てつつあるわけでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 町長が町民のためを思ってそういった、いざというとき迅速な対応がとれるようにというふうなことでのことは私もよくわかります。しかし、それはわかりますけども、じゃあ何でそこまでしなければならないのか。

私も繰り返しになるかもしれませんが、平成27年度には坂瀬川中学校と都呂々中学校が町内の3中学校の統合によって学校施設が余裕が出てきます。

それがね、1つは仮設用住宅に当てるとすれば、何も利用できないわけじゃないんですよ。他のに利用していても、もしそういった災害が起きれば優先的に仮設住宅の住居としてあの校舎は活用できるんですよ。考えてみたらわかるでしょ。水道も来てる、電気も来てる、今は太陽光パネルも取り付けてあるでしょ。下水道も来とつとですよ、ねえ。調理室もあります、トイレもあります。ですからね、この2つの中学校を万が一の時に活用するような計画に、この施設を組み入れないっていうことは私は非常時を考えたときに「何で町はそんなことすつとかな」って。これは町長だけじゃなくて、副町長以下、今の苓北町の役場の中からそういった声が町長に具申するという人はいなかったんですかね。私はそのことも思うとですよ。

仮にね、津波が来るでしょ、津波が来る。今4mと想定してありますけども、仮に5mの津波が来たとします。今町長が言われましたよね、坂中のグラウンドは5mだと。そうしますと、津波が仮に5mの高さまで来たらその津波の波は何日も何日もそこにとどまるわけじゃないんですよ、今の苓北町の地形の状況からいきますと。津波が来れば確かに5mの波が来れば、5m分は埋まるでしょう、沈むでしょう。しかし、時間が経てば津波が治まれば半日もしないうちに水は海の方に引いてしまうと思うとですよ。そうすれば、特に坂瀬川中学校の場合はグラウンドはピチャピチャピチャピチャして潮水に浸かるかもしれません。しかし、校舎は1階も2階も残るわけですよ。潮が引いたらその1階も2階も町民が、本当に困るとる人が即半日後位にはそこに入られるわけですよ。体育館だってそうでしょ。体育館もそうですよ、グラウンドから高いんですから。

そうしますとね、この学校施設だけじゃなくて、今公園を予定してありますその武道館にもあの高台ですから、いっぱい一時的な避難場所というのできるわけですよ。ですから私は、今あそこで公園を潰してまでもこの避難施設を造りたいというその町長の心情はわかりますけども、やはりそこにいくまでにはもっとやっぱり十分検討をして取り組むべきじゃないかなと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに潮の引いた後はこれから統合されます坂瀬川中学校、都呂々中学校跡にも仮設住宅並みの物は造れると思います。ただ、今おっしゃってるのは全部それに吸収できるようなことですが、今説明いたしましたように、今度の避難所を

造ってもあと100戸たらず足りないんですよ。それと併せて長期化したらあの仮設住宅、一応独立をしておりますが、東日本の物を見ても、長期化した場合にそれでもやはり個人のプライバシーが保たれないというような意見も相当大的な声で聞こえてくるわけですね。そういった場合に、一次避難場所としてはもうこれは当然使えると思いますし、二次避難場所も相当改造すればですね、学校跡地もですね、当然使えると思います。ただ、やはりそれだけでは数が足りないということでございますので、今回の予定もいたしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、聞いておりますと、東日本大震災とかああいった大きな災害のところの避難場所を想定されて、広いところで極端に言えばみんながごっちゃまぐれになって、そうして避難をするというふうなことに聞こえましたけども、私は苓北町の場合はですね、あんなに多い話にしないでもみんな大部屋でしなくても、例えばですよ、学校の教室の1つ1つを見てみてわかるでしょ。あれを仮に仮間仕切りで1つの教室を区切ってしたら、そこそこのプライバシーが保てますよ、それは。ですから体育館やったらそうです。そしてあんなにね、1カ所、2カ所じゃなかつですから避難所は。ですから1カ所に集中して避難した人を集めなければならぬ状況には苓北町はないと思うんですよ。ですからそういったことも今言いましたように、空校舎もやっぱり適当な区切りをもって、仕切をして、そして当分の間の仮設住宅代わりには十分なるというふうなことも計画に入れてもらって、そしてそういったことも数に数えて、そして最終的に幾ら足りないんだというふうなことでないかね、ちょっと説得力が今一響きにくいなと思うんですよ。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 相当精査もしております。先程も私も申し上げましたようにですね、あの学校は当然使えると思いますが、相当改造が必要です。改造すれば思ったほどたくさんは入らない。そしてこれも長期化しますと、間仕切りだけではとても皆さん方の生活に耐えられない。やはりもし家が倒壊したってなればですね、半年や1年で復旧はできないと思ってんですよ。ですからやっぱりそのためにも、いざというときのために今回は計画をいたしたところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 何回も言いますが、町長が非常に災害が起きたときには、町民の不便を少しでも解消してやるんだというふうな親心的な気持ちは私も十分わかります。わかりますがですね、1つには冒頭にも申し上げましたようにですね、やっぱりああいった苓北町の大型事業をするということになれば、多かれ少なかれACⅡも使わ

れていくというふうなことが今までのパターンであったと思います。勿論ですね、いい面もいっぱいありますよ。

そこで私はこの質問のタイトルを苓北町の石炭灰行政の展望と課題ということで掲げさせていただきました。それはこの展望というのはですね、町長がいつも言っておられるように、何か事業をするときに山を削って、山の土を持ってきてしたりすることが、あるいは又、海の中から砂を上げてするということも自然破壊につながるんだというふうなことをよく言われます。私も同感でございます。

そして、仮に山の土を削ってきたにしてもそれを埋めて使うことによって地盤が安定をしない。要するに沈下をしやすい、そしてもし地震とかが発生をしたら流動化をして地盤が不安定になる、というふうなことでこのＡＣⅡについては非常にこの特性からしていい面がいっぱいあります。私もそれは認めます。それを捉えて、将来的にもこうしたことは残されるべきだというふうなことで石炭灰の展望という部類でしております。

その反面、石炭灰行政の課題ということでこれも又、取り上げなければなりません。やはりこの石炭灰の利点ばかりじゃなくて、この課題もこの事業に取り組んでからもう１０年なりますんでね、いろんな形で改善をしなければならない、やっぱりそういった面も見えてきてるわけですから。ですからそういった面でね、確かに仮設住宅用地を造ることはいいことですが、そのことに推されてこの石炭灰を毎年使っていかなければならないような事業が作られていくんじゃないかなと１つの危惧があるわけですよ。それは何でかと言いますと、やはり安定的にＡＣⅡの供給先が今のところないから、やはり町の施策として進出企業を誘致してきたんだから、やっぱり町も公共事業についてある程度は使っていかなければならない、これは私もよく理解をしております。しかしその中で、そのことが前面に出過ぎる嫌いがありはしないか、ということも私たち議員は常に見ながらいかなければならないんじゃないかと思うわけですよ。

まさか今度の事業でそういったことが念頭にあるとは私も思いたくはありませんが、そういったことも１つの危惧として思いますのでね、見える面がありますのでそのことを私は今後も苓北町の石炭灰の展望と課題という意味でね、私たちも考えていかなければならないんじゃないかと思います。

あと続けますと、この事業に取り組んでから１０年になりますけども、取り掛かるとき確かに含有成分の安全性、これはもうクリアをされております。クリアをされておりますが、１０年も経過をしましたのでなお、安全を確認するためにこちら辺で１０年経過後のやっぱり安全調査ですね、そこら辺も必要になってくると思います。もう調査をされてはおると思いますけども、やはりこのことは又、広く町民の方にもわかるような形で方法を持っていいただければと思います。

それともう１つの安全性、もう１つの安全性といいますのは強度的な安全性。確かに

あそこに実証工事もして10mも積み上げてあります。それで安全性は確認されたということになっておりますけども、その後いろんな形状の、違う形での使用もかなりあります。ですからそういったことも、構造上の安全も確かめていく必要がありますかなと思います。前にも何回か構造強度の件についてお尋ねをしましたが、答弁はその都度、熊本県の厳しい環境基準を拠り所としているというふうな答弁がございます。私はこの環境基準というのは、例えば空気中に含まれる成分とか、ACⅡそのものに含まれる成分とか、そういったふうな審査をされる環境基準ではないかなと思うわけですよね。ですから強度面のやっぱりそういったあれは必要ないのかなというふうなことも常日頃思いますのでね、いい機会ですのでそういったことも含めてお知らせをいただければありがたいなと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ACⅡにつきましては、当初は非常にやっぱり心配をなさる面もございました。これはちょうど九州電力の発電所を造るときもそうでありました。それほどまで大きな心配ではありませんでしたが、やはり石炭灰を原料にすることということでいろんなご意見も頂いたところでございます。しかし、我が町は企業誘致をいたしまして、協定も結びました。しかし、このACⅡが非常に素晴らしく実力を発揮する場面、これがある場合には積極的に使ってまいります。その必要がないときにはわざわざ使う必要はないと、そういう思いの中で今後も使うべきところは使い、使う必要のないところは使わないということでございます。

ちなみに、今度の避難所の場合のことをご心配のようでございますが、今の防災ゾーンにつきましては、全く何にもないところから積み上げますのでかなりアッシュクリートを使うことになりました。今回は、地山がかなり広いスペースでございますので、今使っている何十分の1かの量で済みそうでございます。

あとは詳細設計をさせていただいた中で出てくると思いますが、要するに必要なところで一番アッシュクリートの特性を生かせるところには使っていくと、使う必要のないところには使わないと。ある程度必要なところにはある程度使わせていただくという形でございますから、何が何でもアッシュクリートということではございませんので、その点は是非、ご理解をしていただき、議案も出ますので詳細に聞いていただければ今度の避難所のことは大体おわかりになられると思っておりますのでございます。

そういうことでございますので、又、環境基準は当然厳しい熊本県の基準をクリアをしておりますし、要するにこれの受ける力ですね、これも私は専門家じゃないですけど専門的に何ニュートンとかあります。その打設とかその自慢の強さについても結果も出ておりますので、その点はですね、益々これは強靱なアッシュクリートの地面に、盛土になると思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、町長から強度の面についてのご答弁がありました。私が思うのはですよ、そういった強度面のことを尋ねればこれまで決まったように町長の答弁が、「強度面は大丈夫ですか、何が根拠ですか」と尋ねられれば「厳しいと言われる県の環境基準が拠り所です」というふうなことを答弁してあります。ですからね、そのことだけではちょっと説明が弱いので、やはり強度面のことはもう少し、今は求めませんが、今後のためにやはりそこら辺もやっぱり又、議会にも示していただければと思います。

それからACⅡについては、必要がないところには使わないんだと、必要と思われるところに使っていくんだというふうなことでございました。私もそれを信じたい。信じていきたい。これからも信じていきたい。ただ、これまでの経緯を見えますとですよ、これは平成16年の9月の議会でのやりとりですけども、ちょっと読み上げてみますとね、「加工石炭灰を大量に使用した実験場は高地に位置するイゲ林や坂瀬川水道等の水源上流部に位置する採石場跡地でなく、九電の灰捨場の中で十分時間をかけてすべきと考える。そして安全が確認されたら必要な公共工事には活用する、そうすることで町民にも安心感を与えることができる。イゲ林の例からいくと、億単位とも思われる実証実験の町費負担については理解しにくい。製造者の責任で安全を確認すべきと考える」という議会側からのお尋ねに対して、町長は「イゲ林から鶴地区内の採石場跡地への変更は6月の議会が終わった後で検討を始めた。安全と思うが鶴地区の人々は不安に思っておられるのは事実です。より安全を確認するためにも採石場跡地で実証工事を行い、追跡調査をしていきたいと考えています。実証実験上は九州電力の灰捨場でという提言ですが、今、鶴地区に計画をしていますのでご理解をいただきながら進めていきたいと思っています。財政上、将来に向けて大変厳しい状況の中、年間3,000万円から4,000万円も支出するのは確かに大変なことではありますが、地方自治体の責任を持った形で何らかの負担をしていかないと企業進出もままならないと思う」とこういった議会側との町長答弁のやり取りもありますんでね、私も今、町長が言われたようなことで必要な公共事業にACⅡは使っていいんだというようなことで思っておりますし、今後ともそういったことで特にこの点については配慮していただいて、慎重に取り組んでいただきたいなと思います。

終わります。

○議長（倉田 明君） これで錦戸久幸君の一般質問を終わります。

通告2番、野崎幸洋君。

○6番（野崎幸洋君） 6番議員、野崎です。通告しておりました坂瀬川地区総合グラ

ウンドの周辺整備についてお尋ねをいたします。

平成24年11月12日より坂瀬川地区総合グラウンドは、町内外問わず、より多くの皆さんに利用していただくためグラウンド一面を天然芝生化し、これまで町内の各グラウンドゴルフ大会や県内外からも参加されるサッカー大会が開かれるなど、利用の頻度が多くなってきました。

先程も行政報告がありましたが、今年の9月14、15日の両日行われる県民体育祭天草大会では、九州電力グラウンドと坂瀬川地区総合グラウンドがサッカーの競技会場となっており、県内20チームが参加し2日間で両会場合わせて準決勝、決勝までの19試合が行われることになっております。県内トップクラスの技術と白熱した試合を観戦できること、又、今回選手・役員はもとより応援など多くの方々にこの苓北町を訪れていただくことをとても楽しみにしております。

そして又、この自然豊かで素晴らしい苓北町を町外の人に知っていただく絶好の機会であり、経済の面でも商業や観光など町の活性化につながるものと大いに期待されるところであります。

しかし、ここで1つ問題なのが駐車場の件です。昨年、このグラウンドの芝生化、造成工事の際、駐車場もこれまでの36台から更に37台分を増やし、合計73台は駐車できるようになりましたが、これまで開催された大会が大きくなればなるほど現在の駐車場では収容台数が足りず、坂瀬川中央線などへ路上駐車される車が多く見受けられるようになりました。

先月の8月18日の日曜日にも、小学生の第17回苓北カップサッカー大会が開催されており、17チーム、約250名が参加され大変賑わった大会ではありましたが、残念ながら駐車場が足りずこのときも路上に駐車される方が多く見受けられました。そのため近隣の住民からは通行に支障を来していたとの苦情も聞いております。

この坂瀬川地区総合グラウンドが天然芝生化されたことにより、今後更に町内外への利用促進を図っていかれるのであれば、もっと駐車場を増やし受け入れる体制も整えなければならぬと考えます。

そこでまず1点目にお伺いをいたしますが、現在グラウンド周辺に駐車場を増やすための整備計画は考えておられないのか、お尋ねをいたします。

2点目に、以前このグラウンドの観覧席の上の部分には眺めも良く、またとても涼しい憩いの場所と呼べるような東屋と木陰がありました。試合の応援に来られた方や選手の休憩場としても大変重宝されていました。しかし、現在はこのグラウンドにはほとんど日陰がありません。サッカーの試合などには各チームでテントを用意し、暑さ対策をされているようですが、グラウンドゴルフで利用される高齢者の中には日陰が少ないためにトイレの建物の狭い影に寄り添うように休んでいるとの話を聞いております。特に今

年の夏はご存じのように連日猛暑日が続き、同じ天草であります牛深では39℃を越す日が数日ありました。又、全国での熱中症の救急搬送も今年は大変多かったと聞きます。これからも地球温暖化の影響により益々暑い夏になっていくことが予想されます。勿論、熱中症にならないためには自己の体調管理がとても大事なことでありますが、町として今後、例えば観覧席の最上段のところに植樹をすとか、グラウンドの両サイドに片屋根でテントを設置するなど、熱中症対策のための整備を考えておられないのかお尋ねをいたします。

3点目に、現在グラウンド内の一部に冬芝の試植が行われております。以前、このグラウンドを天然芝生化への計画説明があった際、冬芝を植えると毎年種をまかなければならず、維持管理に年間200万円から250万円掛かるため冬芝は植える予定はないとの説明だったと記憶しております。しかし、現在試験的に植えてあるということは今後冬芝に植え替える予定があるということなののでしょうか、お尋ねをいたします。

4点目に、グラウンド造成工事をする際、サッカーコートが一面芝生になるようソフトボール用のバックネット位置が変更され、ソフトボールのコートの向きが少し北側に変えてありますが、ナイター照明の向きは以前のままになっております。今のままでは外野のセンターやライトの守備位置には照明の明るさが足りないため、ナイターでの試合は難しいのではないかと思います。今後ナイター照明の向きを変更する予定はあるのかお伺いいたします。

最後の5番目の質問ですが、坂瀬川地区総合グラウンドは運動などの目的だけでなく、津波発生時の一次避難所としても整備をされ、東側のグラウンド下には災害時の備蓄倉庫が昨年の10月12日に約1,300万円をかけ完成しております。完成してからあと1カ月ほどで1年になりますが、現在までに食糧、水、毛布などいざという時のために必要な非常用物資は何1つ整備されておられません。せっかくどこよりも早く一次避難所と備蓄倉庫を造っても、肝心の非常用物資が配備されてなければ何も機能しないと思います。約1年も前に出来た備蓄倉庫なのに、なぜここまで配備が遅れているのか、又いつ頃揃うのか、どのような物資を何人分配備される予定なのか、以上5点についてお伺いいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

坂瀬川地区グラウンドの周辺整備について等々でございました。これはまだ整備途上でございますので、今おっしゃったことが全て私たちの整備途上の中での指摘だと、非常に申し訳なく思っている部分もあります。そういう面ですね、今、整備の計画も立てておりますので、逐一答弁をさせていただきます。

駐車場の新たな整備についてでございます。まず、駐車場の整備についてございま

すが、平成２３年度に施工したグラウンドの拡張工事及び天然芝化工事を施工するに際し、駐車場につきましても観覧席上の土地の造成工事の中で、従来ありました坂瀬川グラウンドの駐車場３６区画の上部に新たに３７区画の駐車場を整備いたしました。現在は７３区画の駐車場を確保しているところでございます。当面は、この駐車場とグラウンド東側の備蓄倉庫側の駐車スペース、約１５台分を利用いただくと共に、不足することが予想される大会等の場合におきましては、バス等の大型の駐車場につきましては近くの小路漁港の用地を活用したり、又、商工会の駐車場や隣接する造成地を一時的にお借りする等の対応をしていきたいと考えております。

なお、議員がご指摘されました路上駐車が見受けられた先の大会におきましては、主催の関係者に問い合わせましたところ、１７チーム参加の大会を坂瀬川グラウンドのみで実施したとのことでしたので、駐車場の確保も見越した中で会場の分散をする必要があったと考えております。

今後の駐車場整備につきましては、更に大きな大会の開催や合宿等の誘致など、当グラウンドの利用見通しを想定しながら頻繁に不足する事態が見込まれる場合におきましては、新たな駐車場の確保について検討してまいりたいと考えているところでございます。

又、熱中症等が起こりやすい状況であるということでございます。日陰対策につきましては、本年度予算の中でグラウンド拡張前に植えられておりました記念樹等の移設、植栽を計画しております。関係者との植栽場所の打ち合わせ、業者の選定も終わっておりまして、秋口の植栽が時期的に良いということでございますので、現在準備をしているところでございます。

又、別途本年度予算におきまして、観覧席上の公園を含めた周辺整備等の概略設計を計画しておりますので、その中でも日陰対策を含めて検討していくことにしております。

次に、冬芝を植える予定であるのかどうかということです。まずは、この天然芝グラウンドを造るときに、冬芝を植えるのに２００数十万円掛かると、そんなに掛かるのなら他の整備費も合わせると大変だなという計算がありましたので、そんな大金は使えないよというようなことでこれを一時躊躇しておりましたが、今現在、５０万円ぐらいでできるということで、これは冬の青い芝、これがやはり又、サッカーをおやりになる方達の魅力でございます。それと又併せまして夏芝を保護する力があるようでございます。そういった観点から冬芝を今後ともですね、植えまして、夏・冬年中、１年を通してサッカー愛好家あるいはグランドゴルフを体験したい方々に使っていただきたいということで、計画をしているところでございます。

次に、ソフトボールのグラウンド位置を変えました。今、形状的には外野はしっかりした芝生、そして内野もすばらしいダイヤモンドになりましたので期待をしております

が、全くご指摘のとおりで今、ナイターの明かりがですね、よく届きにくい状況でございます。ソフトボールコートのライト側とセンター側の一部につきましては、部分的に投光器等の増設や角度調整が必要な箇所がございます。先程も申しましたが、本年度予算において観覧席上の公園を含めた周辺整備等の概略設計を計画しておりますので、この中で照明柱の増設や移設等を行うとした場合も含めた改修事業費等についても積算を行い、今後の改善計画の検討資料にする予定にしているところでございます。

又、このナイターを増設したり角度を変えたりする場合は、地域の方々に影響があるかどうか、このことも地域の方々のご意見もお伺いしたいと思っているところでございます。

又、備蓄倉庫への備蓄については今、ご指摘のとおりでございまして、要するに建物は出来ましたがまだ中身が入っておりません。この理由としましては、平成25年1月に募集がございました過疎集落等自立再生緊急対策事業で整備すべく応募してまいりましたが、熊本県に10億円の配分がありまして、残念ながらその中に入っておりませんでした。不採択になりました。今後は他の避難所も含めまして、12月補正予算をお願いして順次整備をしたいと考えております。

なお、これ12月、もしその前に議会でもありました場合にはその時にでもできるように準備をしていきたいと思っております。特に坂瀬川地区のその備蓄対象者は約280人を想定しておりまして、水、簡易トイレ、防寒シート、ミルク、おむつ等を備蓄する予定でございます。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） まず駐車場の件ですけれども、今の答弁を聞いておりますと今後の大会等の様子を見て整備を進めていくかっていうのを検討していくっていうふうなお答えだったと思いますけれども、先程も言いましたように、今後ですね、どんどん利用促進をしていかれるのであれば、これは大会の様子を見るんじゃなくてやっぱり早急な整備は当然必要じゃないかと思うんですけれども。

それと又、先程小路漁港とか商工会等の駐車場というのを一時的に使っていくっていうことなんですけれども、やっぱり遠ければ遠いほど人間の心理っていうのはそこに停めたくなくて、なるべく近場でよっぽど注意がなければそういった今も見られますように路上駐車等が増えていくものだと思いますので、これはもう早急に対処していただきたいと思います。

それと先程近くにある法人の方の土地ですけれども、そういったところもお借りしての対応をするっていうことなんですけれども、これやっぱり他所様の土地ですので当てにすることはなるべく避けてやっぱり町は町の、単独の駐車場っていうのを早急に対応をお願い

したいと思います。

次に、植樹とか要するに熱中症対策の件ですけども、これは今ご答弁の中では秋に植栽されて公園化を予定しているということですので、これもなるべく早く対処をお願いしたいと思います。これは法人にその土地を販売されるときに各区長さん方とも視察に同行したわけですけども、その時に区長さん方の中には「ここはとにかく眺めもいいし、近くの住民の方の憩いの場でもあるからとにかく販売しないで取っておいてくれ」っていう要望も大変上がりましたけども、どうしてもそこまで含んだところでの販売っていうことになってるということで説明がありましたので、渋々っていいですか地域住民の方はそれを承諾されたわけですけども、そういったことでいつ公園化されるのかっていうのはやっぱり心待ちにされてる部分が大変あると思いますので、これも早急な対応をお願いしたいと思います。

それと、冬芝の件ですけども、先程年間維持費に今までは200万円から250万円、これは大変な費用ですけども掛かるということで、植えないとの今までのご返事だったんですけども、今度は50万円程度でできるっていうことですけども、50万円って一口に言っても年間50万円、毎年掛かっていくわけですけども、今までなぜ200万円から250万円掛かる予定の試算だったのが50万円でするようになるのでしょうか。この点を1つ再度お尋ねしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まずは私の方から答えさせていただきます。今の段階でやはり基盤整備よりもソフトの問題が大事じゃないかなと思っております。大型バスは普段使わないわけですから試合中には、今、携帯電話もございますし、あるいは誰かが乗せて行って運転手さんを連れて行ってもらうと、そういう場合に本当に数分で行ける場所が近くにあるということでそれを活用していただきたい。あと路上に停められるっていうのを全部中の駐車場が満杯だったかどうかは私は確認しておりませんが、そのところはそれぞれの方々の気持ちの問題も啓蒙していかなければならない問題もあるかと思います。それでももうしょっちゅう、しょっちゅう足りないということであれば、近くに良さそうな所があるなっていうこともあるようでございますので、この件についてはもう少し時間の推移を見ながら検討をしてみたいと考えているところでございます。

特に公園整備っていいですか、一番上は確かにおっしゃったように地域の方々が記念樹、いわゆる同窓会での記念樹等々、本当に復活をさせてほしいと、それが又条件でもありましたので、これはしっかりと関係者の方々にご相談をして復元をし、その中で公園化も図っていきたいと考えているところでございます。

冬芝の件につきましては、私もどういった関係で205、60万円が50万円になったのかよくわかりませんので、教育課長わかってたら教えてください。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 只今の冬芝の件ですが、当初ご説明いたしました200万円程度ということでお答えしたときには、日本サッカー協会の方にお尋ねをしまして、その当時1㎡当たり種代が200円程度かかるということでございまして、約1万㎡ございますので200万円程度掛かるということでご説明をしておりました。昨年ですね、冬芝の生育状況を確認するために、試験的に先程おっしゃいましたように一部植えておりました。その時の苗につきましてはですね、ペレニアルライグラスということで、芝の種類にもいろいろございますけども、これを植え付けまして順調に生育をしたというようなことでございまして、先程町長も申し上げましたように、冬場における夏芝の育成保護のための保護砂の代用としても効果があるということを業者の方からお聞きをいたしましたので、本年度についても現在の維持管理の予算の範囲内ですね、競技コート内に試験的に種まきを行いたいということでございまして、その単価をですね、示しますと49万9,800円ということで50万円程度で種代が済むというようなことでお聞きしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 夏芝を保護するためにも冬芝はいいんだということでお答えいただきましたけども、芝生化されて夏芝植えてあるわけですけども、まだ1年程度で夏芝を保護するとか、まだ数年経った中で夏芝がやっぱり傷むから冬芝を植えたほうがいいんだっていうのがあれば、当然試験的に植えて、計算上50万円程度で植えられるっていう話があるっていうのはわかるんですけども、まだ1年程度でこの判断されるのはちょっと早いんじゃないかっていう気もしますし、又、種代だけで50万円なわけですけども、これに年間維持管理っていう方面での経費が掛かるわけですけども、それ合計しますと、じゃあ年間今この冬芝植えたとしてどれくらい今後掛かっていく予定なんだろうかと。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 夏芝の育成保護ということでお伝えしましたが、夏芝につきましては使用頻度がですね、多くなれば多くなるほど傷みが激しくなります。そういったことでできるだけ使用する期間が長くなるようにするためには、冬場においても夏芝の育成の保護をする必要が一番いいのではないかと考えているところでございます。そういった中で冬芝を試験的に行ってはどうかということで計画をしたところでございます。

なお、種代の他にですね、やはり肥料代、薬品代等掛かりますけども、その点につきましても現在、指定管理者の方に委託をしております金額内、坂瀬川グラウンドの維持管理分の予算内で適応できるということで計画をしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 指定管理者の方をお願いしている金額は、もう当然コミセングラウンドとか体育館とか全て含んだ中での計算でしょうから、この部分だけの金額をお聞きするのはなかなか難しい部分があるっての今、金額明言されなかったのかなと思うんですけども、そういう意味での種代だけの話なんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 済みません、説明不足ですけども、指定管理委託料の中ですね、坂瀬川グラウンドの維持管理分につきましては268万2,000円を計上しております。その予算の範囲内で先程言いました冬芝の種まき、それからその後の維持管理も可能であるということでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） ということは、約年間に今後は320万円程度の年間維持費がかかっていくってことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 268万2,000円の中で維持ができるということでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今、言ったように種代は別。維持費と別ですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 種代も含めたところで268万2,000円の予算内でできるということでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 含むということは、今の指定管理代は210万円程度で請け負われてるわけですかね。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現在、坂瀬川グラウンド維持管理分については268万2,000円でございます。同じ金額です。先程言いましたように冬芝をまきますと育成保護のための保護砂の代用になるということで、その分保護砂等が減ってまいりますので、その予算の範囲内で収まるということでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） ということは、冬芝を植えても、今の指定管理料の金額は変わらないってことですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、そういうことでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） それじゃあ指定管理料が変わらないっていうことであれば、今後の夏芝の保護をするっていう意味でも効果があるわけでしょうから、その部分は理解するとして、当然町側も今後は坂瀬川グラウンドをどんどん推進していかれるわけですので、その部分を利用されるっていうことで理解したいと思います。

次に、ナイター照明の件も今後計画に、秋の先ほどの植栽の件と一緒に合わせた中で整備を計画していくっていうことでご答弁いただきましたので、これも対応をよろしくお願いしたいと思います。

次、備蓄倉庫の件ですけども、これは緊急対策の中の国からの補助金が対象外ってありますか、当たらなかったということで現在はその資金がないために配備されてないっていうご答弁でしたけども、現在、二次避難所等の計画もされていますし、上津深江でのあれもされているわけですけども、そういった予算が先にそっちに回されるのであれば出来たところのやっぱり当然これは非常用の物資ってというのは、これは避難所と対になった中でのお考えでないと、避難所は出来たけども非常用の物資は何もないってなれば、さっきも言いましたけども機能がされていかないと思いますので、その辺を先に入れるっていうお考えはなかったのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 備蓄関係、志岐、富岡整備をしておりますけども、その場所を含めてですね、今回のご指摘いただきました坂瀬川グラウンド横の備蓄倉庫も含めてですね、早急にその分は、完成の方が平成24年度になっておりましたので、さっき町長が答弁しましたように早急にしたいっていうことで、過疎地域の集落再生の方に応募をしようとしたんですけど、単独費がいらないように補助でしたいということでしたけど、それがだめだったということで今回当初予算に盛り込めなかった分を12月補正の方でお願いして、志岐、富岡そして坂瀬川の分を備蓄の方を揃えたいというふうに考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 12月補正っていうことですけども、再度別の補助金等の申請をされてっていうことでしょ。単独での町の例えば予算の中でそれを今度12月の補正に組んでいかれるということでしょうか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 防災関係でですね、いろいろ補助関係もあつとですけど、備蓄の用品関係はなかなか難しいっていうことで、ちょうどさっき言いましたように、補助絡みの自立再生っていうものがあつたもんですから、そっちに応募しようとしたんですけど、それを待ちますとなかなか整備できないってことで、12月の分につきましては

単独の対応ってということで考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 単独の対応をされるってということですね。そしたらこれはもう明神山、紺屋町、富岡地区も既に避難所が完成しとるわけですけども、坂瀬川含めた4地区全てにこの非常用物資を配備される予定でしょうか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 今言われた所に大体、水とか食糧がですね、5年持つとかっていうふうな話を聞いておりますので、一遍に揃えるんじゃなくてサイクル的に5年ごとに入れ替わっていくようにですね、1年分っていいですか、5分の1程度ずつをずっと配備していきまして5年間で全部の分を整備をする。そして次6年目には1年目の分が新しいやつに、持ちませんので消費期限が切れますので5年サイクルでずっと順次入れ替えていくような方式で整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 1年分を、今言ったように4地区分全てを1年分配備されるってということですか、そのサイクルってというのは。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 大体5年ぐらい持ちますので、要る分を5分の1ずつってことですかね。5年持ちますのでそれを一遍に揃えるんじゃなくて、順番にずっと5分の1ずつ揃えていって、5年後に全部をそろえる。6年目には1年目の分が賞味期限切れますのでそれを入れ替えていくっていうふうな形で整備をしていきたいというふうに思ってます。

○議長（倉田 明君） 野崎議員は今度坂瀬川だけじゃなくて、12月補正で明神山とか紺屋町もされるんですか、富岡もってそういうことでしょ。

○6番（野崎幸洋君） そういうことです。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） それは今、言いましたように今整備しているところの避難地の分も含めてっていう考えでおります。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） それじゃあ12月には揃うってということで、これは今先程も言いましたように、避難所と1対での考えのもとでやっぱり非常用物資は揃えられるべきだと思いますので、12月ということですけども早急な対応をお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（倉田 明君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。11時15分までお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

通告 3 番、浜口雅英君。

○2 番（浜口雅英君） 通告 3 番、2 番議員、浜口雅英です。質問の相手は町長です。

質問事項 1、協働によるまちづくり。（1）クリーン作戦のあり方。協働によるまちづくりに対しましては、町民、行政、企業、団体などが協働して豊かなまちづくりを進めていかなければならない。単独でのまちづくり、厳しい財政状況の中でその必要性が高まっているとし、町民参加のクリーン作戦を挙げられ、その他に各種団体による清掃活動・環境美化活動などが町の考え方として示されました。協働によるまちづくりは、環境美化にとどまらず、少子高齢化社会への対応など福祉、教育、産業振興なども視野に入れるべきと考えますが、今回はクリーン作戦に限って町の考え方を尋ねます。

クリーン作戦は、町道のごみ拾い、あるいは除草が主な作業になっている状況と思います。ところで、町民の年齢構成は平成 25 年 7 月 31 日現在の住民登録によれば、総人口 7,980 人に対して 65 歳以上の町民は 2,737 人で高齢化率は 34.3% に達しております。

ちなみに、国勢調査による町政年報では、18 年前の平成 7 年が総人口 9,613 人に対し、65 歳以上の人口は 2,387 人で高齢化率 24.8%。13 年前の平成 12 年では、9,436 人に対して 65 歳以上の高齢者は 2,717 人で 28.8% です。単純に比較しても 65 歳以上の高齢者は平成 7 年に比べ、人口で 1,633 人減少していますが、高齢者の数は 350 人増えています。平成 12 年比では、人口で 1,456 人減少し、高齢者の数は 20 人増えている。このことがまさに高齢化率 34.3% の実態といえるでしょう。加えて、特に山間部ではこの間の過疎化現象も著しい状況が見られます。

このような中で、年を取られて作業が困難になられたにもかかわらず、その作業内容と作業範囲は全く変わっていないのではないですか。

本来、道路、河川等はそれぞれの管理者が善良な維持管理に努めるべきであります。これを協働によるまちづくりとして町民挙げて美しい安らぎのあるまちづくりのためにボランティアに取り組んでいる状況です。

私はこのボランティア活動を通したまちづくりを否定するものではありません。しかし、先程述べましたように町民の高齢化が進んでいることを直視すべきです。このような高齢化、過疎化社会に移行しているにも係わらず、クリーン作戦の作業形態はこの十

数年間全く変わっていないのではないですか、お尋ねをします。

クリーン作戦で道路等の除草、草刈り作業に取り組んでもらう時はその作業量と作業能力などの作業実態を町で把握し、その地域に住んでおられる皆さんの年齢構成等を十分勘案した取り組みをすべきではないかと考えますが、町長の見解を尋ねます。

2番、町民生活における問題課題の提起とこれの解決。(1) 行政通信のあり方。町民の生活に密着した不安、不便などの課題については、各区長さんからの行政通信、あるいは議員などからの要望に対し現地調査を行い、できるできないに係わらず、なるべく早く要望者へ返答を出すようにしているという町の考え方を示しておられますが、今もその方針で取り組んでおられますか、お尋ねをします。

3番、高齢化社会における交通の確保。(1) 取り組みの状況。中学校の統合が具体化されている中で、独居老人世帯、老々世帯の交通の便として、登下校の合間にスクールバスの運行を工夫することはできないかという質問に対し、公共交通の不足を把握している。交通検討委員会で課題を模索している。バス運行をやる方向で9月までに結論を出したいという町の考え方を示されましたが、9月に入りましたがその結果はどうになりましたか、お尋ねします。

4番、道路網、交通網の整備。(1) 道路現状調査の結果は。町民の適切な日常生活と災害対策の1つとして、町道の機能を守るため町内全域の道路網の現況を総点検すべきと提起したのに対し、道路台帳を整備し現況把握に努めている。作業も複雑になってくるが今後とも努力したいとし、平成24年度補修の内容が示されました。又、改良の必要のある路線は年次計画により予算に反映させているとのことでした。

そして平成24年度緊急経済対策事業として、路面正常化調査を行い、全路線の路面についてひび割れ、陥没などの総点検を実施するというものでありましたが、その結果はどうでしたか、お尋ねします。又、結果を受けて舗装事業を行うということでもありましたが、町内全域でこの結果による舗装事業などを実施するとすればその事業概算額は幾らになるのか、お尋ねをします。

(2) 交通網の整備。1番、町道改良。町内の町道で、路肩の強化、交通安全施設の整備等を必要とする路線は複数存在すると思いますが、そのうち2つの路線を挙げて改良の必要性を提起します。1つには都呂々の萱の木線です。この路線の終点には民家があり、日常生活の中で欠くことのできない町道です。道路の概況は道幅が狭く、急こう配で離合箇所もない。又、道路の北側は急峻で道路を踏み外せば海岸まで落ちてしまうような危険な道路です。現地を確認の上、早急な対策が必要であると考えますがいかがですか。

2つには、志岐の上鳥越線があります。この道路は、城下草場線から農村運動広場の横を通り、温泉センター手前から左折する道路で延長約350mで、この道路も一部幅

員が狭く、離合が不可能な部分があります。この道路の終点部は借家、個人の持ち家、合わせて約20戸の集落があり、この集落の日常生活道路として地域の住民が日々利用しておられます。お年寄りの買い物、通院、一般の通勤、児童生徒の通学路として欠くことのできない重要な役割を担っております。

これらはいずれも事故、災害等発生時には救急車両の通行も困難な路線なので、住民の日常生活と万一の対応に備えて早急に改良すべきではないか、お尋ねをします。

2番、富岡・茂木航路の充実。8月24日、28日の新聞報道によれば、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として天草市崎津集落が世界文化遺産の推薦候補に選ばれたとのこと。天草市崎津集落が「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦理由として、住民が隠れキリシタンとして日本のキリスト教史で重要な弾圧・潜伏の部分を担当と報道されていました。決定までには幾多のハードルがあるとも報道されていましたが、我が苓北町もこの推薦決定に向けて積極的に協力していくべきではないかと考えます。

その理由は、1つには、これをきっかけに我が苓北町の歴史豊かなキリスト教関連遺産の検証に、なお一層の弾みがつくのではないかと考えます。2つには、長崎茂木と苓北の航路の拡充が期待されると考えます。平成23年10月にフェリーが廃止され、現在は高速船により長崎との交流が保たれていますが、天草市崎津がこの世界文化遺産として認定されれば、長崎から天草への出入り口として苓北富岡港が最も近距離で優先度は高くなります。しかし、現状の交通手段が高速船1隻では不十分です。このような状況を踏まえ、この機会を捉え、富岡・茂木両港湾の整備と大型高速フェリーの就航に向けて、安倍総理率いる国、県など関係機関に働きかけてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

5番、防災対策。(1) 町内各種指定地域。1、種類と箇所数。現状と今後の対策及び具体的な取り組み。急傾斜地域、砂防地域等その他の危険箇所の種類別箇所数はどのくらいありますか。又、これらの区域箇所には緊急度によってランク付けはされていますか。更に、今後どのような具体策で対処していきますか。

(2) 県の土砂災害防止法に基づく現地調査。8月21日付けで県地域振興局から土砂災害防止法に基づく現地調査についての文書が各戸回覧されました。この調査は、現在の指定区域の更なる詳細調査として、従前の危険地域指定を補完するためのものですか、それとも全く別個の調査になりますか。又、調査の結果次第によっては、国の防災・減災対策事業の対象として具体的な対策が可能になるのですか。

6番、平成24年度補正予算事業の進捗。(1) 執行状況。第16回定例会において、平成24年度一般会計予算で20億3,300万円の増額補正が議決されました。いずれも繰越事業として、工期は平成26年の3月末日までと考えますが、その進捗はどのような状況かお尋ねをします。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、クリーン作戦のあり方についての質問でございました。苓北さわやかクリーン作戦は、町民皆様の環境意識の高まりとご自分の地域は自分で守るという協働のまちづくり意識の定着により、本年も約2,700人の方にご協力をいただき、町を挙げて一斉に取り組むことが出来ました。

概要につきましては、まず区長会においてもご説明いたしますが、実施内容については各行政区の実情によりお取り組みいただいております。作業時間はほとんどが午前7時から、実施する場所は町道・県道・国道沿い、海岸、行政区有施設周辺など、作業内容は空き缶等のごみ拾い、草刈り、海岸線のごみ拾い、支障木の伐採など、それぞれの行政区の実情に合わせて実施をしていただいております。

このことは町民の皆様方の意識の高まりと、これまで関係者皆様方のご努力の賜物だと感じているところでございます。

又、このことを先進事例とし、天草全土におきましても、行政と民間が一体となった美しい天草の道路景観を目指す取り組みとして、国道沿線の除草等が昨年度から取り組まれていると聞いております。

浜口議員おっしゃるとおり高齢化が進んでおり、今後、各方面で知恵を出し合い又、検討を重ね、まちづくりを進めていかなければならないと考えておりますが、クリーン作戦の取り組み内容につきましては、各行政区の主導によりお取り組みをいただいておりますので、このことを大事にしていきたいと考えているところでございます。

次に、行政通信のあり方についてのご質問です。行政通信につきましては、議員ご指摘のとおりできるできないに係わらず、なるべく早く返答するようにしております。これは従来からそのような指導はしておりましたが、どうも曖昧な回答をする課がありましたので、今年初めに又、あえてこの件については各課長と確認をしあったところでございます。

更に、現在できるものについては、実施時期を明記するように指導もしているところでございます。

次に、高齢化社会における交通網の確保の取り組み状況。取り組み状況につきましては、地域公共交通の見直し計画につきまして、平成25年から始めておりまして、平成27年4月1日を最終の運行計画として作成しております。

計画については、平成25年度は温泉バスの運行について、温泉センターの休業日を除き、水曜日に利用者の多い坂瀬川方面の運行を始めたところでございます。平成26年度は、平成27年4月からの中学校の統合に伴う新たなスクールバス導入により、坂

瀬川地区、都呂々地区の一般乗客の混乗計画を作成し、混乗ってというのは生徒も一般乗客も一緒に乗るってことです。平成27年4月1日から利用を開始します。

又、現在の都呂々小学校のスクールバスの空き時間が増えるため、乗降場所として温泉センターだけではなく、役場や商業施設を巡回するバスの機能を持たせる路線計画を作り、交通の確保に努めることとし、これも同じく平成27年4月1日からの利用開始と考えておりますが、バスの購入が出来次第、試験的に運行をなるべく早く始めたいと考えているところでございます。

次に、道路現状調査の結果についてでございますが、これは業務調査が完了しますのが12月末でございまして、現在調査中でございます。調査結果が出来ましたらその結果を踏まえまして、今後どうするか具体的な検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、町道改良についての質問でございます。町道萱の木線についてでございますが、離合箇所の新設につきましては以前から検討をしておりました。いわゆる北側っていうか海側の方はこれを拡幅するっていうと大変な費用が掛かりますので、できれば山側の方で地権者のご理解を得られるように働きかけもしておりますが、現在のところ用地についての同意が得られておりませんので、再度お願いをしてこの拡幅についても検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、町道上鳥越線についてでございますが、現道は、一部急な上り坂になっており、見通しが悪い箇所が見受けられます。今後の対応につきましては、現道の拡幅が良いのかどうかということを検討をしてみたいと考えております。

次に、富岡茂木航路の充実についてでございます。富岡茂木航路につきましては、生活航路として、そして交流人口の拡大航路として大切な航路ということで、町も支援を行って進めております。フェリー運航は非常に町からの持ち出しが多過ぎるという議会からの声もあり、精査をいたしまして高速船に移行して運航をしているところでございます。

今の状況を申し上げますと、この高速船の維持をするのが精いっぱいである状況でございます。又、幾つもの難題も抱えており、今は高速船を維持することが第一の課題だということで、この件につきましては議会が終わった協議会の中で又、ご説明をしてみたいと考えているところでございます。

今、ご指摘がありました天草崎津集落を含む長崎の教会群の世界文化遺産登録、政府推薦が9月末までに決まるようになっております。世界遺産登録が決定されますことは大変素晴らしいことだと思っておりますし、それを願っているところでもございます。相手が両県にまたがった相手でございますので、その辺のところ非常に微妙なところだと思いますが、是非成熟度の高い長崎天草の教会群を推薦候補の一番に挙げていた

だければと思っているところでもございます。登録がはっきりいたしたならば、これは仮定でございますが、その段階で長崎県・熊本県両県と、又、天草市も含めてこの航路を更に充実していくべきだと考えておりますので、よく検討していきたいと思っております。

ちなみに、先だつての苓北長崎会では中村長崎県知事もご出席になられまして、この航路のことも話題になりまして、「大事な航路だから」ってこれは世界遺産が登録出来た時の前提でお話になっておられましたが、「大事な航路だからしっかり守っていかなければなりません」という発言もありました。そういうことで非常に我々の地域にとっても希望の持てる話題が出てきているということでございます。どちらにしろ、これがある無しに係わらず、長崎茂木・富岡航路についてはしっかりと航路運営を維持できるように知恵を出していきたいと考えているところでございます。

県の土砂災害防止法に基づく現地調査についてでございます。今回の調査は、平成12年5月土砂災害防止法が制定され、平成14年3月土砂災害危険箇所が公表され、今回、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域を指定するための調査で、従前の危険地域指定と別のものがございます。従前の危険地域指定がハード対策であり、今回の指定は危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが目的でございますので、共に補完し合う対策ともいえると考えております。

最後の調査の結果により、指定された場所、国の防災・減災対策事業として対象事業となるものではないというお答えをいただいているところでございます。

次には、平成24年度補正予算事業の執行状況についてのお尋ねでございます。緊急経済対策関連事業の執行状況については、6月の定例会において一覧表を配布しております。その中で、まだ未発注のものが町道改良事業の志岐中央線側溝工事、町道舗装事業の5路線、農業水利施設保全合理化事業の志岐ダム付帯設備更新と農業基盤整備促進事業の坂瀬川大円地区排水路整備の工事が残っております。それぞれ10月までには発注予定で準備を進めているところでございます。

その他の事業については、それぞれ発注が進んでおり、全て工期、3月までには終わるように順調に進んでいると聞いているところでございます。

町内の各種指定地域の種類と箇所の現状及び今後の対策についての質問に対する回答が抜けておりました。

現在、苓北町で指定されております危険箇所対策指定の種類といたしましては、急傾斜地法によります急傾斜崩壊危険箇所19カ所、砂防法によります土石流危険箇所17カ所、地滑り法によります地滑り危険箇所8カ所の、計44カ所でございます。

これらの区域の整備につきましては、人家の戸数により区分されており、戸数5戸以

上について熊本県が事業主体として整備を進め、緊急度については県で優先順位を検討し事業を進めていただいております。

苓北町といたしましては、危険と思われる箇所につきましては、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、平成24年度補正予算事業の進捗です。これは通告書の中では一覧表を提示してほしいという要望をしておりました。口頭で説明を受けましたけども、なかなか具体的に箇所がわかりにくかったわけですが、10月までには発注するということですね。あと工事期間が11月、12月、1月、2月、3月までの5カ月間になるわけです。例えば舗装だけの場合はその期間あれば十分ということもあろうかと思いますが、先程町長の話の中では志岐中央線の話もされました。この志岐中央線につきましては、単に舗装改修だけでなく、沿線の民家に路面水が入り込む恐れがあるというふうなことから、側溝の改修も含めて取り組んでいくという話を聞いておりましたけども、残り5カ月でその側溝と舗装があるような工事を完了できるんですか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今ご質問の志岐中央線の側溝改修と舗装につきましてでございますが、9月に発注を予定しておまして、その3月までの期間で工事を完了する予定でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 3月までに完了する予定というのは、これ繰越事業ですのでね、それは当然のことです。

私がお尋ねしたのは、単純なと言いますか、舗装だけだったらある程度の無理は利くかと思いますが、どういう形で志岐中央線の側溝を改良されるのか、詳細は存じておりませんが、もしその側溝の改修も含むということでこれまで話を聞いておりますので、もし側溝改修も取り掛かるとすればこの5カ月ぐらいで工事が済むんですかとお尋ねしております。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今回の志岐中央線の側溝改修につきましては、現在ございます町道の両側にございます側溝につきましてはそのままでございます。ただ、前回の今まで問題になっておりましたのは、国道の方から流れ込んでまいります表面水の処理というのが一番問題でございます。その意味で、今回は両側の側溝はそのまま生かしまして、その町道の中に路面水を処理するような仕組みの側溝を造りまして、その側溝をあわせまして今までの排水に対してのボリュームを増やして、そして排水をすると

というようなことで考えております。これにつきましては、工期の中で十分対応できるものと考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 路面水を路面で処理するという魔法のような工法でされるらしいですが、工期はいずれにしても繰越事業ですので確実に工期を守ってもらうということで当然されると思います。もし、工期切れの事態が発生したときは、これは交付金の返還につながってくるわけですかね。ちょっと確認の意味でお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 現在、議員がおっしゃいましたが、現在発注する段階では工期内に工事を収めるということで、それに努力していくということで考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 防災対策についてですが、町内の各地域の中に全部で44カ所その指定地域があるということですが、これは定期的に見回りなどは行っておられますか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） この管理につきましては県が事業主体でございますが、住民の方からこういう状況であるとか、そういうふうな連絡を受けましたところにつきましては確認に行っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 住民の皆さんからそういうお知らせがあれば出掛けていくということですので、自分がいろいろ別件で回った時に「役場に言うばってんがなかなか来てくれんもん」という話もありましたので、そういうことがないように対応をよろしくお願いしたいと思います。

それから最近はゲリラ豪雨といわれる短時間に集中的に雨が降るという状況が頻繁に起こっていますけども、そのことによってちょっと危なくなったというような箇所は掴んでおられませんか。なければいいです。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今の時点でははっきりどこが危ないということはまだ掴んでおりません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 高齢化社会における交通の確保で、これまで町が示されていたような町長のお話がありました。中学校の統廃合については、校名や位置が具体的に決められたようである。本件については運行時間や駐車場所等々の事案も出てくるかと思

われるので、実地検証を速やかに行い、課題の解決に努め交通の利便を図ってくださいということです。

ただ、現在病院等で患者の方の送り迎えをされております。スーパーあたりでもそういう店でもですね、そういう傾向があるようですが、病院等の場合は送迎に係る経費が結果的に町の福祉関係特別会計に影響を与えるということはないのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） そういうことはありません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 道路網の整備の中で萱の木線の場合ですね、先程も当初申し上げましたように北側、海側の方はかなり急峻になっております。用地交渉とかそういうものも目論んで拡幅の検討もされているようでございます。それが地形の状況からすると、用地がOKいただいたにしてもかなり大掛かりな工事になるんじゃないかというふうな気がします。だからそれを待って何年後にできるのかわかりませんので、当面はですね、交通安全施設ガードレール、そういうもので対応していただいて、そこを通行される地域住民の皆さんの安全を図るべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） ガードレールの設置につきましては、用地の関係、設置箇所等の問題がございまして、その用地の確保とその辺検討しましてですね、今後ガードレール設置につきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 用地もですね、道路拡幅に要する用地の交渉とそれからガードレールを建てるぐらいっていうとちょっと言い方悪いわけですけども、ガードレールの基礎部分の土地の交渉では雲泥の差があるかと思います。そういう意味ではですね、毎日その道路は使われるわけですので、本来ならば拡幅が最善ですが、それが間に合わないということであればですね、その間は早急にガードレールなどを設置されて安全を守っていただきたいと思います。

それから道路の全体的な話になりますが、道路の役割、例えば民家や商店、病院等の立地の状況などによって道路改良のランク付けといいますか、施工順位といいますか、そういうものの検討もされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、浜口議員からご提案がございましたが、これからの中長期・長期の道路行政、そういうものの中で振興計画の中でそういう絶対必要なもののA B C Dをやはり付けていく必要があると思います。限られた財源の中で苓北町を運営し

ていくためには、今おっしゃられたことを非常に胸に受け止めて今後計画を作っていく  
たいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） クリーン作戦の取り組みについてですが、各行政区にお任せし  
ていると。これはいろんな作業人員とかですね、場所とかそういう細かい部分について  
はこれは区長さんにご苦労いただくというのがやむを得ないことだろうというふうに思  
います。

私が提起しましたのは、先程述べましたように、高齢化が進んでいる状況を各行政区  
にお伝えし、年齢構成に見合った作業でクリーン作戦に参加協力を呼びかけるべきでは  
ないかということです。行政に対する奉仕的といいますか、そういう意識は年齢が高い  
ほど使命感を持って協力していただいているという状況がですね、若い人にだめだとい  
うことではありませんけども、そういう状況はあるんじゃないかと思います。

更に高齢者の場合は、足腰の体調に課題を抱えておられる方もおられます。少しぐら  
い体調が悪くても区民としての責任感からですね、無理にでも協力しなければならない  
という感情は強い傾向にあると思います。草刈にしても機械による作業が主流になって  
おります。数年前、草刈り機の事故で亡くなられた事例を忘れてはならないと思います。

万が一、作業に出られて体調を崩した、あるいはケガをされたという時の対応は町と  
してどのように処理されますか、お尋ねをします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 高齢化それから過疎化は先程議員おっしゃるとおり進  
んでおりまして、町長が先程申しましたがまちづくりの中でいろいろ検討していきな  
きゃいけないということでございます。

クリーン作戦につきましては、概要につきましては町の方で立てましてあと詳細につ  
きましては各行政区の実情の中でですね、いろいろ取り組んでいただいているというふ  
うなことでございます。計画につきましては各区長さんからですね、時間、人数、作業  
場所、区間等につきましては内容等につきまして計画書を出していただいております  
が、それもそれぞれまちまちというふうな状況でございます。そういうふうなこと  
の中で今現状といたしましては、今のようなことで区の実情の中でですね、区長さんの  
っていいですか、区の計画の中で進めていただいているというふうな区主導での取り組  
みを大事にしていきたいと思っております。

それからケガの件なんですけども、今年は幸いケガはありませんでした。去年1件、  
ケガがありましてそれにつきましては、公民館も協賛団体になっていただいております  
ので、公民館の保険と町の保険と2つで対応するようにしております。ただ、その状況

次第ですね、保険の対応にならない時もありますけども、それに対応するようなことでのものがございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） そういうケガがあったとか事故があったとかというのは、区長さんからの申し出を待つわけですか、それともクリーン作戦の主催者といいますか、呼び掛け人である町がお尋ねをすると、聞き取りをするということなんでしょうか。その方法です。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） それにつきましては、区長さんからの報告で対応をしていくというようなことでしております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 直接の分が、自分が聞いた範囲では1件あっております。ただ、大きな外傷でなかったということですね。そのことが非常に診断的に難しいものがあるかと思います。このようなケガを含めて全体的な仕上がりも含めて、事後の、済んだ後の実績調査などを実施されて、そしてそのことに対する各行政区の反省点とかですね、そういうものを行政区の中で処理できる反省点は別にして、町が協働によるまちづくりを進めていく中での問題提起といいますか、区民の皆さんのクリーン作戦を通しての問題提起をいただくというふうなことにして、簡単に言えば事後調査、実績報告というかそういう形を取られたらどうかと思います。

作業そのものは行政区、住民の皆さんにお願いするにしても、作業中のケガや無理のない作業環境づくりは行政の役割だと思います。そういうことでよろしくお願いします。

それから次に、行政通信のあり方です。この中で町長から今具体的に説明をいただきました。私が思いますのは、これまでの、後で3点ほど具体的にお尋ねしますが、これが遅れたという理由についてはですね、町長も申しておられますように行政通信についての窓口がやはり一本化されていなかったのではないかと。それから行政通信による要望は行政全般にわたって多様で幅広く、役場内のそれぞれの部署に係わってくるとすると、そういう意味でも窓口は1つにして要望の処理状況を随時確認すべきではないでしょうか。

それから当然そういうことになってくれば、収発簿とかですね、そういうものの書類をそういう類を整備されて、1件ずつチェックをしていくということで対応をしてもらえばと思います。

それから、町道の補修工事の要望について、行政通信議員要望の中でですね、2つ出しています。これは平成24年6月25日に道路の補修工事について、区内での要望事項が行政通信で提出されているはずです。内容は、「大雨で路肩が傷み、路面水が水田

用水路に流れ込み水田耕作者に迷惑を掛けている。ご検討をお願いいたします」というものです。これに対して6月26日、現場を確認したと。翌日ですね、すばやく確認をしてあります。路肩補修、排水対策については今後の予算状況を見ながら対応するという返答は出されてもらっておられるようです。しかし、現場は路肩の舗装によって安全施設であるガードレールの基礎部分はもうむき出しになって露出しております。格好はガードレールが設置されているわけですが、その機能は不十分な状況ですね。そういう状況なのにも係わらず何の解決策もないままに放置されている状況の中で、その区長さんも苦慮されておるようです。

私もこれを受けて「平成25年6月に地域住民の声として行政通信という手段により改善を訴えておられる。早急に改善策を取られ、窮状を打破すべき」という議員の質問要望書を出しておりますが、これにも何の反応もありません。

それから外灯の新設要望についてということで、平成24年の7月4日に行政通信が出されていると思います。これに対して町の回答は、「避難路として改良工事の予定がある。手戻りがないよう工事完成後に検討したい」という返事です。そして半年後に、平成25年1月24日に避難路の改良が外灯の新設に大きな影響があると思われ、新年度の進捗を気にし予算編成時期に合わせた中で再度要望をされたとのことでございますが、この時の町からの回答も前回同様に具体的な話は聞けなかったということです。

現在も、当該箇所の1期目の工事は済んでいるようですが、2期目の改良が実施されるような状況ではありません。ここで言われる避難路の事業はいつ完成して、外灯の設置はいつになるのかお尋ねをします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） クリーン作戦の実績の取りまとめか何かだったですかね。そのことについてはですね、繰り返しになりますけど各行政区の実情の中でごみ拾いをされたりとか、草刈りをされたりとか、空き缶拾いをされたりとか各行政区の施設の周辺のっていうことで諸々で対応違いますので、まず自分たちの地域は自分たちで守るという、そういう協働のまちづくりというものを大事にしていきたいと思っておりますので、今のような状況で進めていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 行政通信の答弁おねがいします。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 行政通信につきましては、総務課の方が窓口ということで一括して受け付けまして関係課の方に回答のほうをお願いしまして、回答が上がってきた分を又、総務課の方から区長さんの方にお渡しするっていうふうな方式を採用しております。

それから個別になりますけども、コミセンに抜ける道の外灯の件の要望があったということで、私の方も記憶をしておりますけども、一応あそこが土木の方で避難路の整備

ということで一部、中通側からの分を整備をしております。残りの部分がまだ未整備なんですけども、その件につきまして私の方も問い合わせを担当課の方にしたんですけども、その折に先の方がなかなか用地的に難しいってということもお答えいただきましたので、そしたらもう今の整備のところで終わりなんですってということで確認をしました。回答の方でもお答えしとったんですけども、外灯の新設っていうのはなかなか予算的にですね、まず外灯の球切れの修繕の方が最優先で来ますので、その予算をにらみながらってということで対応をさせていただきたいと思っておりますけども、もう1つあそここの部分は田んぼ、レタス等の耕作地のすぐ横になりまして、以前も他のところの場所でいろいろあったんですけども、耕作者の了解っていう点がですね、なかなか難しかったところもあったですよ。日照といいますか、照度の関係で稲の生育が、とかっていう問題もありまして、その点の耕作者の方のですね、ご理解も得なければなりませんので、その点の話もしながら予算もにらみながらってということになりますので、ある程度の外灯の修理の方の目途が立つ年度末ですね、その辺を目処にできるならば今年度でしたいというふうには思っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） その路線は橋桁が高くて、それから一気に又、道路が下がってるですね。あそこはもう既に1回落ちられてケガをされて入院をされているという事例も発生しております。なかなか今の一般の会社では、8時から5時までということはないわけですね。24時間の勤務があります。そういう部分があっても免許を持たずに自転車で通っているという方ですが、高齢者ではないわけですけども、急な部分があってちょっと見えにくかったので落ちてしまったということがあったようです。ですので、農業振興の面もあるかと思いますが、やはり人命を守ることが一番、そのことを無理にですね、農業の方に押し付けるということではありませんけども、やっぱり人命を守ることについては、農業者の方に理解いただけるような交渉を進めていきたいというふうに思います。

それから、消防器具の維持管理について、これは3月13日の予算審査特別委員会の中での意見のやりとりです。これは1人でなくて複数の委員から質問がありました。防火水槽、消火栓等消防器具の維持管理のあり方についてということでですね。それでこれに対しては消防団に点検をお願いしているが、確認するということでしたので、又、更にお尋ねをした経緯があります。このことについては、町長名で「防火水槽、消火栓などにつきましては日頃から消防団の訓練などの後に各分団で点検をお願いしております。蓋が開かない、ホースがないとのことでしたが、蓋は開いてホースもありました。消火栓の施設は適当な場所をお教えいただければ幸いです」というものでした。

この時、予算委員会のやり取りっていうのは、そういうことではなかったと思います。

ホース格納箱が固定されることなく、民家の外壁に立てかけたままの状態にある。又、格納庫の蓋も壊れている。このような状況にあるので格納箱は固定すべきではないかということでした。

加えて、この件については消火栓を開け閉めするスパナも見当たりません、そういう意味で関連器具も万全の維持管理に努めるべきではないかということでお尋ねしたものです。

消防設備の維持管理についてはですね、町民の生命・財産を守るという立場で、勿論消防団の皆さんの協力は絶対必要ですが、こういう部分は消防団の訓練後に点検をお願いしているということも必要かと思いますが、町が直接調査・点検そして整備を行うべきではないかと。これが行政の義務ではないかというように思いますがいかがですか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 予算審査特別委員会の折の話だったかと思いますが、あの折、防火水槽の蓋が開かないということで、城下の方の分はすぐに取りかえたということを担当の方から聞いております。それから消火栓につきましては、中通の分ということで記憶しとっとですけど、担当の方が見に行きまして、そのカードばかりで消火栓はありましたよとかっていう報告受けとったですけども、その後、中の分がなかなか傷んでおるといふような話もお聞きしましたので、又、再度担当の方にその対応をっていうことでお伝えをしておきました。

本来、町の方で全部維持管理っていうことで責任持ってやればいいんですけど、なかなか数が膨大な数になっておりますので、人的にちょっと無理かなというところがありますので、今の現状は消防団の方にその担当地区の方の防火水槽とか消火栓の位置の確認もですね、団員の方も代わられますのでそういう確認も含めて防災訓練等の機会を利用してですね、確認の方もお願いしているのが現状です。

○議長（倉田 明君） 所要時間も少なくなっておりますので、そういったことを配慮されて質問願います。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 先程申し上げました消防設備の維持管理は町民の生命・財産を守ることなんだということです。そういう認識をお持ちになりながらその担当である総務課長は、ちょっと人的に無理ではないかという話もされております。それはやはり言うべき言葉ではないと思います。勿論先程から言いますように、消防団の皆さんに積極的に協力いただく、それは当然そうしていただかないとなかなかやりにくい部分がありますが、やはりそれは繰り返しになりますが、つい最近上津深江でも火災が発生しております。やはりこれは町民の生命・財産を守るっていうのは町の行政執行の一番の基本ではないかというふうに思いますので、安易に人が足りないということはですね、議会の場では発言すべきではない。それは町長がおられる課長会議とか町長との協議の中で

は、生命を守るために町行政を執行していこうと思うがその事業、例えば点検・調査に対する事業については人間が足りませんと、だからどうかしてくださいというべきではないと思いますが、町長はいかがですか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については、人が足りるとか足りないとかっていうことよりも、何かもう1つ欠けているような気もいたしますので、庁内で調整します。

○議長（倉田 明君） もう最後をお願いいたします。

○2番（浜口雅英君） これで終わります。

○議長（倉田 明君） わかりました。それではこれもちまして、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

通告4番、神崎公顕君。

○11番（神崎公顕君） 通告4番、神崎です。

町道上津深江椎葉線の舗装工事早期実施のお願い。今回は、曖昧語の「努めます」から「実行します」へお願いをしたいと思います。又、最高責任者であります町長に全てを言いたいのではなく、担当課長の働きを期待するものであります。

町道椎葉線は、町村合併と同時に昭和30年1月1日、町道として認定されたことは、いかに当時から町にとっても上津深江にとっても重要な路線であったかわかります。広域農道より上津深江側は志岐財産区所有林で、上津深江各区は終戦後、直ちに分収林契約を締結し杉・ヒノキを植栽、管理等にはなくてはならない作業道路でありました。

又、今日では上津深江ダムへ行く幹線道路でもあります。総延長3,042m、うち1,732mは舗装が完了しており、管理は年2回の藪払いも実施しております。しかし、残り1,310mが無舗装で側溝もないことから荒廃が進み、人も車も全く通行できません。

町の振興計画実施計画書では、平成24年度から26年度まで毎年僅かですが、延長100m、幅員4.1mでしっかりと財源裏付けも計上してあります。振興計画とは奮い起こして物事を盛んにすることであり、又、これら物事を言うに当たって、方法手順などを考え企てることであり、実施計画書とは実際に実行することであります。

この件については、平成23年9月にもお願いをいたしました。回答は「既に振興計

画に搭載済みでありますので、計画に基づき実施するよう努めたいと考えています」との答弁でありました。至って便利な曖昧語で、この言葉で質問者は納得し、了として聞いていただいたものとするものであります。

議会での答弁は、振興計画を立てたならこれを遵守するという基本姿勢で事に当たる態度が必要であり、物事がそれに基づいて成り立つ根本が求められます。区民の方々は、期待をしていたが何らこれまで努めた形式は未だに見当たりません。なぜ計画したものが実施できないのか。町長は努めますなど、議会答弁で好んで使われる言葉や言い回しで頻繁に意気込みを見せられるが、過疎化が進みつつある小さな集落の声にはまだまだ手が届いてなく、おろそか扱いのようで実は上がっていません。

今回の舗装についても、答弁では平成２３年度から１０年くらいかけて実施するようになっておりました。ところが平成２５年度も着工の道筋さえも見えず、期待薄のようです。これから年末に向けて予算編成作業がスタートします。総務課の査定で絞り込まれていくと思いますが、優先順位を見極めてほしいものであります。

地元の期待からすると、振興計画の遵守、確認という公務員の仕事の基本をないがしろにしていると言わざるを得ません。毎年再編する芥北町振興計画実施計画書の位置づけをどのように考えますか。現実的に平成２６年度予算に骨子を決め込み、工程表を盛り込んだ今後の取り組みについて説明を求めます。

又、監査委員から振興計画実施計画書の現地照合と見聞、進捗状況等について何らかの指摘・指導等ありませんでしたか。あったらお知らせをしてください。

又、浜口議員への回答で、道路の状況調査は今１２月に完了するとのことでございます。是非、いい方向で実施していただきたいと思います。町道の補修等も同じであります。

以上、質問を終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の神崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成２５年度実施計画においては、延長１００ｍを舗装するように計画をしてございましたが、平成２５年度予算には未だ予算計上いたしておりません。

議員ご指摘のように、１０年間の計画そして又、その計画を凝縮して３年間の実施計画、実施計画に載ったならばこれは具体的にどのくらいの予算でいつやるかっていうことをやはり検討すべきだと考えております。ただし、１０年間の計画につきましては、世の中の移りもいろいろございますので、途中で変更になることもあることもございます。

そこで、実施計画に載っておったやつがどうやって今度は載らなかったのかということでございますが、やはり予算の限られた中で優先順位を付けたところ載らなかったと。

それでグレーダーで押して当面をしのいだわけでございます。今後はこの舗装工事も含めまして、漏れたところもでございます。今後の予算の執行状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

そういった場合に、又、平成26年度以降も今回取り逃がした場合には、必ず載るように、今度は必ずと申しておきます。ただし、予算の執行状況では平成25年度内に検討ができるかどうか、12月ぐらいになればわかってくるんじゃないかと思っているとございまして。

以上、神崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 大変ありがたいお言葉をいただきましたので安心しております。

と申しますのも、一昨年から平木の区長さんから「どうにかしてくれ」というようなことで、それでは行政通信で出してくださいというようお願いをしたんですけれども、「いやあ、やっぱり町会議員が言うた方が良かろう」というようなことでございまして、今度の質問を又、したわけでございます。大変、平木の方々はもうできるものと、私も「振興計画に載とります。又、財源も裏打ちがしてありますのでしてくれますよ」というようなことで、今年は一昨年でございましたけれども、カネマツ組さんによるグレーダーで押していただくようにしましたというような報告をしとったわけでございます。どうぞ、平成25年度、26年度ですね、出来ますればお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（倉田 明君） これで神崎公顕君の一般質問を終わります。

通告5番、野田謙二君。

○1番（野田謙二君） 通告5番、1番議員、野田謙二です。一般質問をさせていただきます。

さて、我が国は現在、アベノミクス政策を行って、日銀も含めたデフレ経済からの脱却を図ろうと大胆な経済政策を行っております。この20年余りの底冷えした経済状況からの大転換を図ろうとする大胆な経済政策に、株価や円価格など将来を期待する数値が反映されているところです。

そこで町長にお伺いいたします。これらのアベノミクス政策において、現行の苓北町経済に今年は20億円以上の補正予算がもたらされました。大変な数値であり、役場職員には感謝の言葉を申し上げます。しかし、これらの数値はあくまでも一時的なものであり、本来はデフレ解消、日本経済の復興へと繋がるものでなければならぬはずです。近い将来において、苓北町でどのような産業が今後の苓北町経済を引っ張っていくようになるのかはまだ見えていないのが実情です。

今現在、実際に出ております株価や円価格は、あくまでマクロ経済を表す数値であり、産業間の平均的な期待される数値です。具体的にどのような産業が成長するのでしょうか。メディアで言われているように、医療だ、農業だ、教育だと大きな枠で論じられることはありますが、実体経済においては産業間の格差も出てくるのは間違いありません。農業においても、医療においても、教育においても全てが良くなるのではなく、あるものは具体的な成長へとつながり、あるものは何の効果もなく変わらずに、又あるものは縮小していくのが現実です。

現実的な市町村行政においては、家庭の状況において又、個人の事情において縮小していくしかない事業であっても辞められないこともあるのも現実です。だからといって、成長しようとする事業に意欲を持って取り組もうとする個人に対して、市町村行政が実際に成長するまで何もしないわけではないはずですが。市町村行政においては、市町村の期待する産業への取り組み方を行おうとする個人の応援もするし、実際に事業として成立するまでの期間、少なくとも1年から3年の期間は補助をしてもらわなければ何の新しい事業にも展開できないのではないかと思います。どうでしょう。

そんな中で、苓北町においてアベノミクスで生産性の上がる可能性のある事業はどのような事業であるか、具体的に列挙していただきたいと思っております。

しかし、具体的な事業を列挙するのが困難であることは重々承知しております。向上の可能性のある事業と言えども、幾ばくかの努力なくしては事業が成立するほど甘い時代ではありません。勿論、事業を行う場合には事業者が必要な業務を最大限実行することを前提としております。

同じように、苓北町役場が期待する産業の形式だけでも結構ですからお聞かせください。又、アベノミクスは戦略的に苓北町の産業の構造構成的に、苓北町経済へ何も可もなく不可もなくではないかと思われるならば、そのようにお答えください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

非常に大きな時点で捉えられて、それを苓北町はどうなのかというようなお伺いがありました。特に、安倍政権になって新たな経済運営をやっておられます。その始まる時には今までの失敗を顧みないで、もう批判が相当飛び交いました。こんな大胆な金融緩和をやってどうなるんだと。日本の経済が益々悪くなって、国の財政も破綻に近いんじゃないかというような意見でありました。そういう人たちは、今まで20年間、いやもう30年近く失敗した自分たちの経済政策を取り繕うための意見が多かったと私は判断してます。いろいろやったけれども、日本が経済でも二流、三流国になりつつあるということを救うためには、今までやっぱりやらなかったことで可能性のあることをやる

ということが非常に大事ではないかと私は思ったわけでして、やっぱり「やるならやれ、安倍」とそういうふうな感じでございました。

特に、その1つの骨子は円安、これが円高がもたらす大変な国民にとってのマイナス点。確かに円安になれば得をなさる分野もございますが、日本にとってはこの円高が大半の国民にとっては大きな足かせになっておりました。そういった意味で、大胆な金融緩和をやることによって従来お金が行き届かなかった中小企業にも、そして瀕死の企業にもですね、お金が回ると。そこで元気を出してもらおうと。そしてこの金融緩和をすることによって、やはり国際的には円の地位が円安に向いていくということでございます。このことを思い切ってやっていただくには、やはりその下で実質的にやる方たちの考え方次第なんです。今までの日銀の方達はそういった考え方をお持ちになっておられませんでした。思っておられる方を人事に具体的に表されまして、4月4日に黒田総裁が実現して、早速そのアベノミクスの実行に移ったわけですが、それまでも期待感で相当な戦果が上がっておりました。

一番の私は苓北町民にとって、産業にとってプラスになったっていうのはそのことについてはですね、これは年金だと思います。年金財政がですね、これは円安に振れたことで日本の企業、大半が相当のプラスになったわけですね、収益が上がりました、びっくりするほど。それが元でやはりこの年金が大体126兆円の基金を持っております。そして厚生年金は大体39兆円ほどの年間の扱い高であります、大体均衡して黒字を少し保っているというような状況でございます。しかしこれは126兆円、以前は130兆円余りまでございましたが、その基金を取り崩してようやく均衡させておったというような状況でございましたので、厚生年金びっくりするほどの運用益を上げまして、10兆3,000億円ほどの黒字になったわけですね。過去最高の運用益です。そして国民年金も7,200億円ほどの運用益が出まして、これもびっくりするほどの運用益でございます。合わせて11兆円以上の黒字が見込まれたわけですが、今後又、日本の企業はですね、やはり落ちるところもあるかもしれませんが収益が上がって、上がることによって税金もたくさん納めます。そして当然、その運用もですね、今これがどうなるかわかりませんが、東京オリンピックが開催されたならばもう株価は2万5,000円から3万円だというような話に、これはある一部の報道ですから正式なやつではございません。そういう動きになっているところでもございます。

こういう新たな、そして相当大的な刺激が与えられた効果、苓北町で一番やっぱり年金です。年金はこれだけ財政が良くなってくると、これも今野田議員がおっしゃったように単年度では大したことはありません。これが3年、5年続いてきますと今、年金は非常に少子高齢化の中で年金財政落ち込んで今、65歳支給を67にしなければならぬとかですね、年寄りからちっとはやっぱり減らさんばつまらんとか、そして年金保

陰料をもうちょっと余計取らんばつまらんとか、結局働く人たち、そして年金を受給する人達にみんな後ろ向きの話、みんな暗い話ばかりになってしまってるんですね。

ところがこういう黒字財政が続きますと、そういう後ろ向きの話がどんどん消えていって、その消えることによって国民全体が非常に安心した生活を送れる。これがやっぱり苓北町民に一番与えた大きな影響になりつつあると。だからこれを続けてほしいと、やってみてほしいと思っております。

それに併せて、私は苓北町の基幹産業、農業、漁業これもやはりお金が非常に市中に出回りますから、インフレに少しずつぶれてきてます。ということは物価が上がってくる。特に農産物、水産物あたりが上がってくる、そういう状況がですね、益々顕著になってくると思っているところであります。

そういうことで、農業、漁業も今までより以上に頑張っていけば益々収益は上がっていくということで、これは今まで私共も一次産業のバックアップ体制を続けてまいりましたが、益々そのことも念頭に置きながら、稼げる農業、稼げる水産業になるものと期待をしているところでもあります。

又、併せましてそういう将来の不安が少しでも消えていきますと、人間はお金を使おうと思います。持ってる金を貯金に回すのを減らして、現実の自分たちの楽しみやらに使おうと思う。そうなってくるとやはり観光客も増えます。そして毎日の食事も違ってきます。そうすると、町内の商店もそれなりに潤ってくるわけでございまして、あるいは今まで景気が悪くて将来が不安だったからって買わなかった贅沢品まで買うようになります。

例えば、天草は世界一の陶石の産地です。質量共ですから、そういった意味でそういった原料がですね、どんどん売れるようになってきて、そして製品も売れるようになってくる。そういう苓北町にとっては非常に良い効果ができると、これ国全体にもいえることですが、中にはこの円安に振れてやはりちょっと不安になってくる産業も幾つかあるようでございますが、日本全体の経済にとってははっきりと円安になった方が得をする企業が多ございます。

そういうことを考えまして、このアベノミクスがしばらくしっかりとした国の施策の中でやっていってもらいたいと、そして消費税を上げるということであれば、やはり今のところは今おっしゃったように東京、大阪、大都市圏のマクロ的な又、そして日本を代表するような企業あるいは株式上場企業が景気の状態が良くなってるわけですが、やはりまだまだ苓北町にはそういった金が入ってきておりません。そういった意味でですね、平成24年度の景気対策を打たれました。これも今は「もうきつか、きつか、仕事も回らん」っていうこともおっしゃってる。この仕事が回らないっていうことはやはり、仕事が回らないっていうか忙しゅうしてたまらんっていうことは、やっぱりお金も今ま

でより入ってくるっていうことですし、それだけ職場がですね、確保できる。そういうことで消費税まで上げてっていうことになると、経済対策をですね、あと2、3年しっかりと打っていただき、その打っていただいた中で今度は社会資本整備をする建設業の方々にも潤いが来ます。そして3年、4年やってますと将来に向けて子どもに農業をやらせようとか、水産業やらせようとか、そういうことも出てまいります。

又、我々が産業として期待しているのは観光の産業もそうでございますし、やっぱり交流人口を増やしていく、定住人口を増やしていくっていうことでありますが、そういった意味で期待が持てるのではないかなと思っているところでございます。

まとめて言えば、全体に波及するのはやっぱり年金財政の安定、これが一番大きいのではないかなと。その安心感の中で消費が増えて、農産物も水産物も少しずつ高くなる、高くなったら収益が増えと、それで少しは又、お金を使おうかと。地元の商店もそこで潤ってくるというようなことで、そういううまい循環ができつつあると。そのためには国も財政政策がですね、地方にもうちちょっと向いて来ればこれは相当確かなものになってくると信じているところでございます。

そういった意味で、今の成功は、成功したときは褒めなきゃいけないです。中にはすぐ足引っ張る人もいますけど。これは成功したときには褒めてそれを伸ばしてやると、そういうことも大事です。今、我々ができることは安倍政権でやってることをしっかり地方まで回していただけるように頑張っていたきたい。我々もそういう要望を出しながら頑張っていきたいと、そう考えているところでございます。

以上、野田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野田君。

○1番（野田謙二君） ありがたい回答をありがとうございました。

私の聞いた話では、安倍内閣は今後地方の中小企業に対しての支援が行き渡るように運動するというふうに聞いています。実際、苓北町はもう小企業、零細企業がほとんどで、多くは個人の農家だったりとか一次産業の人たちが多いのが実情です。その人たちに現実的に実感できるようになるのってというのはやっぱり3年ぐらいは掛かるだろうと思っております。

今後恐らく、間違いなくだろうと思いますけど、苓北町にも国の方から直接の援助なり補助なりの支援があると思っています。是非そういうところで細かいところかもしれませんが、役場の方でちゃんと精査してより多くの補助がもらえるように頑張っていたきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういうことでですね、税収が増えるわけですから今一番問題になったのはもう本当に心苦しかったんですけど、職員そして議員の方々、給与を下げ

ました。これはどうしてかという、大体交付税はですね、国税の3割近くを交付税に回すということで決まりがあるんですけど、税金の収入が少ないものですから足りないから赤字国債で埋めてたんです、交付税。実際はだからこれは本当に良くないことなんです。赤字国債で埋めてるにもかかわらず、国家公務員の給料は当たり前配ってると、そういうことがあったんで2年間は東日本大震災の復活のために少しは減らしてもらう、協力してもらうということだったわけですから、この赤字国債を出さんでよくなるように、要するに国税五税をはじめ、国税がですね、収入大きくなることも期待をしております。

そうしますと、今度はこっちに回って来るお金も増えます。先程神崎議員から質問があったようにあと何百万円でよか金もですね、ちょっと足らんけんこれはちょっと我慢しとってもらおうとか、そういうことが実施計画に載ってるにもかかわらずなつたわけですが、大変申し訳なく思っておりますが、そういうことがなくなるわけですよ。だからやっぱりそういう面ではばらくいい方向に向いてるやつは応援していく、そして我々もそれで又、要望をして町の景気が良くなるように頑張ってもらいたいと思ひまして、これはもう概算要求が締め切りになりましたが、夏に入る時に各課にですね、今後経済対策が打たれた場合の必要なものをしっかり捉えて、県との打ち合わせも始めてくれというようなことでしっかり対応していただいておりますので、今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（倉田 明君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

なお、先程浜口議員の一般質問の中で、平成24年度補正予算事業の進捗状況についての質問で、状況一覧表の提示要求がありました。答弁の中で数件について近々に事業に着手する旨のお話がありました。できたらですね、この件の資料等につきましては全議員にですね、配付いただければと思っておりますが、執行部の方もそのような方向で取り扱い方よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。なお、明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後1時46分

平成 2 5 年 9 月 6 日（金）

（第 2 日目）

## 平成25年第20回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成25年第20回苓北町議会定例会は、平成25年9月6日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次の通りである。

|      |            |      |          |
|------|------------|------|----------|
| 1 番  | 野田 謙二      | 2 番  | 浜口 雅英    |
| 3 番  | 山本 政人      | 4 番  | 大仁田藤男    |
| 5 番  | 田嶋 豊昭      | 6 番  | 野崎 幸洋    |
| 7 番  | 錦戸 俊春      | 8 番  | 山下 時義    |
| 9 番  | 松野 重幸      | 10 番 | 錦戸 久幸    |
| 11 番 | 神崎 公顕（副議長） | 12 番 | 倉田 明（議長） |

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局 長 山 口 仁 人                      主 幹 原 田 正 子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長               | 田 嶋 章 二 | 副 町 長             | 松 野 茂   |
| 教 育 長             | 芦 塚 博 昭 | 総 務 課 長           | 田 嶋 健 一 |
| 税務住民課長            | 荒 木 広 之 | 企画政策課長            | 岡 田 晴 喜 |
| 教 育 課 長           | 山 崎 秀 典 | 土木管理課長            | 益 田 大 介 |
| 農林水産課長兼<br>農委事務局長 | 吉 村 文 雄 | 商工観光課長            | 田 尻 幹 雄 |
| 水道環境課長            | 大 田 勝 彦 | 福祉保健課長            | 田 尻 伸 治 |
| 健康増進室長            | 山 崎 敬 一 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 福 田 忠 輝 |
| 監 査 委 員           | 登 本 玄 一 |                   |         |

## 8. 議事日程

- |       |         |                                                |
|-------|---------|------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 27号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成24年度5月分・平成25年度5月分・6月分・7月分） |
| 日程第 2 | 議案第191号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 3 | 議案第192号 | 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 4 | 議案第193号 | 苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 5 | 議案第194号 | 苓北町地域の元気基金設置条例の制定について                          |
| 日程第 6 | 議案第195号 | 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）                         |
| 日程第 7 | 議案第196号 | 平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第 8 | 議案第197号 | 平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第 9 | 議案第198号 | 平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第10 | 議案第199号 | 平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）                       |
| 日程第11 | 議案第200号 | 平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第12 | 議案第201号 | 平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第13 | 議案第202号 | 平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第14 | 議案第203号 | 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第15 | 議案第204号 | 請負契約〔都呂々漁港浮体式係船岸設置工事〕の締結について                   |
| 日程第16 | 報告第 28号 | 随時監査の結果報告について                                  |
| 日程第17 | 認定第 22号 | 平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第18 | 認定第 23号 | 平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第19 | 認定第 24号 | 平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について               |

|         |     |       |                                           |
|---------|-----|-------|-------------------------------------------|
| 日程第 2 0 | 認定第 | 2 5 号 | 平成 2 4 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 2 1 | 認定第 | 2 6 号 | 平成 2 4 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 2 | 認定第 | 2 7 号 | 平成 2 4 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 2 3 | 認定第 | 2 8 号 | 平成 2 4 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 2 4 | 認定第 | 2 9 号 | 平成 2 4 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第 2 5 | 認定第 | 3 0 号 | 平成 2 4 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 2 6 | 認定第 | 3 1 号 | 平成 2 4 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 7 | 認定第 | 3 2 号 | 平成 2 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 2 8 | 報告第 | 2 9 号 | 平成 2 4 年度決算における健全化判断比率等について               |
| 日程第 2 9 | 報告第 | 3 0 号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について           |

## 9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。皆様方にご連絡いたしますが、携帯電話をお持ちの方は、マナーモード等の設定をお願いいたします。只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 報告第27号 例月現金出納検査の結果報告について（平成24年度5月分・平成25年度5月分・6月分・7月分）

○議長（倉田 明君） 日程第1、報告第27号、例月現金出納検査の結果報告書（平成24年度5月分、平成25年度5月分・6月分・7月分）が提出されましたので、お手元に写しを配付しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第27号を終わります。

-----○-----

### 日程第2 議案第191号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第2、議案第191号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 議案第191号、苓北町税条例の一部を改正する条例について、苓北町税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成25年9月5日提出、苓北町町長、田嶋章二。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、傍線の部分が今回改正されたものでございます。今回の主な改正事項は、平成25年度税制改正のうち、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化に伴います損益計算範囲の拡大、公社債等に対する課税方式の見直し、株式等による譲渡所得の分離課税が上場株式譲渡所得と非上場株式譲渡所得に改正されたことに伴う課税の特例

部分に関する法の改正に合わせた税条例の改正を行うものでございます。

1 ページから説明いたします。47条の2は、住民税の年金からの特別徴収において、納税義務者が町外に転出した場合も、特別徴収を継続する法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の規定の見直しです。47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収額の算定方法の法改正に合わせた改正です。

次のページをお願いします。7条の4は、上場株式等に係る譲渡所得の規定の新設に伴う条項の追加。16条の3は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正です。

4 ページをお願いします。第19条は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等に係る分離課税に変更されたことに伴う改正です。

5 ページをお願いします。5 ページの19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴う規定の新設でございます。以下、旧附則の19条の2から10ページの旧附則20条までを削除しまして、11ページ、附則20条の2を20条に繰り上げまして、条文の整備を行い、旧20条の3を削除しまして、13ページ、旧附則の20条の4を20条の2に繰り上げて、条文の整理を行いまして、15ページ、旧附則20条の5を削除するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文の3ページをお願いします。中段から附則となっております。第1条の施行期日で、原則として平成28年7月1日から施行することになっておりますが、1項、2項によりそれぞれ施行日を定めております。第2条は、それぞれの経過措置等を規定したものでございます。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第191号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第191号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 議案第 1 9 2 号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第 3、議案第 1 9 2 号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 議案第 1 9 2 号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成 2 5 年 9 月 5 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 7 3 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年総務省令第 6 6 号）が平成 2 5 年 6 月 1 2 日にそれぞれ交付されたことに伴い、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

苓北町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年苓北町条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

今回の主な改正事項は、平成 2 5 年度税制改正のうち、株式等に係る譲渡所得の申告分離課税制度の変更に伴う規定の整備等の特例部分に関する国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

改正事項について説明いたします。1 ページ附則の 3 は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。附則 6 は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る分離課税の所得等分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正したことに伴う規定の整備でございます。

2 ページをお願いします。附則 7 は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものでございます。旧附則 8 から 1 3 までを削除しまして、1 4 を、3 ページの旧附則 1 4 を 1 1 に繰り上げ、条文の整理を行いまして、旧附則 1 5 を削除するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文の 2 ページをお願いいたします。中段から附則となっております。第 1 条の施行期日で、施行日を定めております。第 2 条は、適用区分を規定したものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第192号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第192号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第193号 苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第4、議案第193号、苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第193号、苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町立小・中学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町における中学校の規模と配置の適正化に向けて、町内3つの中学校全てを平成27年3月31日をもって廃止し、平成27年4月1日付で新たな1つの中学校を設置するにあたり条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（案）

苓北町立小・中学校設置条例（昭和49年苓北町条例第42号）の一部を次のように改正する。第3条の表中、名称1、坂瀬川中学校、苓北町坂瀬川2600番地、苓北中学校、苓北町志岐294番地4、都呂々中学校、苓北町都呂々1245番地1を名称1、苓北中学校、苓北町志岐294番地4に改める。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

補足説明をいたします。町内中学校の統合につきましては、昨年度策定いたしました

苓北町学校規模適正化中学校推進計画に基づきまして、町内3つの中学校全てを平成27年3月31日をもって廃止し、平成27年4月1日付で新たな1つの中学校を設置する新設統合を行う計画でございます。本年度に入りまして、苓北町中学校統合準備委員会を設置して、さらに、その下部組織として、総務、事業、教育課程等の各部会を設けまして、担当項目ごとに順次協議、検討を進めていただいております。その中で、統合を進めるに当たって、一番先に決定をしなければならない事項といたしまして、新しい学校の名称と位置を定める必要があることから、本議会に新校の名称、位置に係る一部改正の条例案を提案するものでございます。

新しい校名の選定に当たりましては、準備委員会の決議を受けて、公募とすることといたしまして、6月5日から6月28日までの期間で校名募集を行いました。公募の結果、小中学生、一般の方々、合計236名の方々から87点の校名案の応募がございました。応募の結果を受けまして、総務部会並びに準備委員会で選定を行い、教育委員会での審議を経まして、本議案のとおり提案を行うものでございます。又、新しい学校の位置につきましては、推進計画に基づき、現在の苓北中学校の位置とし、現校舎を使用するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 合併する、統合することによって生徒数の、平成27年の4月にはどのくらいになるのか、把握してあれば、1年、2年、3年、各学校、数字を教えてくださいと思います。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 統合のときの生徒数は205名になる予定でございます。1年生が74、2年生が70、3年生が61の予定でございます。なお、現在の町内3中学校を合わせた生徒数は190名でございます。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私は各学年別にお願いをしたわけですが、それはわかりませんか、各学校ごとにですよ。そうしないと父兄の方々がどのくらいいるかというような、統合しなければいけないのかという、そういったことがございますので、各学年。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 坂瀬川が33名、「1年生は」と呼ぶ者あり）坂瀬川がですね、1年生が11名、2年生が10名、3年生が12名です。志岐地区の方が、1年生が33名、2年生が30名、3年生は現在一緒になっておりますので、志岐、富岡合わせて38名ということでございます。富岡地区の新1年生が18名、2年生が17名になります。都呂々地区が1年生が12名、2年生が13名、3年生が11名になりま

す。

○議長（倉田 明君） いいですか、他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 先程校名について、6月5日から28日まで公募され、236名の方が応募されて、その中、87点ですか、の校名があったということですが、これは多かったから苓北中学校という校名に今回出されたのか。それと、上位、よかったら3点ぐらいの校名の、何といたしますか、応募の内容があったのか、その名前だけを教えていただきたいんですけども。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 校名の募集につきましては、準備委員会の方で募集をして数が多いものを決定するということじゃございませんで、参考資料として公募をするということでした。その結果として、校名案で応募が多かったものにつきましては、236名の応募の中で、校名案が先程言いましたように87点ございましたけれども、まず、「苓北」という名前が115名、「苓北中央」が7名、「天草灘」とひらがなの「れいほく」、これがそれぞれ6名、それから、「麟泉」、これが5名、「苓州」、「苓翔」、翔は羽ばたくという字ですが、これが各4名ということでした。そのような中で、総務部会の方で、校名推薦ということで4校名を推薦されました。それは、漢字の「苓北」、ひらがなの「れいほく」、「苓州」、「苓北中央」、この4校名について総務部会の方から準備委員会へ校名の推薦がございました。これを受けまして、準備委員会の方で校名案を決定していただきましたけれども、全委員一致の中で、苓北中学校ということで、推薦を決定していただいたところでございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） 位置は現在の苓北中学校の位置だと思いますけれども、その他に何か別の位置をと、そういう意見はありませんでしたか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 準備委員会、各部会の中では、別の場所という御意見はございませんでした。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第193号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第193号、苓北町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第194号 苓北町地域の元気基金設置条例の制定について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第194号、苓北町地域の元気基金設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 議案第194号、苓北町地域の元気基金設置条例の制定について。

苓北町地域の元気基金設置に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、国から交付される地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（地域の元気臨時交付金）を有効に活用し、効率的な事業の実施を図るための基金を設置する条例を制定するためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町地域の元気基金設置条例（案）

（設置の目的）第1条、国から交付される地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（地域の元気臨時交付金）を活用し、緊急経済対策に係る公共投資を迅速かつ円滑に行い、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、苓北町地域の元気基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）第4条、基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）第5条、基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則（施行期日）1号、この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）2号、この条例は、平成27年3月31日限りで、その効力を失

う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

補足の説明をさせていただきます。この基金条例は、平成25年5月17日付で、国から示された地域の元気臨時交付金制度要綱に基づき、平成25年度以降における地方単独事業の財源に充てることを目的に積み立てを行うものです。金額の内容につきましてでございますが、元気基金の交付限度額が9億2,419万円です。そのうち、平成24年度繰越明許費事業への交付金充当額が5億9,576万円、平成25年度の当初予算に充当しておりますのが、2,950万円、第4次補正、今回の補正でございますけれども、それに予算充当額として今回、温泉センターの大規模改造工事を行うような補正を出しておりますが、それに8,600万円充当する予定でございます。それで、差し引きを行いますと、今回の基金積立額が2億1,293万円、これを今回の補正を出しているところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） これは、国から出る場合は、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金という名称で国から出てくるとおもいますけれども、これは雇用創出という名称も上がっていますので、基金に積み立てることがこのお金の、国の言う制限があるわけですか。それとも何か、具体的にこれだけの金額ですので、苓北町では非常に仕事、職場がないとか、そういう声をよく聞きますので、何かそういう部分にこのお金を使うということとはできないんですか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） この地域経済活性化・雇用創出臨時交付金につきましては、平成24年度の補正のときにご説明申し上げたとおりでございます。一応、建設公債、地方の起債事業については単独事業でも使えますということで、あと補助絡みの予算補助と法律補助の該当するということで、名目上、この地域経済活性化・雇用創出臨時交付金という形で国が制度化されておるものですから、こういうふうな形になっていると、ただ、この交付金を使って結局、経済を、雇用を増やしたりというような形で、幾分かの効果は上がってくるというような形でとらえております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） それでは、名称は雇用創出ということも、国の名称はあっているけれども、その用途は、いわゆる町の公共事業とか、そういうものに使うと、そうすることによって、新たな雇用じゃないけれども、雇用の場が増えるんじゃないかという、そういう考え方になるんですか。なるんですか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） はい、そうです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。山本君。

○3番（山本政人君） 積立が2億1,293万円であるというようなことですね。これが平成27年の3月31日末に残高があれば国に返納するというようなことですが、2億1,000万円という積立があります。現状で大まかに結構ですが、これを、こういうふうに使っていききたいという、現状での、何といたしますか、将来を見据えたところはどうございますか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 一応、この部分については、26年度までに使ってしまおうというような計画でおりますので、それぞれ各課にもお願いしておりますが、緊急にすべき事業を洗い出しを行いまして、進める予定でございます。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） そうしますと、現状では、こういうことに使いたいということはないけれども、今から各課に要望を出してもらって、そして、その中で大まかに決めていくと、こういうことですか。現在、こういうことに使っていきたいんだということは、何かございますか。ありませんか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 一応、緊急に行う事業というような形でありますので、それぞれ振興計画を見まして、その中でも前倒しでできる分については前倒しで行うというような形になると思いますけれども、その他に、緊急にやはりできるもの、ただ、制限というのがございますので、先程言いました建設公債ということで起債事業に該当する分の地方単独事業という形になりますので、そういう事業の中で精査していきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第194号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第194号、苓北町地域の元気基金設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第195号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（倉田 明君） 日程第6、議案第195号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第195号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に4億2,520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,251万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、地域の元気基金の積立、温泉センター大規模改修、拠点避難地に係る補正が主なものでございます。

歳入につきましては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の確定見込みによる増額、地方交付税の確定及び繰越金、緊急防災・減災事業債の増額、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債の確定に伴う減額が主な補正でございます。

歳出につきましては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の確定見込みに伴い、苓北町地域の元気基金への積立、温泉センター大規模改修工事に係る費用の他、拠点避難地に伴う用地購入費などの費用、斎場の修繕費、富岡港改修事業負担金、住宅用太陽光発電システム設置補助や高速船の油の高騰によるリスク分担の費用の増額が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、ご審議のほどをよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） それでは、議案第195号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ50億2,251万4,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。第2表、地方債補正、1、追加ですが、県事業で西川内の急傾斜地崩壊対策事業が行われることから、その負担金として公共事業等債で限度額100万円、同じく富岡港改修事業負担金として公共事業等債で限度額1,000万円を追加するものです。

2、変更ですが、緊急防災・減災事業で拠点避難地が認められますので、緊急防災・減災事業債で限度額1億5,090万円に今回4,790万円を増額し、限度額1億9,880万円に、臨時財政対策債は、発行額の確定で3億6,200万円の限度額から、今回、1,372万1,000円を減額し、3億4,827万9,000円に変更するものです。

８ページをお開きください。歳入です。款８、地方特例交付金ですが、交付額の決定に伴い３８万６,０００円の減額です。

９ページをお願いします。款９、地方交付税ですが、普通交付税の確定により、８,１７５万６,０００円の増額補正です。

１０ページをお願いします。款１３、国庫支出金、項２、国庫補助金、目１、民生費国庫補助金、節２、保健衛生費補助金は、がん検診推進事業関係補助金の確定見込みにより、２１万１,０００円の減額。目５、総務費国庫補助金、節１、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の２億９,８９３万円の増額は、元気交付金の交付限度額決定見込みによるものです。

１１ページをお願いします。款１４、県支出金、項１、県負担金、目２、衛生費県負担金、節１、健康増進事業負担金は、健康増進事業の確定見込みにより、８万３,０００円の減額です。

１２ページをお願いします。款１４、県支出金、項２、県補助金、目１、総務費県補助金、節１、総務費補助金ですが、移住定住の空き家活用調査事業が熊本県地域づくりチャレンジ推進補助金を受けることができましたので、７７万円の増額補正です。目３、農林水産業費県補助金、節１、農業委員会補助金は新規ですが、耕作放棄地解消緊急対策事業の用途転換促進事業を受けまして、用途転換を図る農地２０.３haを見込み、４０万６,０００円の増加額です。節２、農業費補助金は新規で、耕作放棄地解消緊急対策事業の有効利用促進事業を受けまして、有効利用を図る農地１.０１haを見込み、３０万３,０００円の増額。農地・水保全管理支払事業は、面積の変更により９万７,０００円の増額。農地集積実践活動支援事業県補助金も新規で、町が委嘱する農地集積実践員の活動に対するもので、１６万５,０００円の増額。熊本の６次産業化総合対策事業県補助金は、１件の農産品加工事業が認められたことにより、１８万８,０００円の増額。節３、林業費補助金は、補助金の名称変更によるものです。目４、衛生費県補助金、節１、保健衛生費補助金は、妊婦健康診査支援県補助金について、１４回の審査分のうち９回分は半額補助がありましたが、２５年度から制度が変わり、交付税参入で一般財源化となったことにより、２０１万５,０００円の減額です。目６、消防費県補助金は、自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金として、１０区分５０万円の増額です。

１３ページをお願いします。項３、県委託金、目１、総務費県委託金、節５、選挙費委託金の１１万６,０００円の減額は、選挙事務の精算による減額。目４、農林水産業費県委託金、節２、水産業費委託金は、富岡漁港環境美化事業費の確定による１２万８,０００円の増額です。

１４ページをお願いします。款１５、財産収入、目２、利子及び配当金は、苓北町地

域の元気基金預金利子の名目計上です。

15ページをお願いします。款17、繰入金、項2、基金繰入金、目2、財政調整基金繰入金は、財源調整により、7,038万7,000円の基金取り崩しの減額です。

16ページをお願いします。款18、繰越金ですが、3,399万4,000円の増額。これは平成24年度決算に伴う繰越金から基金積立分、補正分、当初予算分を差し引いた残額です。

17ページをお願いします。款19、諸収入、目1、貸付金元利収入は、奨学金返還金の46万円の増額です。

18ページをお願いします。項5、雑入、目1、雑入の3,248万9,000円の増額は、小中学校の非常勤職員の社会保険料等の精算見込みで、52万5,000円の減額。温泉センターの大規模改修工事に伴う補助金で、3,300万円の増額。農地有効利用補助金返還金は、確定により1万4,000円の増額の合計です。目2、過年度収入、節4、貸付金元利収入過年度収入は、奨学金償還金過年度収入の確定により、296万2,000円の増額。節6、堆肥センター過年度収入も確定により、7万1,000円の増額です。

19ページをお願いします。款20、町債、目2、土木債、節2、河川債は、西川内の急傾斜地崩壊対策事業負担金として、公共事業等債で事業費の10%に当たります100万円の増額。節3、港湾債は富岡港改修事業負担金として、事業費の6分の1に当たります1,000万円の増額。項3、消防債、節2、緊急防災・減災事業債は、拠点避難地に係る緊急防災・減災事業で、4,790万円の増額。目5、臨時財政対策債は、発行額の確定により、1,372万1,000円の減額です。

次に、20ページをお願いします。歳出です。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節25、積立金ですが、元気交付金交付限度額決定見込みに伴う地域の元気基金の新設による補正で、2億1,293万1,000円の増額補正です。目2、文書広報費、節13、委託料は、結婚支援事業の町ホームページ作成委託料で、14万7,000円の増額。目5、財産管理費、節18、備品購入費は、富岡出張所のレジスターの買い換え分で、6万円の増額です。目6、企画費、節4、共済費は結婚支援員の社会保険料等の精算で、35万2,000円の減額。節8、報償費と節9、旅費は結婚相談事業に伴う講師謝金等の増額です。節13、委託料は、県地域づくり夢チャレンジ推進補助事業を受けての空き家調査委託料115万5,000円の増額です。節19、負担金補助及び交付金は、新エネルギー・省エネルギーシステム設置補助金として、家庭用太陽光発電施設設置費10戸分、140万円。

21ページの長崎天草航路事業補助金は、燃料費の高騰によるリスク分として、621万7,000円の増額です。目13、電算システム管理費、節13、委託料は、法改

正によるシステム改修３万８,０００円の増額。ＬＧＷＡＮ機器更新業務精算見込みにより、８万１千３,０００円の減額で、合計で４万３千５,０００円の減額です。

２２ページをお願いします。項２、徴税費、目２、賦課徴収費、節１３、委託料は、平成２７年度固定資産評価替えに伴い、２６年１月１日現在の鑑定評価を行う必要がありますので、委託料の２００万円の増額です。

２３ページをお願いします。項４、選挙費ですが、参議院議員選挙の精算です。

２４ページをお願いします。款３、民生費、項１、社会福祉費、目１、社会福祉総務費、節１９、負担金補助及び交付金は、結婚祝い金補助金が不足しますので、１００万円の増額。目２、老人福祉費、節１８、備品購入費の７万８,０００円の増額は、緊急通報システム端末機器１０台分の購入費です。目５、後期高齢者医療費、節２８、繰出金は、後期高齢者特会の精算により、７万２千７,０００円の減額。目７、新ふれあい館管理費、節１１、需用費は、修繕料が不足しますので、１５万円の増額です。

２５ページをお願いします。項３、児童福祉費は、財政調整基金取り崩しによる財源区分の変更です。

２６ページをお願いします。款４、衛生費、項１、保健衛生費、目１、保健衛生総務費、節１２、役務費の４,０００円、節２０、扶助費１５万円の増額は、手数料と不妊治療医療費助成の不足分による増額です。節２３、償還金利子及び割引料は、確定に伴う妊婦健康審査支援事業補助金返還金７万４千５,０００円の増額です。目２、予防費、節２３、償還金利子及び割引料も確定に伴う子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金返還金の１万７千４,０００円の増額です。目４、斎場費、節１１、需用費の修繕料３２０万円の増額は、２６年度事業分を先行して、２５年度に一緒に行うことで、約１万７千８万円程度安くなるということで、今回、増額をお願いするものです。それに伴い、平成２８年度まで計画しておりましたが、平成２７年度で終了することになります。目５、健康増進事業費、節１３、委託料は、それぞれ検診委託料の確定により、７６万円の減額。節２３、償還金利子及び割引料は、確定に伴い、健康増進事業県負担金、がん検診推進事業補助金の返還金１万３千２,０００円の増額です。

２７ページをお願いします。款４、衛生費、項２、清掃費、目２、塵芥処理費、節１９、負担金補助及び交付金の３０万円の増額は、浦、木場、志岐山区の一般廃棄物収集対策事業補助金です。

２８ページをお願いします。款５、農林水産業事業費、項１、農業費、目１、農業委員会費４１万円の増額は、県の耕作放棄地解消緊急対策事業の用途転換推進事業による増額補正です。目３、農業振興費、節８、報償費の１万６千５,０００円の増額も、農地集積実践活動支援事業県補助金によるもの、節１９、負担金補助及び交付金の６万８千６,０００円の増額も、それぞれ県の補助事業を受けて行うものです。目５、農地費、節９、

旅費の3万1,000円は、不足分を計上し、節11、需用費の消耗品は、安全靴の購入代4万円、印刷製本費は、契約書の印刷代3万1,000円、光熱水費18万5,000円と節14、使用料及び賃借料13万8,000円は、渇水対策に伴う水中ポンプに係る経費を増額しました。

29ページをお願いします。節17、公有財産購入費20万7,000円は、大円排水路改修工事に伴う用地購入費の増額。節19、負担金補助及び交付金の都呂々ダム共同管理費負担金は、24年度決算に伴う繰越額の調整で、27万2,000円の減額です。目6、農業経営基盤強化促進対策事業費及び目7、堆肥センター管理費は、財源区分の変更です。

30ページをお願いします。項2、林業費、目1、林業振興費、節9、旅費の8万4,000円は、埼玉県で開かれる全国育樹祭の旅費。節19、負担金補助及び交付金は、補助金の名称の変更です。目2、林道費、節9、旅費13万6,000円は、会計検査対応分として増額。節14、使用料及び賃借料は、積算システムリース料6万3,000円の増額です。

31ページをお願いします。項3、水産業費、目1、水産業振興費、節19、負担金補助及び交付金33万6,000円は、水産多面的機能発揮対策事業補助金です。

32ページをお願いします。款6、商工費、項1、商工費、目3、観光費は、財源区分の変更。目4、温泉センター管理費、節13、委託料の管理業務委託料は、温泉センター大規模改修工事の委託料160万円。設計業務委託料は、屋根改修工事に伴う設計委託料200万円の増額です。節15、工事請負費1億1,621万8,000円の工事請負費は、温泉センター大規模改修工事に要するもので、屋根工事、空調設備、照明設備、給湯設備の省エネ改修工事に1億171万8,000円、外壁改修工事に450万円、設備機器更新工事に1,000万円となっています。

33ページをお願いします。款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費、節9、旅費は不足分を計上。節11、需用費は安全靴購入と消耗品の不足分と契約書の印刷代で、40万円の増額補正です。

34ページをお願いします。款7、土木費、項2、道路橋梁費、目2、道路維持費、節11、需用費の修繕料は、町道の修繕費で、50万円の増額です。節13、委託料は、1級町道18路線の法面調査として、道路ストック調査委託178万5,000円の増額です。目3、道路新設改良費、節13、委託料は、3件の地籍測量図作成業務として77万円の増額です。目4、橋梁維持費、節11、需用費20万円は、舞子橋高欄の塗装修繕の増額です。

35ページをお願いします。項3、河川費、目1、河川総務費、節11、需用費165万円は、修繕費の増額です。節19、負担金補助及び交付金は、西川内地区単県地滑

り対策事業負担金、事業費の１０％分、１００万円の増額です。

３６ページをお願いします。項４、港湾費、目１、港湾管理費、節１３、委託料は上津深江港内静穏度調査１４０万円の増額。節１９、負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金、６分の１に相当する１、０００万円の増額です。

３７ページをお願いします。款８、消防費、項１、消防費、目４、災害対策費、節１１、需用費の６３万６、０００円の増額は、自主防災会の消耗品代。節１３、委託料は、緊急防災・減災事業の拠点避難地の測量設計委託料と不動産鑑定委託料１、３４０万円、節１７、公有財産購入費も拠点避難地に伴う用地購入費１、４７７万９、０００円、節１８、備品購入費の５３万２、０００円は、自主防災会の備品購入費。節２２、補償補填及び賠償金は、拠点避難地に係る住宅移転補償費２、５００万円と、それぞれ増額補正です。

３８ページをお願いします。款９、教育費、項１、教育総務費、目２、事務局費、節１１、需用費は、安全靴の購入費５万円の増額です。

３９ページをお願いします。項２、小学校費、目１、学校管理費、節４、共済費は、非常勤職員の社会保険料等の精算見込みで、８０万円の減額。節１１、需用費は、各学校の修繕費として４０万円の増額です。

４０ページをお願いします。項３、中学校費、目１、学校管理費、節４、共済費は、非常勤職員の社会保険料等の精算見込みで、２５万円の減額。節９、旅費は、学校主事の通勤距離の変更により、７万７、０００円の増額。節１１、需用費は、各学校の修繕料として７５万６、０００円の増額。節１２、役務費は、パソコンの点検手数料です。

４１ページをお願いします。項４、社会教育費、目２、公民館費、節１１、需用費は、都呂々公民館グラウンド整備に伴う修繕費として７０万円の増額。目４、文化財保護費、節１５、工事請負費４７０万円の減額は、富岡キリシタン供養碑周辺整備工事において、用地確保が未定のため、減額。節１７、公有財産購入費は、富岡城大手門公園整備用地２５２万３、０００円、志岐城跡石垣保存のための用地費として４４万１、０００円、合計で２９６万４、０００円の増額です。節２２、補償補填及び賠償金は、志岐城跡石垣保存に係る立木補償と大手門公園整備に係る家屋補償で、１７３万６、０００円の増額です。目５、志岐集会所管理費、節４、共済費は、非常勤職員の社会保険料等の不足分です。

４２ページをお願いします。項５、保健体育費、目２、学校給食費、節１８、備品購入費は、予備食器、食缶等入れるプレハブ倉庫の購入費２５万４、０００円の増額です。

４３ページをお願いします。款１０、災害復旧費、項２、公共土木施設災害復旧費、目１、河川等災害復旧費、節１３、委託料ですが、測量設計委託料に９０万円の増額、査定設計委託料に４０万円の減額、合計で５０万円の増額です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。質疑に入る前にですね、より深い審議ができますように資料の提出をお願いしたいと思います。37ページの災害対策費の関連で、以前にも図面を示して、説明がありましたけれども、それから又、時間もかかっております。そして、その間の説明もいろいろとある、サッカー場と言われてみたり、拠点避難地と言われてたりしておりますので、改めて図面を示していただきながら説明をいただきたいと思います。議長の方でよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 只今37ページに関する防災関係の資料提出の要求がっております。この件につきまして、執行部から資料提出、ありますか。ちょっと追加があります。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それとですね、21ページに長崎天草航路事業補助金もありますけれども、621万7,000円、この資料の提出もお願いをしたいと思います。そして、より深めた審議に資していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 只今、21ページの長崎天草航路事業補助金、これに関する資料も提出方、お願いいたします。以上2件でございます。

なお、37ページについては、資料等が最新のものと言いましょうか、それが先般配られたもの以外はないのでしょうか。その辺、ちょっと説明方、よろしくお願いします。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 以前、活性化委員会の方で提示された図面以降のやつは、新しいのはないです。以前と同じやつでよかったですかね。お配りしておる資料ですね。

（私語するものあり）以前のままでその後はしてませんので、以前の分の資料ですね。以前お配りしたのと一緒にのやつということですね。平面と横断でよかったですかね。はい。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 21ページの長崎天草航路の事業補助金については、一応説明したとおりでございますけれども、今回、油の高騰によるリスク分ということで、その資料ですけれども、どのような（「この補助金の部分だけいい」と呼ぶ者あり）（私語する者あり）

○議長（倉田 明君） その補助金のいわゆる数値等を提出いただければと思います。明細がいろいろあると思いますので。

それでは、資料提出のため、10時45分まで、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時32分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先程資料提出の要求がありましたが、各資料をそれぞれに配付しております。資料が3部ありますが、それぞれご確認をお願いいたします。ありますか。

漏れないようでございます。それでは、企画政策課長より説明がございます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 先程の錦戸議員のご質問の、21ページの長崎天草航路の事業補助金の621万7,000円の増額分でございますが、先程言いましたように、今お手元の方に25年度の高速船のリスク分担予定ということで上げております。5月まで一応、実績で上がっておりますけれども、この予算を立てるときには、まだ6月から実績で上がっていないということで、前年の見込みで上げております。そうしますと、一応、軽油ですけれども、基準単価が70円で購入単価が左で上がっているということで、累計しますと、一番下の方に1年間の総額で671万6,080円という形になりますが、当初、一応、50万円を見込んでおりましたので、これから50万円を差し引きますと621万7,000円ということで、今回、計上させていただきました。

○議長（倉田 明君） 総務課長。2つ、2件説明というか要求がありましたから、総務課長も説明しとってください。はい、総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） お手元に案1と案2ということでお配りしております。確認の方をお願いします。案1の方が、まず平面図、次がコートが入った平面図ですね、それから、断面図、NO.0、同じく断面図のNO.5プラス30.0からNO.1まで、それと断面図ですね。それから、案2の方をごらんいただきたいと思います。まず、仮設住宅の戸数が入った平面図ですね、2枚目にコートが入った平面図、3枚目がNO.0の断面図、4枚目がNO.1からNO.5プラス30までの断面図、その後が断面図というふうになっております。以前配ってあった図面と同じだと思いますけれども、検討委員会の中で、お示した図面と同じです。ここにもありますように、二次避難地のところ、昨日の町長の一般質問での答弁にもありましたように、仮設の住宅をですね、高台の方に建てる必要があるということで、現在のところの、今整備しております高いところですね、坂瀬川グラウンドとか都呂々旧木場小の跡地とかですね、今の防災ゾーンの部分とかに建てましてもまだ、苓北町の必要な戸数の600弱というところに足りませんので、ここができますと、550戸必要ということで算定しておりますけれども、600ぐらいになりますので、仮設住宅の用地としては、ここができますと、足りるのかなというふうに思っております。

○議長（倉田 明君） 只今それぞれ担当課からご説明がありました。他に質疑ありませんか。山本君。

○3番（山本政人君） 私は2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。24ページですね、結婚祝い金の追加で100万円出ております。このことにつきましては、結婚相談員の設置とか、対策がとられて、その効果でこうなったのかということなんですが、又100万円増額をされるということは何組で、今年になってから合計でどのくらいになるのかということですね、それをお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点はですね、32ページの温泉センターの工事費なんですけど、これ、屋根も葺き返るというようなこと、それから、空調設備等々もされるということで、大規模な工事になると思いますが、いつごろからされて、その期間はどのくらいになるのか。当然、これ、屋根も変えられるということになりますと、当然休館になろうと思いますが、時期と期間、それを教えていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 結婚祝い補助金につきましてお答えをいたします。この結婚祝い金につきましては、婚姻届を出されてから1年後、本町に在住の方の夫婦に差し上げるということになってますけれども、当初予算では20組予定をしておりまして、既に16組分の支出が終わっております。ですから、12月補正まで待てないということもありまして、今回10組分の補正をお願いしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 温泉センターの工事ですけど、現在、補助金の申請をしておりまして、9月の中旬ごろ交付決定する予定でありますので、それから、設計が始まりますので、工事につきましては、11月の中旬ごろから入札をしてですね、工事の着工を正月明けぐらいに始めたいなというふうに考えております。（「期間は」と呼ぶ者あり）期間は3月までですね。（「3カ月ですか。」と呼ぶ者あり）4カ月ですね、12月から3月までという感じで思っております。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 4カ月間ですか。結婚は現在20組で、あと見込まれるのがあるんで増額をしたと、こういうことですが、先程ちょっと尋ねましたが、相談員を設置されましたね、その効果というのは出ておるというふうに判断をされますか、どうですか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 一応、結婚支援員を非常勤の嘱託職員でお願いしまして、今、会員登録を行っております。今の状況につきましては、男性の方が15名、女性の方が8名ということで、今回、補正にちょっと上げておりますけれども、初めの話し方とか、身だしなみとか、そういう、講師を呼んで、そういうふうな形で進めさせていただこうかなということで今回補正をお願いしたところですので、今のこの、補正に

は反映してないという、今からということでご理解いただければと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。はい、山下君。

○8番（山下時義君） 私は今、山本議員の質問に関連して、温泉センターのですね、工事期間が3カ月と、このような回答をいただいたわけですが、「4カ月」呼ぶ者あり）4カ月、3月までですけんね。4カ月以上になっとね。そこでですよ、各温泉に、私もちょいちょい熊本なんかに行くのですが、男子と女子の日替わりということで、今週は男子はこちら、来週は男子はこちらというようなことですよ、工事をですね、1カ所をして、そして、それが終わったら又片一方をすると、そういう日替わりのですね、ことは考えられないのか。そうせんとですね、4カ月も、やっぱり今ずっと行っている方も知っておりますが、大変町民は戸惑われるわけですね。そういう工事の仕方はでけんもんか、課長、どうですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 温泉の構造をご存じかと思いますが、屋根はですね、ちょうどかぶさった、半分で男子と女子のが別れていますので、半分だけ工事する、屋根の部分が半分だけの工事に入ることは非常に難しいと思いますので、上は開いてますからそこら辺はちょっと難しいんじゃないかと考えております。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 屋根の主な工事になるわけですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 屋根が主な工事じゃありませんけれども、要するに給湯設備の入れ替えと屋根の、天井の分の工事になります。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 例えば、菊南温泉なんかも今度改装があったんですよ。やはりですね、そういうことも考慮しながら、やっぱり町民サービスが落ちんように考えてもらいたいと、私は思いますけれども、町長いかがでしょう。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も専門家じゃないのでですね、その辺のところはちょっと難しい判断ですが、気持ちとしては1日でも早く、1日でも早く休館日になるように、1日でも早く完成するように、そういうことは設計の方が決まりましたら、お願いをしたいと思っております。

○議長（倉田 明君） はい、錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 私も関連した質問ですけれども、32ページの温泉センターですけど、今、屋根、天井から水滴が落ちて、非常に何か違和感があるとか何かという話ですけども、今度、工法はどういうふうな形でやられるのか、そこら辺は対策は立て

たところでの工事の工法になるのか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） その前に、上の方に設計業務委託料がありますけども、その分を解消するために今から設計をしてですね、これが通った後、その解消するための設計をして、する予定です。工法はまだ決まっておりません。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） これは耐用年数は大体何年ぐらいの、建築してかなり長いと思うんですけども、財源内訳を見ると一般財源は81万8,000円ということで非常に少ないですけども、やはり建物をこうしていじるということは非常にもったいなくあるわけですね、やはり設計の段階でも意見を相当述べられて、こういうふうなことです、やはりないような構造にさせていただくと、又、耐用年数が来ないうちに又造り替えにやいかんとか、いろんな形になってくると思うとですよ。そこら辺は十分に検討されて、進められるようお願いしたいと思っております。耐用年数は大体どれくらい、今経過はどのくらいになるとですかね。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 麟泉の湯のオープンは、平成11年の4月にオープンしておりますので、14年目ですかね。15年目ですかね、はい、済みません。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 普通ですね、建築物で大掛かりな屋根を全部取り替えるというような大掛かりな改良というのは、まず、考えられんとですね、今の時期に考えると、やはりそこら辺は、先程言いましたように町の一般財源の持ち出しはないですけども、やはり公金を投資するわけですので、そこら辺は十分、以後このようなことが出てこないような構造にしていきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 屋根の全部の改修じゃなくて、浴室の上のドームの分の天井があります、その分の湯滴、水滴が落ちてくるということがありましたので、その分の改修ということなんです。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 4回目ですけど、私。シートはそのままということですかね、シートというのですかね、屋根の、部材がシートで覆われておりますけれども、あれはそのまましとって、中の水滴が落ちないような対策をされるというだけですかね。

○議長（倉田 明君） それぞれ説明とか質疑とかはですね、うまく伝わるようお願いいたします。はい、今の水滴関係の答弁をお願いします。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 工事全体は先程説明してあります給湯設備の改修と天

井部分の改修と、それから補助対象外になってない分のポンプ、ボイラー分の改修と外壁の改修というのがあります。その中で一番多いのは給湯設備分の改修が5,000万円ちょっと上がる分で、屋根の分の水滴の、今のところどのような構造にするか決まっておりますけれども、ちょうどドームになった分の、あの分をちょっと改修することになります。2,000万円ちょっとになると思います。

○議長（倉田 明君） 非常に何か聞いとってもわかりづらい面もあります。屋根を取り外すのか、しないのか、その辺があれですけども。関連ですかね、はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） そうしたら屋根のテントは張り替えんというわけで、内側だけ、水滴対策をするという意味ですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 取り外す可能性もあります。済みませんけれども。（「構造を変えるのか、どうするのか、そこを」と呼ぶ者あり）屋根の構造は変えるつもりにしておりますが、ただ、そこら辺はまだ、詳細な設計でどういう構造になるかまだ決まっておりますので。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 設計に出すときは大体決めとって設計に出さんと、設計屋に相談をするって、ちょっとおかしかじなかですか。

○議長（倉田 明君） 暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（倉田 明君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 先程の続きですけども、屋根の工事がですね、鉄骨造りと断熱ということで工事をいたしまして、ちょうど屋根のドームの部分としたの付け根の基礎の部分の周りがありますけれども、そこがちょっと腐食がきております。その分の改修して取り替えるという工事でございます。それと先程工事期間を4カ月と言いましたけれども、閉館期間はその中の2カ月程度を見込んでおるところです。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） さっき私に答弁したとき4カ月ということですね。利用できるのは、利用できないのが2カ月と、そういうことですね、はい、わかりました。

それから、先程町長の答弁では、できるだけ急いでと、こういうことでした。2カ月間といいますと大分長いですね、その他に対策といいますか、他にはなかでしょうかね、

方法は。結局、工事をあせがっていただいて、できる限り早めに開館をすると、そういうことですか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 工事期間をですね、工程管理を今から打ち合わせまして、その分で、なるべく閉館期間を短くするような話はしております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。大仁田藤男君。

○4番（大仁田藤男君） 関連ですけど、工事内容の内訳ですね、先程ちょっと、給湯設備、天井、ボイラーということを言われましたけれども、給湯設備はどういう改修をされるのか、そして、5,000万円ということですけど、天井が2,000万円、ボイラーはどういう改修をされて、幾らぐらいかかるのか、外壁が450万円やったですね、こういう内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 只今の、現在の計画では、屋根の工事はさっき言いました2,737万円ほど、それから、ボイラーや給湯設備の、現在のボイラーをですね、省エネタイプのヒートポンプ方式で、補助金ではヒートポンプ方式の、で採用してもらって5,167万6,000円と、設備の改修工事で1,635万円で、合計の9,539万6,000円に消費税を掛けた分で申請をしているところです。それと、450万円が外壁の塗装関係の工事と補助対象外の施設の、用水ポンプ、送水ポンプ、プロアー等の工事に1,000万円ほど見込んでおるところです。

○議長（倉田 明君） 他に、はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） 36ページの富岡港の負担金が上げておられますが、この富岡港の改修はどういった内容の改修か、概要を教えてください。

それから、36ページ、温泉センター工事をされて、4カ月ですか、工事期間中、4カ月が工事期間中ならば、5カ月ぐらい従業員の方は当然休みになるわけですが、今、商工会の指定管理者という形で運用されております。その場合、現在、温泉センターに勤めておられる方の身の振り方といいますか、その間はどのような形で考えておられますか、お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、浜口議員のご質問の富岡港の改修でございます。これにつきましては、富岡港のフェリー発着場ですね、ありまして、その横に岸壁がありますけれども、その分の岸壁が県の方で、長寿命化計画で調査をしました結果、岸壁の下鋼管ブイと、それから、波を防ぐ鋼矢板という、それが腐食があるということで、その補修にはですね、6,000万円の工事を予定しております。その分の6分の1、1,000万円が町の負担金として予算計上させていただいております。以上です。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 工事期間が4カ月で、休館が約2カ月間というふうに見ております。その間ですね、従業員の方がおられますけど、全部休みというわけではありませんので、会館内の管理もございますので、その辺は交代勤務でしてもらうように、今、話し合いをしているところです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。はい、野崎君。

○6番（野崎幸洋君） まず、20ページの企画費の中で、結婚相談員の講師費用弁償というのが出ておりますけれども、今年度から結婚相談員を設けられて、未婚者の方の解消のために、いろいろ働きかけをされると思いますけれども、今年度はこういった事業といいますか、企画をされているのか、その辺の内容のお尋ねと。

次、もう1点が37ページの災害対策費の件ですけれども、先程総務課長より2部の図面の配付がありましたけれども、今回の予算の中で、計画をされているのは1案なのか2案なのか、その辺の説明はなかったと思いますので、昨日、前日のある程度の説明会がありましたけれども、この本会議場でどういったお考え、計画なのかを、再度お尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 20ページの結婚推進事業の講師謝金と講師等費用弁償という形で今回、組まさせていただいておりますけれども、まず、登録、今年度に入って、この前説明しましたけれども、会員を登録しようということで、登録を進めております。今、登録の状況につきましては、先程申し上げました男性が15名で女性が8名ということで、今年度の今後の取り組みなんですけれども、まず、一応講師の方を呼んでから、男性も女性も一緒なんですけれども、相手との話し方、コミュニケーションのとり方とか、そういう講習会を開催したいということで、それが終わった段階で交流会を今年度開きたいというような計画でおります。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 今、お配りしました図面は、以前、活性化対策特別委員会の折にですね、作成された図面であります。で、昨日ちょっとご説明したと思うんですけど、今後の詳細設計についてはですね、以前議会の方からなるべく、あそこの土地は余り削ったりしないようにということで要望もありましたので、今回の詳細設計の中で、高さも何面にするかも含めてですね、それから2軒、お話しした住民の方の移転も絡めてですね、なるべく移転をなさらなくていいような形でできるならばですね、そういうことも採用したいと思いますので、その辺も含めて、詳細な設計のところで今から検討していきたいというふうに思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 高さを含めて、今からの検討ということでございますけれども、であれば、今回ですね、こういった移転補償費と公有財産購入費ということで、約4,000万円ほどの予算、その他まで入れるとそれ以上の予算を組んであるわけですが、ここまでですね、急いで移転費用などを組まなくても、まずは測量設計委託料、ここの段階で最終的な判断をする意味で、今回はここまでの予算でもいいんじゃないかという考えがするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 昨日、説明をしたと思うんですけれども、結局、緊急防災対策事業債の方がですね、県の方が国の方に要望して、枠付けといいますか、要望の取りまとめをする限度があるということで、今の段階で出しとかなないと、もう今年度の予算に入れてもらえないという可能性もありますので、一応最悪、移転の方もしたいということであれば、その分の補償、それから、用地購入の方も必要になりますので、一応予算の枠はですね、確保していただいって、それがなければ、その分は借りないで済むということになりますので、一応最悪の場合を考えてですね、移転の分も一応予算の中に組み入れてないと、緊急防災対策の方の対象になりませんので、その分で一応、大目にですね、見越してから予算の方は県の方、国の方に要望しております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 昨日も説明会の折にもちょっとお尋ねをしましたけども、今回、この2軒の方の中には、できれば移転もしたくないと、長年住んだ土地を離したくないという話で聞いております。ですから、こういった2軒ともですね、快く町のためにお譲りしたいという意向があればですね、こういう予算も当然、今回の中に組まれても話はわかると思うんですけれども、まだ、そういった気持ちの中で決心もつかないうちに、町が先に予算を組むのはどうかなという気がするわけですね。ですから、今回はこの予算は見送って、確かに緊急対策の補助の部分のそういったのに間に合わないかもしれませんけども、それはそれとして次回のチャンスを待ってですね、やられても十分に合うんじゃないかと、私はこの避難所に関しては思うわけですね。ですから、その辺はもう一度お考え直しができないかなという気持ちでおるんですけれども、その辺のお考え、どうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 今、おっしゃいましたように、2軒の方はですね、最終的にどうするという最終の決定はしとらっさんですけども、どうしてもだめですよという返事じゃないんですよ、協力はしたいというふうな意向もお持ちです。我々の予算の裏づけがないと移転とか用地購入の方もですね、お話できませんし、どれくらい提示できるのとかというところも、相手の方の意向の判断の基準になるということもあり

ますので、その分の予算を持っときたいという気持ちもあります。場所につきましても、昨日説明しましたように2カ所ぐらい提案をしたんですけども、その時点ではそこはあんまり希望しないというような返事でしたので、今から他の場所もですね、提示しながら、移転の額等の話も出てくると思うんですよね、不動産鑑定士さんに鑑定してもらってですね、そういうところも総合的に判断していただいて、どうされるのか、そして、それとあわせて設計の方で、1人の方、以前、議会の方にも質問あったと思うんですけども、圧迫感を感じるというふうなお話がありましたけども、今回の設計の中ではできれば、なるべく今の地山は扱わないようにということです、もう少し圧迫感のないような土羽で緩やかな筋付けができるような感じも検討できると思っておりますので、そういうところも総合的に判断して、移転されるのか、その場にいていただいてもOKなのかというところを一緒になって話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（倉田 明君） はい、最後に、野崎君。

○6番（野崎幸洋君） もう水掛け論になりますけれども、現時点で高さも決まっていないと、どっちの方向で行くのかということも決まってないのに、こういったまだ移転もはっきりいいですよと返事もないところの方に、代替地までいろいろ交渉をされるというのは、ちょっと早過ぎるんじゃないかという気がするわけですね。で、もしここに避難所を造った場合ですけども、以前の説明では、ここは避難所を造った場合には、上物を、例えば建物を造ったりとかしたら、できないという縛りがありますという説明を受けとります。ここには公園が、子ども達が唯一、苓北町で遊べる公園があるわけです。昨日の一般質問の中でも町長、お答えになりましたけども、将来的にはここに移設をして、ここも公園化するんだというお話でしたけども、前回の話みたいに避難所の上には建物、構造物を造ったらいけないという縛りがあるというのを聞いておりますので、これは本当に移設が可能なのか、その点まで含めてお伺いをいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が多分説明しなかったんじゃないかなと思っております。上に何にも建てちゃいけないとかね。ただ、私、遊具器具ですよ、遊具器具はすぐ動かしますから。で、ある程度、町が投入してつくる施設については、すぐ仮設用地あたりに変えられるようであれば可能だということで聞いております。

○議長（倉田 明君） 最後にもう1回、どうぞ、まとめてください。

○6番（野崎幸洋君） じゃ、その遊具といいますか、公園について最後だけお尋ねしますけども、今回の構想、これで行きますと、サッカー場をつくるための面積部分しか、当然前回の資料ですから、書いてはないんですけども、どういった考えで、じゃ公園を移設されるおつもりなのか、その点だけ聞いて終わります。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回、そういうことも、いわゆる子ども達が遊ぶ、今ある遊具等、必要最低限のものが移設できて、そして、この敷地内に植樹をしている木等が大半を移築できるように、そういうことを今度詳細設計の中で注文をしていきたいと思いますし、今、大体、山の高さが30mから34mぐらいでございますので、その中で必要な面積がとれるような設計をしていただいて、そうしたならばですね、温泉センターとも、そして、武道館とのつながりも非常によくなります。そういった面でこれは町の活性化にもですね、非常によい方向に行くんじゃないかと、避難地は、避難地で、これはですね、一時的にはある程度逃げられて、ある程度仮のところに寝泊りはできますが、やっぱり避難をしている期間というのは、やっぱり1年とか2年になりますので、そこには十分じゃないかもしれませんが、しっかりした仮設住宅を提供するというのが大事なことだと思っております。そういう意味で今回は、まだまだ今のところ330戸ほど分しかございませんので、それに150軒ぐらいは足していかなければいかんかなという思いで、そのことも含めて詳細設計もお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私も37ページの災害対策費という目に対する質問をいたします。あくまでもこれは災害対策費としての質問でございます。只今いただきました、この二つの資料を見ても、海拔25mに、今の町長の話では、34mぐらいあるのを25mにするというふうなことの（「そういうことは言ってないですよ、今」と呼ぶ者あり）34mとおっしゃらなかったですかね。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、地山が大体30mから34mぐらいの高さですね、それで、そこを活用できないかということで今回は、詳細設計のときをお願いしていきたいと、そうすれば、麟泉の湯とも武道館とのつながりもですね、非常によくなるんで、活用が、幅が広がるんじゃないかと、そういうお答えをいたしました。

○議長（倉田 明君） はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私もそこを聞いて34mと言いましたのと、それと海拔25mというのは、資料で、ここで渡された数字が海拔25mと書いてあるから、そういうふうに申し上げております。それですから、私が当初から申し上げておりますとおり、国が今回報告した天草で発生するであろう地震による震度は5から6、津波が来た場合、波の高さは、4mぐらいであるというようなことであります。それですから、苓北町には、地形上避難地を造ろうと思えばですね、無尽蔵にあります。うちの辺りは30mから50m走りますと、もう山でございます。そういったことで、金を賭ける必要は全く

ないと私は思っております。それよりも避難路の改修で十分ではないか、100m置きぐらいに山に登るような道路を造った方がいいんじゃないかと思っております。又、拠点避難地というのは、苓北町では何mぐらい、以上の高台に避難したら安全だと、町が町民を誘導する、そういった文書を出す必要があるんじゃないかと思います。又、科学的に、歴史的にいつごろ苓北町に津波があったのか、今後襲来はいつごろになるというような、そういった科学的な話が必要じゃないかと思います。又、計画する以上、学術的にそういったことを文化的にも、歴史的にも調査をしておく必要があるんじゃないかと思います。そして、町民に、こういったことで天草には千何百年前にこういったことがありました。そのときがもうあと何十年後には来ますというような、そういった学術的な文言が一言でも入ったならば町民も納得するんじゃないかと思います。ですから、私がお尋ねしたいのは、こういった計画を立てる以上は、天草にいつごろ地震があって、津波があって、そして、今、どのくらい経っております。そういう答えをいただきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、苓北町にどこでもあるということをおっしゃいましたけれど、やっぱりそれなりに5戸、10戸まとめて仮設住宅を建てられる場所というのは畑以外には早々見つかりません。相当整地をしないとできないところばかりじゃないかと思っております。そういうこととあわせて、今歴史的に振り返ってみてということですが、これは科学的にはこの前、熊本県が出しました、まさに神崎さんがおっしゃたように南海トラフとか、なんかのときに回り回って来るのが4mだろうということですが、これ4mだから10m以下にせにゃいかんとかということはないと思います。やはり造りやすいところがあればですね、そこは20mでも25mでも30mでもいいのではないかと、ちなみに町がまだ県が指示をなさいませんでしたので、一次避難所、二次避難所の高さを決めました。そのときには一次避難所が12m、そして、二次避難所が25mということですが、理論的に言えば、今度の4mというのが出たんで、合わせれば大体、それより以上高いところだったら安心かとは思いますが、これは、地震というのはいつ来るかどうかというのは、予知はできないはずでございます。ただし、例えば富岡半島がもともと島だったのが数万年前につながった。そういう地形の変動というのは起こるわけございまして、やはり何かあったときには、しっかり対策をすると、そのために国も地域が対策がしやすいような起債制度を作っているわけございまして、そういった意味では、何かあったときにすぐ仮設住宅が建てられるような用地を確保しておくということは、絶対に必要だと考えておるところでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 私も37ページの件でお尋ねをいたします。既に昨日も一般質問で大部分をこうしてお尋ねをしましたけども、又、今日、こうして資料も改めて、前回と同じでありますけども、資料をいただきましたので、お尋ねをしたいと思います。これ、今、神崎議員の質問で答弁がありましたけども、この高さはまだ具体的には、最終的には決めていないというふうなところでしたね。それでこの、示されたこの図面の1案、2案、これ又どちらになるかもわからないというふうな今の状況ですけども、例えば、この、高さを、例えば30mぐらいに設定をしたとしますよね、過程の話で、そうしてしたときに、今のこの図面で示されたのは海拔の25mですから、これに5m分ぐらいの等高線を重ねていってすれば、こうして出るとは思いますけども、そうしたときにこれにサッカー場を、仮にサッカー場をするとしたら、もう一面と考えていいですかね。30mの高さまでしたときには、あとは盛土の関係で面積が広がることもありますけども、その点が1点と、そして、この避難地が、ずっとこれまでお尋ねがっておりますけれども、避難地が苓北町の状況に応じて本当にこれだけの規模の避難地が要するのかどうか。それは用心をすれば用心に越したことはありませんけども、要するに、今ある町有施設、これを全て有効活用をして、苓北町内にもし、そういった不幸にも大きな災害が発生をしたときには、もうこれは何に使っとるから、ここは何に使うから避難地には使われんと、そんなこと言っておられんわけですよ、最悪の場合は。ですから、本当にそういった災害が来たときに、苓北町の、今ある現存する町有施設、これを100%有効に活用して、その上で、しかもこれだけの数が足りないんだというふうな数の出し方が今まだできていないんじゃないかと、私、思うわけですよ。これはやっぱりね、これはもう基礎数字としてやはり是非こうしてこう、執行部の皆さん方にはつかんでおいていただきたい、その上で、その数字をもってこれだから、これだけ足りないから、避難施設を造りたいというふうなことで進めてもらいたいと思うわけですよ。これは災害がない方が一番いいですよ。しかし、それは町長が心配されるように町長もやっぱり町民のいざというときの安全を守りたいという強い責任感でされていると思います。ですからね、そこら辺を私達も十分理解できるところもありますので、そこら辺の基礎数字というのはもうちょっとしっかりと押えていただきたいなと思います。それから、この地域防災のこの関連予算ですけども、平成25年から26年までの対応でないと後が望めないかもしれないというふうなことですね。それについては、今年の9月に、9月までにその申請をしないと、それが来年には間に合わないというふうな状況のようでございます。その事情も私もよくわかります。しかし、町長、苓北町にはもう1つ私達が忘れてならない注意点があると思うんですよ。ということは、その誘致企業との関係で、苓北町はその事業者と進出企業と安定的にそのACⅡを使っていくと、要するに、町がそういったことを進んで協力するものとするというふうな取り決めもでございます。それ

で、そういった取り決めもなかなかこうして陰に隠れて見えにくいですけども、現実的には苓北町は進出企業との間で、そういったＡＣⅡを使っていくような、いけるような施策を、協力するようなことになっておりますね。なっておりますよね。ですから、そういった面でね、その、考えて見ますと、今度、上津深江の１工区で７、０００ｔ、２工区で７万ｔ使用するようなことになっております。それで、その工事が年度末までには終わるわけでしょう。ですから、その後、苓北町は、やっぱり何かの形でどこかで、やはり又、ＡＣⅡを使っていく、そういったこともやっぱりこうして迫られていると私達は感じるわけですよ。ですからね、そういったことも厳然とした協定書の中でうたってありますので、そのことを表に出さないでするから、何かこう突然的にこういった事業が出てきたというふうな感じも、今までの中にもあります。ですから、協定書は協定書で、これは町も履行していかなければなりません。ですから、そういった事業を取り入れてするには、やはりこうして避難所を造るにしても結構でしょう。それをするについては、ぴしゃっとした基礎数字、これはね、今言いましたけども、苓北町の現存する町有施設を全てフル活用して、これだけは賄えるんだという数字は、私はどうしてもこれはほしいなと思うとですね。ですから、苓北町全体の行政を考えたときに、やっぱりそこまで考えて町長にはしていただきたいなと、これは希望も込めてですけど、そうお願いをしておきます。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） お願いをということでございますが、そういう基礎数字もつかんだ上での避難地の造成でございます。昨日も申し上げたかと思いますが、約３ｍから４ｍの津波が満潮時にもし来たならば、苓北町はご存じのように家屋の大半が海岸線でございます。特にこの緊急防災対策債をお願いするときに、各役所、そして、国会議員の先生のところに回った折に、志岐川周辺の満潮時の写真を持っていきましたら、これは何かあったら大変だねと、やっぱり全国的な制度として作り上げなければいけないねということを皆さん、おっしゃっておられました。それで最初は、全国的な制度じゃなかったのが全国的な制度に変わって、７割という好条件の交付税額になったわけです。で、そういう状況でいけば、約１、３００人の方がですね、家を失くされる可能性がある、これは命がなくなるかどうかはそのときの状況もありますが、皆さん訓練もしておられるし、皆さんが助かられるということを前提に言っているわけでございます。それで、一時的には、それは１週間とか１カ月とか２カ月はですね、これは大変だったからということで、体育館なり学校施設なりにお住まいになってもそれは致し方ないと思っております。ただし、これが半年、１年、２年となってくると、そういうところでお住まいいただくのがいいのかどうか、やっぱりそこを十分ではないかもしれませんが、ある程度仮設の住宅をお願いをして、そこにしばらく、もとの家にお帰りになられるか

どうか、しっかりそれぞれのご家庭で決めていただいた上で住んでいただく、そういうことを考えたわけでございます。その中で、必要な軒数が550戸から600戸と、今現在、平地を用意している、用意しつつあるところが325戸から330戸ということになっております。又、今回、そこの志岐の中央部に造りますと、これが1案、2案、2案の部分で行けば、大体500戸から550戸になる、これは先程申し上げました、課長が申し上げましたように、この用地を造成することで迷惑をお受けになられる方がいらっしゃると、で、今回、詳細の設計を作るのは、そういう方達になるだけ不安を与えないような形で詳細設計を作った上で、どうぞ判断なさるかを見ていただいて、それでもいけないときは移転補償、移転をしていただくようお願いをしていくということでございます。そういう意味でですね、一時的には今おっしゃるようなこと、当てはまる部分がありますが、これが1年、2年となった場合のこともやはり考えてやっていかなければならないと思いますので、錦戸議員のご意見、非常にありがたいご忠告だと思いますが、あくまでもこれは短期間の話だと、長期間にわたるときには、やはり二次避難場所をしっかりと整備して、仮設の住宅で不十分かもしれませんが、体育館とか学校施設に入っていくよりかは、ずっといい条件になるのではないかと、そういう考えの中でございます。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 町長とは昨日からこの件について議論をしておりますが、私も町長の町民を思う気持ち、町民を思われる気持ち、これも私もよくわかります。それで、やはり先程も言いましたがね、これと平行して、そういった町が背負わされておる進出企業との約束事、それもありますのでね、私は余計なあれを、心配するわけですよ。ならば、これには大体、今までの経験からして、ここに造成をしますとACⅡはどれくらい使用されるんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 数字はよくわかりませんが、ACⅡを使うためにこの盛土造成をやるわけではございませんので、結果、ある程度使うかもしれません。ただ、協定、協定とおっしゃるけど、具体的に幾ら使うかということじゃなくて、我々もACⅡは素晴らしいものだと思っておりますので、盛土材、非常に強靱な地盤を造る盛土材として使う必要のある場合には積極的に使っていく、わざわざ使わなくてもいいようなところにはそれは使う必要はないわけです。だから、そういう面では使う努力はするけど何も義務は、要するに決まった量をどうするということじゃありませんので、そこのところは誤解のないようにしておいていただきたいと思います。そういう意味で、盛土材として有効に使うか使わないかはわかりませんが、もし使うとしても数1,000tぐらいではないかなと考えております。なるだけ、地山の部分を使って今度は30mか

ら34mの間の中で隣接の施設とリンクしやすいように、活性化につながりやすいように詳細設計をお願いしていくということでございますので、地山が多くなります。むしろ又土を運び出さなきゃいけない状況も出てくる状況もありますので、そのところは上手に避難場所としての適正を確保した上で、詳細設計をしていただきたいと思っておりますので、進出企業のACⅡをですね、使うためにこれ、やるわけではありません。今、防災ゾーンはですね、あくまでも平地から12m揚げるということで、何にもないところにやるわけですから、これ、盛土に全部、盛土に、普通の泥になると、昨日もご指摘いただいたような非常に脆弱なものに用地がなってまいりますので、あれを主流に使っていくと、今回は地山を主流に使っていきますので、そのACⅡを大半に使うということは、考えておりませんし、そう使わなくていいんじゃないかと、これは詳細設計によりますけれど、そういう状況だと考えております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） まあ、町長の気持ちもよくわかります。このACⅡを取り入れたときにですね、その直後ぐらいでしょうか、町長は、答弁の中で、「年間、3,000万円から4,000万円も支出するのは確かに大変なことではありますが、地方自治体も責任を持った形で何らかの負担をしていかないと企業進出もままならないと思う」というふうな答弁のくだりもありますんでね、ですから、こういったことでされるときには、私もそれを、いい工事には、今までもいい工事がいっぱいあったと思いますよ、いい工事もういっぱいあったけれども、やはり今後もそういったことでいろんな両面のことでやっぱり配慮をして進めていってもらいたいなと思います。この件はこれで収めます。

それから、町長と議論ばかりしておってもいけませんので、後は温泉の、温泉センターの件で1つお尋ねをしたいと思います。工期が4カ月かかって2カ月間を閉館するというようなことでしたが、今、温泉センターは苓北町商工会と指定管理者の関係にありまして、この間、まあ、当初からの年間計画で、こうして大規模な改修をするというようなことが、何か両者間で話し合いをされたのかどうか、そして、話はされとっとですかね。そうすれば、指定管理者との関係は問題なわけですよ。後は負担関係で決めれば、そういったことでいいわけですかね。（私語する者あり）もう3回目ですから、私も。それで支障がなければそれでいいんですが、何か又、新たに予算を計上せんばいかんとか何とかあったら説明をしてください。そして、この休館中にですよ、2カ月の休館中に、例えば他の、代替は考えられないのかということでお尋ねしたいと思います。今、福祉センターにも温泉の湯をトラックで運んでいますよね、それで休館中はお湯は、そして余裕があると思いますので、そこら辺の福祉センターを今も利用してありますけれども、今までよりももっと利用しやすいような、そういったこと、例えば1日に今まで

運んでおったトラックの台数をお湯を新しくするために、その運搬の回数を増やすとか、2カ月の間、もっとこう、福祉センターを利用しやすいような、そういった方策は考えてありませんか。

○議長（倉田 明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君） 商工会との調整は、年度始めの協定を結ぶときに今年こういう工事をする予定でありますということで話し合いを既にしております。で、その分で先程、浜口議員の方からありましたけれども、雇用の問題をどうするのかという話で調整をするような感じで動いております。それと、今、福祉センターの方との利用については、その時点では考えておりませんでしたけども、休館の間は、特に、回数券じゃなくてなんですかね、パス券を持っておられる方がおりますね、その分についてのどのような取り扱いをするかということ、今、話をして、休館中の分の利用の限度を伸ばすかなという話はしているところです。で、福祉センターの方の利用回数をどうするか、そこまでまだ、話をしておりませんので、今の段階ではお答えするのは難しいと思いますので、すみませんけど。

○議長（倉田 明君） 質疑中ではありますが、お昼のため、1時まで休憩をいたします。

-----○-----  
休憩 午後0時04分  
再開 午後1時00分  
-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先程、質疑が続いておりましたが、昼食のため休憩いたしました。他に質疑はありますか。はい、大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 37ページの拠点避難地の件でお尋ねします。一般質問でもお尋ねしておりましたが、ここの予定地がですね、町有地ということで土地買収、他、そういったお金が要らないということで進めてきたわけですけど、遊具とか設備の一部移転の費用はかかるにしても、今までは土地代とか補償費はなかったわけですね。今回、4,000万円ほどの補正予算が組まれたわけですけど、こういった金額の、何といいますかね、他に予定地の検討をされたのかどうか。この金額で他に候補地が買えるんじゃないかなというようなことも一応提案したつもりでおったんですけど、その辺は検討されてないのかと、費用対効果といいますか、これだけの金額を使って、この地点以外の予定地といいますかね、は検討されなかったのか、その1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 具体的には志岐の招魂場の裏辺りの話がございましたが、まあ、ちょっと造成費用等を考えて、無理じゃないのかなと、それともう1つは、他には具体的に、我々も買収費がかかった上に造成費がかかりますので、その辺のところは、具体的には、私は動いておりません。で、用地買収費は私もかからないものと思って、最初は防災上の対策を整えた形でおりましたところ、大仁田さんからのご忠告もあって、近所の2軒の方にご説明に行ったところ、引越しをしたいという方と、協力はしたいけれども、なるだけここにいたいという方、お2人、そういうことで今回、改めて、なるだけ圧迫感のないような設計もして、そして、ご検討いただくと、この場所でやっていきたいと考えているところであります。詳細設計を抜きますと、4,000万円ぐらいかな、補償移転、もろもろ考えてもですね、これと見合うものというのは大体、安くてもそんなものだろうかなという気もいたします。具体的に、提案というか、我々も思いつかなかったと、それと町有地が大半であるということで今回、そういう提案をしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 大仁田藤男君。

○4番（大仁田藤男君） 私達も町有地で手が要らないということですずっと審議に応じてきたわけですけど、今の場所でもですね、何ていいますか、避難の住宅は何軒か建つと思いますね、他に求めた場合には、それがプラスアルファになるんじゃないかなという考え方もあるわけですよ、この金額で、3,977万9,000円ですかね、これだけの金額で他に土地が求められれば、今の場所も使えるし、他の土地もこういった設計でできるというふうな考え方ができるわけですけど、そういった検討がなかったのかなというのが1つあったものですから、質問いたしました。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 要するに費用対効果という面でいきますと、この2軒をそのままにしておいて防災対策を打ったところ、3億円以上かかったわけですね、この2軒の方に今提案しておりますような金額を割きましても、今度、2軒の方がいらっしやなくなると、その分だけ防災対策の費用が安くなるということで、この2軒の方、移転をしていただいた方が我々も心苦しくないし、そして、費用も安くなるということで今回、こういう提案をしているところでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） 質疑なしということでよろしいんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 他に質疑はありませんか。はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） 動議を提出したいと思います。

○議長（倉田 明君） 今、質疑中でございますが、只今、浜口議員の方からご提案がありました、まあ、審議中でも不可能ではありません。で、一応質疑停止ということ

でございます。動議が只今、浜口議員の方から出ました。本案に対して、浜口雅英君他 2 名から動議が提出されております。資料配付のため、しばらくお待ちください。

(資料配付)

○議長(倉田 明君) この動議は 2 人以上の賛成がありますので、成立しました。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。浜口雅英君。

○2 番(浜口雅英君) 平成 25 年 9 月 6 日、苓北町議会議長、倉田 明様。発議者、苓北町議会議員、浜口雅英、苓北町議会議員、神崎公顕、苓北町議会議員、野崎幸洋。

平成 25 年第 20 回苓北町議会定例会、議案第 195 号、平成 25 年度苓北町一般会計補正予算(第 4 号)に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

まず、修正動議に至った経緯を説明いたします。

この件につきましては、当初サッカー場ということでいろいろ審議がなされました。その後、3・11 東北震災後はサッカー場と避難所、又 9 月 5 日、先日は防災公園という新しい名前も付いたようでございます。しかし、現在もコート数も、先程見せていただいた資料でも、1 面なのか 2 面なのか定かじゃない。計画地盤の高さも 25m とか 30m とかいろんな話が出ております。それから、事業費も示されていない中で、測量費が今回、補正をされました。今後、仕上がりまで幾ら金がかかるのか、全く不明でございます。

2 番目に、広場の改修についてです。まず、1 つにはこども達が車両の進入のない安全な遊び場として家族ぐるみで利用されております。2 番目に、成人の方の、高齢者も含めてですが、グラウンドゴルフ場として利用されております。3 番目には、夕日や苓北町の景色の眺望に優れて、又温泉センターの横に立地している。そういう関係で町民の癒しの場として大いに活用されております。以上のことなどから、補助事業で設置した目的どおりの現在の施設は、十分に役割を果たしております。

次に、これらの利活用の現状を見た場合、これをなくし、新たな施設の建設は、今の施設に投入された税金が無駄となり、新たな施設の起債の償還、維持管理、施設の負担が出てきて、今後の世代へ負の遺産を残すおそれがあります。3 番目、サッカー場建設には、何の目的があるのか、1、検討委員会にオブザーバーとして当初出席いたしました。そのときの講師の先生の話では、スタンド、控え室、トレーニングルームなどで、約二十数億円要するというふうに言われました。2 番、今回の建設計画で、収支の計算はどのように考えておられるのか、試算してあるのか、どのようなイベントや大会を計画してあるのか、何も示されておられません。3 番目、本事業は、本来の行政サービスの範疇を超えているというふうに考えます。4 番目、避難所としての活用、1 つ、津波時

の二次避難所として仮設住宅の予定地としての考えもあるようですが、あえて有効に利用されているこの広場を潰して、サッカー場、二次避難所にしなければならないのか、町民の納得を得られるような理由が見当たりません。２番目、これまでも議会の中で、議論されてきたように、二次避難所の適地は町内に複数存在し、仮に仮設住宅を建設する場合が出てきても建設可能な土地はあります。３番目、それは今存在する高台の広場、施設などがあるわけですので、今ある施設の有効利用を図るべきでございます。だと思います。

それでは、お配りしてもらいました資料を説明いたします。

２枚目の別紙です。表題は略します。議案第１９５号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第４号）の一部を次のように修正する。

第１条中「４億２,５２０万１,０００円」を、「３億７,２０２万２,０００円」に、「５０億２,２５１万４,０００円」を「４９億６,９３３万５,０００円」にそれぞれ改める。

次、資料の一番最後です。３７ページをお開きください。これが款８、消防費、項１、消防費、目４、災害対策費です。修正をかけた分だけを言います。補正前の額、２４２万４,０００円、補正額１１６万８,０００円、合計３５９万２,０００円。補正額の財源の内訳、国庫支出金５０万円、地方債０、その他０、一般財源６６万８,０００円、節です。１３の委託料、１,３４０万円を０にします。説明の方は省きます。１７、公有財産購入費１,４７７万９,０００円を０とします。２２、補償補填費及び賠償金２,５００万円を０とします。したがって、消防費の合計は、補正前の額３億２,３９８万６,０００円、補正額１１６万８,０００円、補正後の額３億２,５１５万４,０００円、財源の内訳は、国庫支出金が従来どおり５０万円、地方債が０円、その他が０円、一般財源が６６万８,０００円でございます。以上です。

○議長（倉田 明君） 只今、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。まず、原案賛成者の発言を許します。山下君。

○８番（山下時義君） ８番、山下です。私は只今の動議について反対の討論を行います。平成２３年８月３０日、町長からサッカー場等の設備等に関する依頼の検討委員会がありました。そのとき、東日本の教訓を踏まえ、地域の防災拠点として施設整備も考慮した中で、さらに苓北町にサッカー場の施設整備を行うことにより、交流人口の増大、地域の経済の活性化を図ることを可能かどうか、検討するとともに、現有施設全体のあり方、新たな需要に対応するサッカー場等の整備計画について、用地、財源、整備、効果等を総合的に勘案して、整備を行うよう検討されたいと、このような諮問がなされ、

私達議会からも錦戸俊春議員、大仁田藤男議員、私3名が選出されまして、そこで慎重審議をいたしました。その間、私は、この問題については、非常に良くわかりませんでしたので、中津江村を視察したり、あるいは大津町を視察をしたり、知識を深めたわけでございます。その委員会は4回開きました。そこで町長に要望をしております。まず、計画地であります。地域の防災拠点、災害時の仮設住宅用地などによる地盤が強固な高台への施設整備が望ましい。現有施設との効率的な利用を図るため、運動施設が集中している志岐地区一帯の整備が望ましい。次に、町有地又は用地取得費が安価な土地が望ましい。財源については、施設整備及び維持管理に係る経費については、有利な補助金等の活用を活かし、利用者による役務の提供など、新たな一般財源が多額にならないように財源確保に努めてくださいと、このような提言をしております。

又、その他として、多目的な利用と、小中高の合宿や大会開催を、主にJリーグや他のスポーツ競技等のキャンプ誘致も視野に入れて計画をしてくださいと、このような答申をしているわけでございます。

それで、現在、苓北町では、坂瀬川にサッカー場があるわけでございますが、平成21年の利用者は、2万2,095名であります。平成22年は、1万7,196人です。九州電力に行って私調べましたが、平成24年は、4,348名がサッカー場を利用しております。又、グラウンドゴルフには、2,237名、その他、保育園が主に利用されるそうでございますが、土曜、日曜ともなれば、家族ぐるみでハイキングというですかね、そういうのを楽しんでおられる方が、470名、合計の6,755名であります。そういうことで非常にサッカー場に対する、私申し上げましたような数字でわかるように、町民の方々、町内外の方々、利用が多くなっております。そういう私達の答申に基づいて、町長は、今回、提案をされたものと私は信じておりまして、答申から約2年が経過しております。何で私達の答申に答えていただけないかなという委員の方もいらっしゃる。そういうことで先程からいろいろお話がございまして、起債の時期が今月、提出しなければ確保できないと、そういう事情もあって提案したんだと、これは私は正しいんじゃないかなと、そういうことを思いまして、原案は修正しなくても私はいいと思いますので、只今の修正動議に反対です。以上です。

○議長（倉田 明君） 修正案に反対ということでございますが、原案には賛成という意味ですかね。（「そうです、もちろんですよ」と呼ぶ者あり）その辺が若干。

○8番（山下時義君） 議長、じゃはっきり申し上げます。修正動議には反対であります。原案には修正する必要がないから、賛成というははっきりと申し上げます。以上です。

○議長（倉田 明君） それを最初にきちんと言ってもらえばよかったんですけども、ちょっと聞き取りにくかった部分がありましたので、確認をいたしました。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） ないようでございますので、次に、原案賛成者の発言を許します。（「原案はどちらの方の原案ですか」と呼ぶ者あり）原案は、執行部が出されたのが原案です。はい、錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 賛成者の立場で意見を述べさせていただきます。この件につきましては、苓北町サッカー場建設について、23年の2月15日に陳情書が提出されてからのことでした。議会では、苓北町活性化対策特別委員会を設置し、23年4月27日から24年の11月16日までにかけ、計8回にわたって協議を重ねてまいったところでもございました。その間、陳情者からの意見の聴取及び町当局からの意見を聴取し、慎重に審議をしております。町当局からは建設予定地の説明及び図面が提出され、説明がなされました。審議の中で、維持管理の問題又は交流人口を含めて費用対効果や町の財政事情等の面で厳しいのではないかと意見もありましたが、何らかのアクションを起こさなければ、このままでは町は衰退するという意見もありました。サッカー場を建設し、交流人口を増加させ、活性化につなげ、経済効果も期待できるものとの意見もあり、さまざまの協議を重ねて陳情を採択した経緯がございます。又、町の方では、サッカー場等の建設検討委員会を設立され、先程、山下議員からも説明がございましたけれども、答申を出されております。議会からも3名の議員がその委員となって私もその一員でございました。先程の山下議員と重複いたしますけれども、その中の計画地は、地域の防災拠点、災害時の仮設住宅用地となるような地盤が強固な高台への施設整備が望ましい。次に、現有施設との効率的な利用を図るため、運動施設が集積している志岐地区一帯への整備が望ましい。町有地又は用地取得費が安価な土地が望ましい。財源の面では、施設整備及び維持管理に係る経費については、有利な補助金等の活用や利用者による役務の提供など、町の一般財源が多額にならないような財源確保体制の整備を行うこととされております。先程も述べたようなことを総合的に判断され、幾度となく説明がっております建設予定地に有利な財源の確保ができ、避難地の用地として建設をされ、サッカー場としても使用するものと理解をしております。そういうことで今回の提案に至ったものと理解をしているところでございます。したがって、本議案につきましては、賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私、単なる反対というようなことを考えますと、この提出されております補正予算は災害対策費なんですね、それですから、サッカー場とは私は全く関係のないような考えでおります。それですから、災害対策に対しては、当初申し上げましたとおり津波が来ても波の高さは4mぐらいであると、それですから、避難する

にはたくさんの土地がそれぞれありますし、家が流されたというような、そういうふうな災害があると、町長の答弁にもありましたけれども、歴史的に本当にあったのかどうか、そういったことが納得できれば私も賛成をしたいと思いますけれども、今日のこの件はあくまでも災害対策費の提案でございますので、私は反対をいたします。

○議長（倉田 明君） 原案に反対ということの意味だと理解すべきといたします。

続きまして、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（私語する者あり）

○議長（倉田 明君） そういとおりでございますので、従ってください。よろしくお願いいたします。

次に、ないようであれば、原案賛成者の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） ないようであれば、次に、修正案賛成者の発言を求めます。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 原案に反対し、修正案の賛成の立場で討論いたします。

当初、第1回の苓北町サッカー場建設検討委員会で、J1、J2のキャンプ地として誘致する施設の概要等の説明があった際、1チーム総勢50名程度が1、2週間滞在するため、宿泊できる施設や雨天練習など全体的に約2、30億円の、程度の施設が必要との説明でありました。しかし、避難所を兼ねたサッカー場を造るとなると、まず、観客席、宿泊施設、雨天練習場など構造物の施設は造ることができず、ただの更地の上に人工芝と天然芝が植えられたサッカー場ということになります。当初の、陳情されたときの内容とは大きくかけ離れて来ている話になってきます。その程度の施設で果たして、J1、J2のチームが毎年のようにキャンプに来るのか疑問であります。例え、大学生、高校生が夏休みなどの期間にキャンプをして利用したとしても、設備投資と年間維持費の費用対効果がどれほどあるのか疑問であります。又、今回、2軒の方に迷惑をかけ、長年住んでこられた家や土地を譲り受けてまで、今この場所に造らなければならないのでしょうか。大変疑問に思うところであります。そういった意味で、まだまだ今回の計画、見直す余地が十分あると思いますので、原案に反対し、修正案に賛成をいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、討論を聞いている中でですね、財源的にも非常に有利だという話が出ております。中には、補助金という言葉が使われておりますが、それは補助金ではない。あくまでも起債であって、起債が交付税の中に算定する率が高いということとありますので、補助金ではないということを指摘しておきます。それから、原案の賛成者の方の意見に、Ｊリーグの云々という話も出ておりました。これは確かに、サッカー場、陳情者の諮問委員会の中では私もそういう話を聞いております。しかし、今までずっと2年何箇月ですか、ずっといろんな、このことについて議論してきた中で、そういう具体的な計画は一切出ておりません。それから、以上です。によって、原案に反対します。

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。私もこの、只今、出されました修正案に対して、賛成の立場で修正案賛成討論を行います。

この件につきましては、いろんな角度から議論が重ねられてまいりました。これはあくまでも防災施設の対策でございまして、私達も冷静に判断をしなければならないと思います。いろいろ、るる説明もあり、納得する面もありますけども、この地域防災、この事業が平成25年から26年までの対応でないと後ができない可能性がある、それも9月いっぱいにはしなければならないというふうな、お尻が決まったような状況でのことでもございました。この件につきましては、苓北町に考えられる避難場所、避難施設が他にどうしても不足をするならば、これは提案されたように私も賛成をしなければなりません、今ある町内の現有施設を眺めてみますと、まだまだ有効活用される施設があると考えます。ですから、この地域防災事業に対する、この事情もわかりますけども、この期限はこの9月いっぱい押し切られるのじゃなくて、やはり、もっともっと慎重に検討も重ねていく価値が十分にありはしないかなと思います。それから、先程申し上げましたように、苓北町が事業を取り組んでいかなければならない、そういった側面の事情もございまして。それもわかりますけども、やはりこの事業、この防災施設の対応に

ついては、原案を修正する案に賛成をいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） ないようでございますので、これで討論を終わります。議案第195号を採決します。

まず、本案に対する浜口雅英君、他2名から提出された修正案について採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

（「賛成者起立」）

○議長（倉田 明君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、議案第195号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第196号 平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第7、議案第196号、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。（「議長、ちょっとお尋ねしますが」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田 明君） はい、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今修正の部分の賛成と原案の部分の賛成がありましたけども、修正部分を除く原案の賛成というのをとらんでもよかったですかね。どがんですか。

○議長（倉田 明君） そういうケースもあるようでございます。しかし、今回はそういうことで対応できると思っております。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第196号、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,013万6,000円を

追加し、歳入歳出それぞれ１２億５,３７４万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成２４年度決算に伴うものと、社会保険診療報酬支払基金関係の各種納付金、拠出金、交付金の確定に伴うものでございます。

歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、６ページをお開きください。  
款４、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、療養給付費等負担金の２,９６６万８,０００円の減額ですが、療養給付費等負担金については、療養給付費等から前期高齢者交付金を差し引いた額に、定率３２％をかけて算出しておりますが、今回、前期高齢者交付金が、概算交付決定により、増額になりましたので、増額分に定率をかけた２,６２５万２,０００円を減額しております。又、その下の３つの負担金につきましては、歳出における社会保険診療報酬支払基金の介護納付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等の決定通知に基づき、減額補正しておりますので、定率の３２％を掛けて算出した額をそれぞれ減額しております。

７ページをお願いいたします。項２、国庫補助金、目１、財政調整交付金８３４万４,０００円の減額ですが、療養給付費等負担金と同様に介護納付金等、減額補正額の定率９％相当額を減額するものでございます。

次に、８ページをお願いします。款５、療養給付費交付金１,４０３万３,０００円の増額につきましては、平成２４年度交付決定額に伴う過年度分の収入でございます。

９ページをお願いします。款６、前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金の概算交付決定により、８,２０１万８,０００円の増額補正でございます。

次に、１０ページをお願いします。款７、県支出金、項２、県補助金、目２、財政調整交付金８３４万４,０００円の減額は、国の財政調整交付金同様に介護納付金等、減額補正額の９％相当額を減額するものでございます。

１１ページをお願いします。款１１、繰入金、項２、基金繰入金、目１、財政調整基金繰入金５,５５５万１,０００円の減額補正は、平成２４年度決算に伴う繰越金や前期高齢者交付金等の増額に伴い、財源が発生いたしましたので、減額するものでございます。

１２ページをお願いします。款１２、繰越金、項１、繰越金、目１、その他繰越金１,５９８万２,０００円の増額は、前年度決算による余剰金から条例に基づく積立金２００万円を控除した額でございます。

１３ページをお願いします。款１３、諸収入、項４、雑入、目６、雑入１万円の増額は、レセプト点検嘱託職員の雇用保険料の分でございます。

以上が、歳入補正予算案でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、１４ページをお願いいたします。款１、総務費、項４、医療費適正化対策事業費、目１、医療費適正化対策事業費２,００

0 円の増額は、レセプト点検嘱託職員の雇用保険料の不足分でございます。

15 ページをお願いします。15 ページにつきましては、財源区分変更のための補正でございます。

16 ページをお願いします。款3、後期高齢者支援金等、合計で657万8,000円の減額及び次のページの17ページ、款4、前期高齢者納付金等、合計で1万8,000円の減額、次の18ページ、款5、老人保健拠出金、合計で1万3,000円の減額並びに19ページ、款6、介護納付金408万6,000円の減額は、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づくものでございます。

20 ページをお願いします。款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目3、償還金2,082万9,000円増額は、平成24年度実績に伴い、療養給付費等負担金及び特定検診等国庫負担金並びに県負担金の返還金でございます。

以上が、平成25年度9月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第196号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第196号、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

**日程第8 議案第197号 平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（倉田 明君） 日程第8、議案第197号、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第197号、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ669万3,000円を追加、歳入歳出それぞれ8億7,687万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度決算に伴うものと実績報告による国・県及び支払い

基金分が確定によるものでございます。

それでは補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。款8、繰越金ですが、前年度決算によりまして、506万1,000円の増額補正でございます。

7ページをお願いします。款9、諸収入、項3、雑入、目4、過年度収入、節1、介護給付費負担金過年度収入ですが、前年度精算による熊本県からの追加交付金で、163万2,000円の増額補正でございます。

8ページをお願いします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節9、旅費につきましては、予算の不足が見込まれますので、2万円の増額補正でございます。

9ページをお願いします。款2、保険給付費、項2、介護予防サービス等諸費、目1、介護予防サービス等給付費、節19、負担金補助及び交付金につきましては、予算に不足が見込まれますので、介護予防福祉用具購入費として20万円、介護予防住宅改修費として80万円、地域密着型介護予防サービス給付費として275万9,000円、あわせて375万9,000円の増額補正をお願いするものです。

10ページをお願いいたします。款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括ケア会議委員費用弁償10万3,000円の増額をお願いするものでございますが、現在、一般会計で支出というものを特別会計で支出するためでございます。次の議会で一般会計分の減額を行う予定となっております。

最後に11ページをお願いいたします。款6、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目2、償還金281万1,000円の増額は、前年度精算によりまして、国及び支払基金に対しまして、負担金交付金の返還を行うものでございます。

以上が、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第197号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第197号、平成25年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定

しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 198 号 平成 25 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長(倉田 明君) 日程第 9、議案第 198 号、平成 25 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長(山崎敬一君) 議案第 198 号、平成 25 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)(案)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 28 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 964 万 5,000 円とするものでございます。

まず、歳入補正予算の中身について説明いたしますので、6 ページをお開きください。款 1、後期高齢者医療保険料、項 1、後期高齢者医療保険料、目 2、普通徴収保険料 28 万 3,000 円の増額は、24 年度で保険料の滞納が生じたための滞納繰越分でございます。

7 ページをお願いします。款 3、繰入金、項 1、繰入金、目 1、一般会計繰入金 72 万 7,000 円の減額は、24 年度の決算に伴い繰越金の財源が発生しましたので、同額分を減額するものでございます。

8 ページをお願いします。款 4、繰越金ですが、24 年度の決算による繰越金 72 万 7,000 円の増額でございます。

以上が、歳入補正予算案でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、9 ページをお願いいたします。款 2、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、滞納保険料徴収分を連合会に支払う額 28 万 3,000 円の増額でございます。

以上が、平成 25 年度 9 月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(倉田 明君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉田 明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉田 明君) 討論なしと認めます。議案第 198 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第198号、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第199号 平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第10、議案第199号、平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 議案第199号、平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ826万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,139万4,000円とするものでございます。今回の補正は、平成24年度決算に伴うことが主な理由でございます。

歳入歳出の詳細につきまして説明いたしますので、6ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款の7、繰越金、項の1、繰越金、目の1、繰越金でございますが、826万1,000円、平成24年度からの繰越金の分でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出です。款の1、水道費、項の1、水道管理費、目の1、一般管理費、節の11で197万9,000円、修繕料でございます。これは突発的な修繕に充てるためのものでございます。次に、節の15、工事請負費300万円の増額でございます。これは志岐地区内におきまして、農水管の敷設換え工事がありますので、それにあわせて水道の老朽管を更新するものでございます。次に、節の19、負担金補助及び交付金171万8,000円の減額でございますが、これは都呂々ダム共同管理費の部分でございますが、共同管理費の24年度精算においてのもので、本年度の負担金で調整するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。款の3、積立金、項の1、積立金、目の1、積立金500万円の増額でございます。平成24年度において笹尾浄水場更新事業で500万円を取り崩しております。今回の500万円をさらに積み立てるということでございます。

以上が、平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、山下君。

○8番（山下時義君） 課長にお尋ねします。この7ページですね、都呂々ダムの共同負担金が減額になっているんですが、もう少し内容をですね、お知らせ願います。何でこうなっているのか。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 都呂々ダムを負担金につきましては、工業ダムと簡易水道関係と農業関係ですたいね、そういうふうな形で3つで共同負担金ということになっているわけですが、簡易水道部分につきましては、17%が簡易水道部分の負担金でございまして、昨年度24年度の決算ですとね、1,010万1,822円の執行残が都呂々ダム共同負担金の中で残っているということでもありますので、それに対して、簡易水道の負担部分の17%を掛けた分につきましてはの減額というふうなことで、本年度の負担金で調整というようなことでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。はい、田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） 水道の老朽化で換えるということですがけれども、農水管と並行されていると思うんですが、これは場所はどこでしょうか。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 城下地区のですね、城山で、コミセンの横から登っていく道がありますですね、そして、高戸アパートですかね、あそこのところまでの部分で、水道管の更新計画は、約150mぐらいです。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第199号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第199号、平成25年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第200号 平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第11、議案第200号、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 議案第200号、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ169万3,000円を追加し、歳

入歳出それぞれ3億2,266万5,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、平成24年度の決算に伴うものでございます。

詳細につきまして説明いたしますので、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款の4、繰越金、項の1、繰越金、目の1、繰越金169万3,000円、前年度の繰越分でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出になります。款の1、公共下水道事業費、項の1、下水道管理費、目の1、一般管理費、節の11、需用費で169万3,000円、修繕費の増額でございます。これは突発的な修繕に対して対応するものでございます。

以上が、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第200号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第200号、平成25年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

## 日程第12 議案第201号 平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第12、議案第201号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 議案第201号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,326万4,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、平成24年度の決算に伴うこと、それから、鶴・木場地区の施設の機能診断を交付金事業で行うことが主なものでございます。

それでは、詳細につきまして説明いたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入でございます。款の3、県支出金、これは新規科目でございます。項の1、補助金、目の1、農業集落排水事業補助金、380万円の新規計上でございます。これは新たに計上するものでありますが、鶴地区と木場地区に整備しております農業集落排水施設の機能診断を地域自主戦略交付金を活用して行うものであります。これは施設と管路の機能診断を行うものでございますが、鶴地区が既に15年目になり、木場地区が12年目になります。処理場の不具合が若干見られるようになりましたので、処理場と管路、マンホールの状況をですね、機能診断を行うというふうなことでございます。

次に、7ページをお願いいたします。款の5、繰越金、項の1、繰越金、目1、繰越金17万2,000円の増額でございます。これは前年度の繰越金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出になります。款の1、農業集落排水事業費、項の1、農業集落排水管理費、目の1、一般管理費、節9、旅費2万円の増額でございます。これは補助事業を実施するためのものでございます。節の11、需用費30万円減額です。これは修繕料の減額でございます。13、委託料425万2,000円の増額でございますが、これは機能診断調査の委託料でございます。先程申しましたように、鶴地区と木場地区の処理施設並びに管路の機能診断を実施するものでございます。

以上が、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第201号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第201号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第13 議案第202号 平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（倉田 明君） 日程第13、議案第202号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 議案第202号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ182万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,098万1,000円とするものでございます。今回の補正は、平成24年度の決算に伴うものと、合併処理浄化槽の増設を予定したものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。変更です。当初400万円に対しまして、150万円を増額いたしまして、550万円に変更するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。それぞれ詳細につきまして説明いたします。まず、歳入でございます。款の1、分担金及び負担金、項の1、分担金、目の1、分担金13万4,000円の増額でございます。これは合併処理浄化槽2基分の建設に伴う受益者分担金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。款の5、繰越金、項の1、繰越金、目の1、繰越金19万5,000円の増額でございます。これは平成24年度からの繰越金でございます。

次に、9ページをお願いいたします。款の7、町債、項の1、町債、目の1、下水道事業債150万円の増額でございます。

次に、10ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1、特定地域生活排水処理事業費、項の1、特定地域生活排水処理管理費、目の1、一般管理費、節の27、公課費15万5,000円、これは消費税の部分での増額補正でございます。これにつきましては、当初予算の計上時、見込めなかった部分ありましたので、9月末で24年度分の消費税を精算することになりますので、精算の計算の結果こういうふうなことで不足が生じたので、計上したものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。款の1、特定地域生活排水処理事業費、項の2、生活排水処理事業費、目の1、生活排水処理事業費、節の15、工事請負費でございます。167万4,000円、これは合併処理浄化槽2基分の工事費の計上でございます。

以上が、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 11ページでちょっとお尋ねしますけども、財源内訳で地方債が150万円と分担金の13万4,000円、これは国・県の補助というのはなかった

んですかね。国・県の補助というのは、地方債と分担金で財源が賄われてますけども、国・県の補助というのはなかったんですかね。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 国の補助はですね、10基以上ならないと補助の対象になりません。で、今、当初5基で今回2基ですので、7基というようなことでございますので、国の補助はありません。県の補助につきましてはですね、まだ、精算の段階で検査をして出すようになっておりますから、まだちょっと今のところはっきりしませんので、そういうふうなことでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） そうすると、仮に今年度中に10基以上になれば、この分も来ますということでもいいわけですか。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 10基以上になれば、補助事業の対象になりますので、そこら辺については、結果的になるとですね。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第202号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第202号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第203号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第14、議案第203号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第203号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加

し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,176万8,000円とするものでございます。

なお、今回の補正は、平成24年度決算に伴うことが主な理由でございます。

それでは、歳入補正予算の詳細についてご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3、項1、目1、繰越金66万7,000円の増額でございます。平成24年度の繰越金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。款の3、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費66万7,000円を増額するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第203号を採決します。保安は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第203号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第204号 請負契約〔都呂々漁港浮体式係船岸設置工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第15、議案第204号、請負契約〔都呂々漁港浮体式係船岸設置工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（吉村文雄君） 議案第204号、請負契約〔都呂々漁港浮体式係船岸設置工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、都呂々漁港浮体式係船岸設置工、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、8,169万円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結につい

て議会の議決を必要とするためでございます。

この件につきましての補足説明をさせていただきます。

今回の工事は、漁村再生交付金事業のうちの都呂々漁港浮体式係船岸設置工事分で、施工延長は94mです。工事内容は、FRP浮き栈橋7函の取り付けと、乗降のための階段3カ所の施工となります。工期は、平成26年3月14日としております。添付図面をごらんいただきたいと思います。まず、1枚目ですが、これは都呂々漁港浮体式係船岸設置工事の平面図です。都呂々漁港のですね、もともとありました方の漁港区域内にですね、漁港内に赤部分でしておりますけれども、この部分をするということになります。係船数は28隻、施工延長は94mということでございます。2枚目をお開きください。これは浮体式係船岸の標準断面図でございます。2つ書いてありますけれども、引いたときと満ったときの図面でございます。ということでございます。階段部分につきましては、既設の物揚場をですね、内側に掘り込みまして、今の物揚場が外に出ないというような形でですね、造っていきます。これに係船岸を取り付けるのにガイドレールを造るわけですが、今の物揚場につきましては、一番左に標準断面を書いておりますけれども、3段ぐらいのですね、3段ぐらいというか、3段のですね、階段があります。その部分につきましては、その部分を埋め立ててですね、ガイドレールが取り付けられるような形になってまいります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） 大きな仕事ですが、本職のといえますか、漁師さんの毎日漁に出かける漁師さんはどのくらい、この中でいらっしゃるのか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（吉村文雄君） これはですね、構成調査の中で調べておりますけれども、正組合員で15名です。船がですね、ここを利用しとらる15名の方がしとらる船が35隻ということでなっております。正組合員と準組合員ですね、おられますけれども、合わせたところで35隻ということでですね、35隻の船をもと数にしまして、将来的にそれが幾ら減るかというのをしてですね、28隻というような計算をしてあります。

○議長（倉田 明君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第204号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第204号、請負契約（都呂々漁港浮体式係船岸設置工事）の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩をいたします。14時35分まで。

-----○-----

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。ここで、報告第28号の報告に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めていますので、登本代表監査委員の着席をお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第16 報告第28号 随時監査の結果報告について

○議長（倉田 明君） 日程第16、報告第28号、随時監査の結果報告についてを議題とします。

随時監査の結果公表書が提出されましたので、写しをお手元に配付しております。随時監査の結果について説明をお願いいたします。登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 皆様こんにちは、代表監査委員の登本でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

さて、このたび、随時監査を実施いたしました。随時監査を実施するに当たっての根拠についてご説明を申し上げます。皆様方ご承知のとおり議会の一般質問におきまして平成24年度の町発注工事である明神山地区避難所設置工事と紺屋町地区避難所設置工事に関しまして、議会において何回かにわたる質問がございました。なかなか質問と答弁が一致しない状況がございましたので、監査委員といたしましても、その内容を確認する必要があると判断いたしまして、定期監査に準じた随時監査をこのたび実施したところでございます。これは、地方自治法の第199条第5項が法的根拠になっております。

次に、監査委員の除斥について説明を申し上げます。山本政人監査委員につきましては、地方自治法第199条の2の規定によりまして、監査執行上の除斥とすることになりました。その理由といたしましては、工事担当者であった前総務課の山本英人參事は、山本政人監査委員の子であることから、地方自治法第199条の2の規定によりま

して、除斥とし、代表監査委員である私が監査を実施いたしました。又、山本政人監査委員からは、今回の随時監査につきましては、みずから辞退する旨の申し出があったことをお伝えしておきます。

次に、監査の顛末ですが、それぞれの関係書類の提示を求め、関係者である松野副町長、田嶋総務課長、山本参事の3名に対し、質問をしながらの監査を実施しております。

監査の結果については、皆様方のお手元に差し上げております。随時監査における結果公表書のとおりでございますので、説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 登本代表監査委員から説明がありました。質疑はありませんか。はい、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。代表監査委員におかれましては、日ごろから私達の議会をつぶさに傍聴いただきまして、その、日ごろからのご努力のお陰で私達の議会が抱える問題について素早く対応していただきました。本当に心から感謝の意を申し上げたいと思います。本当にお疲れ様でございます。

せっかく随時監査の結果報告をしていただきましたので、何点かについてお尋ねをさせていただきたいと、又、見解なりをお伺いしたいと思います。

この2ページに、2ページの特許料について記述がございます。この緩衝杭を2本設置することによって、この特許料の支払の根拠が発生をしたのかどうか。その点が、まず1点ですね。

それと、紺屋町地区の避難所設置工事についても触れてありますけれども、これについては、入札に関連しまして添付されておりますが、何ページですかね、一番、紺屋町地区の避難所設置工事に関する調査概要書というものがありますね、これについてちょっと見解をお尋ねしておきたいと思います。紺屋町地区の避難所設置工事については、落札率が88.55%というようなことで私達に配付をしてある入札結果のお知らせに記述がしてございます。これで単純にいきますと、ここで入札後に工事の工法の変更によって生じた、その精算といいますかね、それをあわせると概ね工事の増額分を見ますと入札率は88.55%だったのが、大まかに100%に充当するんじゃないかなというふうな感じもしております。ですから、そこら辺はこのずっと従来から、特に神崎議員の方から指摘がありましたけれども、やはりこの入札についてこういう、最終的にこういった結果が出ておりますが、監査委員とされてはどのような見解をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 登本監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 錦戸議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

特許料についてでございますけれども、この特許料についての説明がですね、ちょっと不十分なところがあったのではなかろうかなと思います。実は特許料の使用料の、特許使用料の件でございますが、苓北町公共工事請負契約約款の第8条によりますと、受注者は特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法律に基づき保護される第3者の権利と対象となっている工事材料、施工方法などを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその仕様に関して要した費用を負担しなければならないというふうな項目があるわけでありまして、この点について、担当課長から議会に対しての説明がなされていなかったように私は思っております。つまり、これまでの担当課長の議会に対しての説明は、明神山地区避難所に2本の緩衝杭を取り付けたことによって特許権が発生したとも受け取れるような説明でございましたけれども、特許使用料についての苓北町公共工事請負契約の約款に、只今申しました約款に沿った説明があつて、私はしかるべきではなかったかなと思っておるところです。よって、今申し上げました苓北町公共工事請負契約約款の第8条によりまして、今回の事案に対しましては、発注者の負担とする旨がはっきり明示されておりますことから、この特許料の支払はやむを得ない処置であつたと私は判断をいたしております。又、今後このような特許に関する事案がこれから多く発生することが予測されますので、今回の教訓を生かして苓北町としてのガイドラインの作成やら、再発防止対策、又は、業務を委託するには慎重に調査をして、取り組まれるように要望をいたしておるところでございます。特許料に対しては、以上でございますけれども、紺屋町についてはどういうふうなことでございましたか、もう1度、よろしゅうございますか。申しわけございません。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 私達には毎回といいますか、定例会のたびごとにそれまでにあつた公共工事の入札結果というのが届けられております。それを見ておりますんですけどね、この紺屋町地区の避難地の設置工事は88.55%という落札率でございました。で、結果的にこれを、紺屋町避難所のこの工事に対する精算、増額分の精算を見てみますと、マイナスの計上もありますけども、これを集計しますと、大体落札率が88.55%のところに、最終的には100%ぐらいの数字になるなというふうな感じがいたします。そのことで特別に監視委員とされて、何といいますか、これも数字がこうなっておりますので、結果的にそうならざるを得ないと思いますけども、この辺についての監査委員の見解はいかがでしょう。

○議長（倉田 明君） 代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。紺屋町避難所設置工事についての設計書というんでしょうか。当初の設計の時点においてですね、やはりもう1度設計書の変更なりをですね、町当局、あるいは請負業者辺りもですね、足場の設置やら何やら、そういうのは当初からわかっていたわけでございますので、議論をして、再度設計のやり直しと申しましょうか、そういうふうなことをやっていただければよかったのではないかなと思っておるところでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 大変簡明なご答弁で理解いたしました。大変ありがとうございました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私は決算のときに決算審査で町長にお尋ねをしたいと思っておりましたけれども、まず、私が思うのは、設計に出す前にエコアッシュさんとの協議がうまく、紺屋町の場合はいっていなかったんじゃないかと思います。と申しますのも設計の業務委託の通知をですね、平成23年10月12日に出してあるわけですね、ところが町の方はエコアッシュさんより製品の見積書のお知らせというようなことで、これを町がいただいているのが、23年の11月25日ですから、業務委託、設計委託を出した後にエコアッシュさんから製品の見積もり、お知らせをいただいております。本来であるならば、担当職員又課長はエコアッシュさんに現場を、紺屋町の現場を見ていただいて、お宅の車でどう行った方がいいでしょうか、運搬はどうしますか、そういったことを尋ねて、そして、設計者に委託をすると、そういったことが私は抜けておるんじゃないかと思います。それと、請負業者も設計を、今度は開札して、入札が終わって、そして、仕事の途中でこれじゃだめですよと言って、町は今回は入札後に何百万円かの金を出して、7から800万円ですか、道路を造ってやったと、入札後に、しかもその入札は何社ですかね、2、4、6社ですか、請け負って、長濱さんが落札をしておられますけれども、2社は失格をしておるわけですね。で、長濱さんも2、713万円で落札をされておられます。マイナスの510万6,050円です。そういったことで、私はこれでやりますと言いながら途中で町が金を出してやったということについては、私は前代未聞だと思って、課長と副町長に、あなた達はこれが正しいと思いますかと、私は町長を責める気は毛頭ありません。町長が知っておるわけがないわけですから、部下がやはりしっかりしないこういった問題が起きるんじゃないかと思います。そこで監査委員さんはどう思っているか、気持ちをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） お答えをいたします。設計時点で施工業者はまだ決まっていなかったんじゃないかというような考え方も実は成り立つわけでございますけれど

も、このＡＣⅡあたりを使用するこのエコアッシュといいますか、特許の関係からエコアッシュは施工者であるというふうな認識を持ちまして、やはりどこの会社が請負業者となりましても、ＡＣⅡに関する部分につきましては、エコアッシュ株式会社が特許の関係から施工することになりますので、やはり、エコアッシュと十分な、先程神崎議員さんがおっしゃいましたように打ち合わせを十分にすべきではなかったかなと思っておるところです。それと、公金の支出については苓北町工事請負契約約款の第８条の特許料あるいは１８条の条件変更、これらにあわせましてですね、随時監査における結果公表書に記載しているとおり違法性はないものと判断をいたしておるところです。しかしながらですね、先般も、五和町での、これは天草市になりますが、工事変更をせざるを得ないような事例も発生しておりますけれども、やはり苓北町といたしましても、工事に関する事務処理のあり方や議会などでの説明責任をですね、十分に果たしていただきますように、そして、やはり職員それぞれの段階に応じた各種研修をですね、公費で負担させて受講させ、職員自体のですね、資質向上に努めるよう強く執行部にお願いを、要望をしたところでございます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで報告第２８号を終わります。

登本代表監査委員におかれましては、長時間の監査お疲れ様でございました。

ここで、決算認定の議事に入ります前に、山本監査委員に出席を求めていますので、山本監査委員の着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第１７ 認定第２２号 平成２４年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１８ 認定第２３号 平成２４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１９ 認定第２４号 平成２４年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２０ 認定第２５号 平成２４年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２１ 認定第２６号 平成２４年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２２ 認定第２７号 平成２４年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２３ 認定第２８号 平成２４年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第 2 4 認定第 2 9 号 平成 2 4 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 5 認定第 3 0 号 平成 2 4 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 6 認定第 3 1 号 平成 2 4 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 7 認定第 3 2 号 平成 2 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（倉田 明君） 日程第 1 7、認定第 2 2 号、平成 2 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 7、認定第 3 2 号、平成 2 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 1 1 件を一括議題としますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 2 2 号から認定第 3 2 号までを一括議題とします。

まず、一般会計から順次提案理由の説明を求めます。認定第 2 2 号、平成 2 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第 2 2 号、平成 2 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成 2 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 2 3 3 号第 1 項及び第 2 項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第 3 項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から平成 2 5 年 6 月 2 8 日付で提出を受けました一般会計、特別会計に係る決算書につきまして、平成 2 5 年 7 月 1 日付で監査委員に審査をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、平成 2 5 年 7 月 2 5 日から 8 月 8 日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をしていたたきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、平成 2 5 年 8 月 2 6 日付で適正であるとの審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長時間にわたり審査をしていただきました監査委員のご苦勞に対しまして、特に今年は暑い暑い夏が続いたこともあり、大変お疲れになられたことだと思い、深く敬意を表するものでございます。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額 5 0 億 4, 1 1 6 万 6, 1 3 4 円、歳出総額 4 8 億 5, 7 6 0 万 1, 6 2 8 円で、翌年度へ繰り越すべき財源 8, 5 7 3

万9,000円を差し引きますと、実質収支額は、9,782万5,506円の黒字となりました。

なお、平成24年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付しております。決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） それでは、私の方から一般会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

決算書の12ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。決算額は、歳入総額が50億4,116万6,134円、歳出総額が48億5,760万1,628円で、歳入歳出差引額が1億8,356万4,506円です。そのうち翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額8,573万9,000円を差し引いた実質収支額は、9,782万5,506円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、5,000万円を財政調整基金に積み立て、4,782万5,506円を平成25年度への繰越金としました。詳細につきましては、歳入が決算書の19ページから50ページまで、歳出が53ページから197ページまで掲載してあります。それから、363ページから365ページに財産に関する調書を、366ページに基金の積立に関する調書を添付しております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（倉田 明君） 認定第23号、平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 認定第23号、平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、内容説明いたしますので、決算書の266ページ、実質収支に関する調書の欄をお願いします。歳入総額1,568万6,421円、歳出総額2万8,340円、歳入歳出差引額1,565万8,081円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は1,565万8,081円です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第24号、平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 認定第24号、平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の278ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額3,976万2,060円、歳出総額57万3,220円、歳入歳出差引額3,918万8,840円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は3,918万8,840円

です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（倉田 明君） 認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の236ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額12億4,825万9,142円に、歳出総額12億3,027万5,547円、歳入歳出差引額1,798万3,595円、翌年度に繰り越すべき財源はありません。実質収支額1,798万3,595円、6、実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額は200万円といたしました。以上が、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の316ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額8億3,690万3,589円に、2、歳出総額8億2,484万1,338円、3、歳入歳出差引額1,206万2,251円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はいずれもございません。5、実質収支額1,206万2,251円、6、実質収支額のうち苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額を700万円としました。以上が、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の340ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額1億1,000万7,542円、2、歳出総額1億927万9,364円、3、歳入歳出差引額72万8,196円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額72万8,196円でございます。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。以上が、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算

の認定について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の204ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億10万3,377円です。2、歳出総額2億8,476万1,191円、3、歳入歳出差引額1,534万2,186円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額708万円でございます。5、実質収支額826万2,186円です。これを25年度への繰越金といたします。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。以上が、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第29号、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 認定第29号、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の220ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3億1,510万3,621円、2、歳出総額3億1,340万8,910円、3、歳入歳出差引額169万4,711円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額169万4,711円です。これは25年度への繰越金とするものでございます。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。以上が、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の290ページでございます。実質収支に関する調書です。1、歳入総額1,694万4,514円、2、歳出総額1,672万2,957円、3、歳入歳出差引額22万1,557円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額22万1,557円です。これは25年度への繰越金です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。以上が、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君） 認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の302ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4,261万2,042円、2、歳出総額4,240万6,473円、3、歳入歳出差引額20万5,569円、4、翌年度へ繰り越すべき一般財源はありません。5、実質収支額20万5,569円です。これは25年度への繰越金といたします。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。以上が、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の354ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。1、歳入総額829万7,224円、2、歳出総額762万9,800円、3、歳入歳出差引額66万7,424円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額66万7,424円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。以上が、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を許します。

なお、月曜日から開催予定の決算審査特別委員会で審議をお願いする予定でございます。本日は、総括的な質問に限らせていただきます。質疑は各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第22号、平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 5ページです。これは決算書に9月5日提出、熊本県天草郡苓北町長、田嶋章二と記してありますが、これに職印は必要ないんですかね。

○議長（倉田 明君） 只今5ページについて、職印の印は要らないかという質疑でございます。

暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時20分

再開 午後3時34分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先程、浜口議員の決算書の5ページの印についてのお尋ねがありましたが、ご回答お願いいたします。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 一応、調べてまいりまして、苓北町の財務規則の中で、第55条の5で、会計管理者が町長に歳入歳出決算書の様式を提出しなければならないというような項目があるわけですが、その様式につきまして見る限りにおいては、その町長職印を打つというような様式では載っておりません。これは自治六法の中の様式を見ているわけですが、一応私達としましては、認定第22号で一般会計の歳入歳出決算書の認定についてということで、25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二、ここに職印を打っているということで、こちらの方には特段打つ必要もないということで解します。

○議長（倉田 明君） はい、神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今の説明でちょっと疑問に感じますのは、私はこれには控えとか、写しとかとは書いてないですたいね、この表に。そして、印鑑は要らないというようなことですが、領収書に印鑑のないのと同じようなもので、これを町から、これが正式ですよといただいた中で印鑑が打ってないということになると、領収書に印鑑がないのと同じような考えじゃないですかね。

これは本当ですよ、職印を打ってありますというような、そうしないと偽者も作られるわけですね、悪い方に考えると。それですから、できれば来年からでもいいですが、職印は打って渡した方がとやかく言われるあれでもないとは私は考えます。

○議長（倉田 明君） いろんな町の取り決め事項等あるいは慣例等あるいはそういった自治法的ないろんな関係、縛りがあると思うんですが、やはり最善の方策ですね、臨んでいただきたいと思います。もう1度、後日、確認をいたしていただきたいと思います。答弁、はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、企画政策課長からそういうふうな答弁をいたしました。今、神崎議員の方からご提案がありましたように、来年度から職印を打って差し上げるということにさせていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） それでは、本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第23号、平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第24号、平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第29号、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。認定第22号から認定第32号については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第22号、平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算から、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算までの11件については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月9日（月）・10日（火）のいずれも午前9時30分から第1・第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第28 報告第29号 平成24年度決算における健全化判断比率等について

○議長（倉田 明君） 日程第28、報告第29号、平成24年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 報告第29号、平成24年度決算における健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成24年度決算に

における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。平成25年9月5日、荅北町長、田嶋章二。

それでは指標について説明させていただきますので、2ページをお願いします。健全化判断比率の状況ということで、上の方に①から④まで番号を付けております。

まず、①の実質赤字比率、これは一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんので、数値は上がってきません。

次に、②連結実質赤字比率、これは、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく赤字はありませんので、数値は上がってきません。

次に、③実質公債費比率、これは、一般会計、特別会計、広域連合まで含めた公債費比率ですが、数値は13.5%です。早期健全化基準の数値は25%以下となっております。

次に、④将来負担比率、これも一般会計、特別会計、広域連合を含めた将来負担比率で、数値は123.5%です。早期健全化基準値は350%以下となっております。

3ページから5ページまでが、計算式等を用いた数値を示しています。

又、決算審査意見書の51ページに、今申し上げました数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。(3)の是正改善を要する事項で、特に指摘する事項はないとの意見をいただいております。

以上で、平成24年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長(倉田 明君) 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉田 明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第29号を終わります。

監査委員の方におかれましては、大変ご苦勞様でございました。本日は、これでご退席いただいて結構でございますが、9月9日、月曜日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましても、どうぞよろしくお願いします。

-----○-----

## 日程第29 報告第30号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長(倉田 明君) 日程第29、報告第30号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉田 明君) 質疑なしと認めます。これで、報告第30号を終わります。

お諮りします。9月9日と10日は、決算審査特別委員会の審査のため休会としたい

と思います。又、９月１１日は議員全体会・各常任委員会開催のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、９月９日から９月１１日までの３日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、１２日の午前９時３０分から開催いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後３時４９分

平成 2 5 年 9 月 1 2 日（木）

（第 3 日目）

## 平成25年第20回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成25年第20回苓北町議会定例会は、平成25年9月12日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次の通りである。

|      |            |      |          |
|------|------------|------|----------|
| 1 番  | 野田 謙二      | 2 番  | 浜口 雅英    |
| 3 番  | 山本 政人      | 4 番  | 大仁田藤男    |
| 5 番  | 田嶋 豊昭      | 6 番  | 野崎 幸洋    |
| 7 番  | 錦戸 俊春      | 8 番  | 山下 時義    |
| 9 番  | 松野 重幸      | 10 番 | 錦戸 久幸    |
| 11 番 | 神崎 公顕（副議長） | 12 番 | 倉田 明（議長） |

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 山口 仁人 | 主 幹 | 原田 正子 |
|------|-------|-----|-------|

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

|                   |       |                   |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長               | 田嶋 章二 | 副町長               | 松野 茂  |
| 教 育 長             | 芦塚 博昭 | 総務課長              | 田嶋 健一 |
| 税務住民課長            | 荒木 広之 | 土木管理課長            | 益田 大介 |
| 農林水産課長兼<br>農委事務局長 | 吉村 文雄 | 企画政策課長            | 岡田 晴喜 |
| 福祉保健課長            | 田尻 伸治 | 健康増進室長            | 山崎 敬一 |
| 水道環境課長            | 大田 勝彦 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 福田 忠輝 |
| 教 育 課 長           | 山崎 秀典 | 商工観光課長            | 田尻 幹雄 |

## 8. 議事日程

- |         |            |                                                                |
|---------|------------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 認定第 2 2 号  | 平成 2 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                           |
| 日程第 2   | 認定第 2 3 号  | 平成 2 4 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                     |
| 日程第 3   | 認定第 2 4 号  | 平成 2 4 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                     |
| 日程第 4   | 認定第 2 5 号  | 平成 2 4 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                     |
| 日程第 5   | 認定第 2 6 号  | 平成 2 4 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                       |
| 日程第 6   | 認定第 2 7 号  | 平成 2 4 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                    |
| 日程第 7   | 認定第 2 8 号  | 平成 2 4 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                         |
| 日程第 8   | 認定第 2 9 号  | 平成 2 4 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                        |
| 日程第 9   | 認定第 3 0 号  | 平成 2 4 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                     |
| 日程第 1 0 | 認定第 3 1 号  | 平成 2 4 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）               |
| 日程第 1 1 | 認定第 3 2 号  | 平成 2 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）                     |
| 日程第 1 2 | 同意第 1 4 号  | 教育委員会の委員の任命について                                                |
| 日程第 1 3 | 同意第 1 5 号  | 教育委員会の委員の任命について                                                |
| 日程第 1 4 | 同意第 1 6 号  | 教育委員会の委員の任命について                                                |
| 日程第 1 5 | 陳情等文書表について |                                                                |
| 日程第 1 6 | 陳情第 3 0 号  | 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情                                  |
| 日程第 1 7 | 陳情第 3 1 号  | 道州制導入に反対する意見書について                                              |
| 追加日程第 1 | 発議第 8 号    | 道州制導入に反対する意見書の提出について                                           |
| 追加日程第 2 | 発議第 9 号    | 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出について |

日程第 18 閉会中の継続審査調査の件

日程第 19 議員派遣の件

## 9. 議事の顛末

開議 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第22号 平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 2 認定第23号 平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 3 認定第24号 平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 4 認定第25号 平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 5 認定第26号 平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 6 認定第27号 平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 7 認定第28号 平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 8 認定第29号 平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 9 認定第30号 平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第10 認定第31号 平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第11 認定第32号 平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

○議長（倉田 明君） 日程第1、認定第22号、平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定までの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。したがって、認定第22号から認定第32号までを一括議題とします。

本件は決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、大仁田藤男君。

○決算審査特別委員長（大仁田藤男君） それでは、決算審査特別委員会の審査結果報告を行います。

苓北町議会決算審査特別委員会、審査結果報告。平成25年度第20回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された平成24年度苓北町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告いたします。

記、1、審査年月日、平成25年9月9日、9月10日の2日間です。2、審査場所、第1、第2委員会室。3、委員の出席、大仁田藤男委員長、田嶋豊昭副委員長、野田謙二委員、浜口雅英委員、山本政人委員、野崎幸洋委員、錦戸俊春委員、山下時義委員、松野重幸委員、錦戸久幸委員、神崎公顕委員。4、委員の欠席、ありません。5、委員外の出席、倉田明議長。6、監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、山本政人監査委員。7、執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、会計、土木管理、農林水産、商工観光、税務住民、福祉保健、水道環境、教育の各課長、健康増進室長。8、委員会の書記、山口議会事務局長、宮崎総務課長補佐、汐崎企画政策課長補佐。9、審査の過程、本委員会は、平成24年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。10、審査の結果、1、認定第22号、平成24年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、2、認定第23号、平成24年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、3、認定第24号、平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、4、認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、5、認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、6、認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、7、認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、8、認定第29号、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、9、認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、10、認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、11、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上、11件、すべて認定すべきものと決定いたしました。

次ページをお開きください。11、少数意見の留保なし。12、併せて次の事項について執行部に対し要望することを決定いたしました。1、一般会計、歳入について。①町税等の滞納処理については、引き続き努力されたい。歳出について。①地域資源有効

活用調査については、現調査項目に加えて構造物の経年劣化等の調査をされたい。その他の要望事項、一つ、高齢化社会の到来に向けて、自主防災組織の組織化にさらに取り組まれたい。一つ、中学校統合後の坂瀬川中学校、都呂々中学校の学校施設の利活用について検討されたい。一つ、町民総合センターの利用促進について、町内で結婚式が行われることの経済的波及効果も含め検討されたい。併せて町民の意識・意向についても調査し、検討されたい。２、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし。３、都呂々財産区特別会計、特記事項なし。４、国民健康保険特別会計、①国保税の滞納処理については、引き続き努力されたい。５、介護保険特別会計、①保険料の滞納処理については、引き続き努力されたい。６、後期高齢者医療特別会計、①保険料の滞納処理については、引き続き努力されたい。７、水道特別会計、特記事項なし。８、下水道特別会計、特記事項なし。９、農業集落排水特別会計、特記事項なし。１０、特定地域生活排水処理事業特別会計、特記事項なし。１１、宅地造成事業特別会計、特記事項なし。

平成２５年９月１１日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、大仁田藤男。苓北町議会議長、倉田明様。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（倉田 明君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査結果報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから採決を行います。採決は、認定第２２号から第３２号まで、それぞれ起立によって行います。

認定第２２号、平成２４年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第２２号、平成２４年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第２３号、平成２４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第２３号、平成２４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第２４号、平成２４年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定

についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第24号、平成24年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第25号、平成24年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第26号、平成24年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第27号、平成24年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第28号、平成24年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第29号、平成24年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第29号、平成24年度苓北

町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第30号、平成24年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第31号、平成24年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第32号、平成24年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第12 同意第14号 教育委員会の委員の任命について

日程第13 同意第15号 教育委員会の委員の任命について

日程第14 同意第16号 教育委員会の委員の任命について

○議長（倉田 明君） 日程第12、同意第14号、教育委員会の委員の任命について同意を求める件から、日程第14、同意第16号、教育委員会の委員の任命について同意を求める件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号から同意第16号までを一括議題とします。

芦塚教育長におかれては、地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本件が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

（教育長 退席）

○議長（倉田 明君） ここで、提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第14号、教育委員会の委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。坂西力。提案理由、苓北町教育委員会の委員一人の欠員に伴い、後任の委員を任命するためでございます。

同じく同意第15号、教育委員会の委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。吉田修一。提案理由、苓北町教育委員会の委員のうち、一人の委員が平成25年9月30日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命するためでございます。

同じく同意第16号、教育委員会の委員の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

平成25年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

記。芦塚博昭。提案理由、苓北町教育委員会の委員のうち、一人の委員が平成25年9月30日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命するためでございます。

また、3人の方々の経歴につきましては、次のページから書いてございますので、参考の上、同意のほどをよろしく願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

これから、同意第14号から同意第16号の教育委員会の委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

お諮りします。只今の3件について、連名での投票にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

（議場 閉鎖）

○議長（倉田 明君） 只今の出席議員数は１１名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、５番、田嶋豊昭君、６番、野崎幸洋君、７番、錦戸俊春君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。それぞれの名前の上の欄に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙 配付）

○議長（倉田 明君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱 点検）

○議長（倉田 明君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（山口仁人君） それでは、投票をお願いいたします。

１番、野田謙二議員。２番、浜口雅英議員。３番、山本政人議員。４番、大仁田藤男議員。５番、田嶋豊昭議員。６番、野崎幸洋議員。７番、錦戸俊春議員。８番、山下時義議員。９番、松野重幸議員。１０番、錦戸久幸議員。１１番、神崎公顕議員。

○議長（倉田 明君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。立会人の田嶋豊昭君、野崎幸洋君、錦戸俊春君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（倉田 明君） 同意第１４号の投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対なし。以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第１４号、坂西力君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

次に、同意第１５号の投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対なし。以上のとおり、賛成が

多数です。したがって、同意第 15 号、吉田修一君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

次に、同意第 16 号の投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成 11 票、反対なし。以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 16 号、芦塚博昭君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場 開鎖)

(教育長 入席)

-----○-----

#### 日程第 15 陳情等文書表について

○議長(倉田 明君) 日程第 15、陳情等文書表についてを議題とします。本日までに受理した陳情書は、先にお配りいたしました 5 件です。

陳情第 27 号、日本政府に対して核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出のお願い。

陳情第 28 号、平成 25 年度及び平成 26 年度理科教育施設整備等に関する要望書。

陳情第 29 号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の採択に関する陳情について。

以上の 3 件については、議会運営委員会にお諮りし、議会運営に関する申し合わせにより議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

#### 日程第 16 陳情第 30 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長(倉田 明君) 日程第 16、陳情第 30 号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情については、議会運営委員会にお諮りし、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田 明君) 異議なしと認めます。陳情第 30 号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 17 陳情第 31 号 道州制導入に反対する意見書について

○議長(倉田 明君) 日程第 17、陳情第 31 号、道州制導入に反対する意見書についてを議題とします。

お諮りします。この陳情については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

陳情第31号について、採決します。

お諮りします。陳情第31号については、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第31号については、採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました陳情第31号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者賛成者を定め追加提案したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第31号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで追加日程のため、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

—————○—————

○議長（倉田 明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

—————○—————

#### 追加日程第1 発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出について

○議長（倉田 明君） これから追加日程についてを議題とします。追加日程第1、発議第8号、道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。大仁田藤男君。

○4番（大仁田藤男君） 発議第8号、道州制導入に反対する意見書の提出について。別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成25年9月12日提出、提出者、苓北町議会議員、大仁田藤男。賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員、野田謙二。

次のページをお願いします。発議第8号、平成25年9月12日、衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、新藤義孝様、内閣官房長官、菅義偉様。苓北町議会議員、倉田明。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日は全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要望してきたところである。しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の全国への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、すでに道州制の移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審議となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目の下、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村はこれまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、その地域の伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにも関わらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものである。到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。よって、我々苓北町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（倉田 明君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

発議第8号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号、道州制導入に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました道州制導入に反対する意見書の提出について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） 意見書提出の動議を提出します。

○議長（倉田 明君） 只今浜口雅英君から発議第9号、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出についてを日程に追加し議題とすることの動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。したがって、この件を日程に追加し、議題とする動議を採決します。この採決は起立によって行います。これを日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、発議第9号を日程に追加し、議題とすることの動議は可決されました。

資料等の配付がありますので、そのまま待機願いたいと思います。

（資料配付）

-----○-----

追加日程第2 発議第9号 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出について

○議長（倉田 明君） 追加日程第2、発議第9号、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） 発議第9号、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出について。

別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年9月12日提出。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苓北町議

会議員、野崎幸洋。

次のページ、別紙です。「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書（案）。

この度、国の文化審議会特別委員会は、熊本県天草・崎津集落を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をユネスコの世界文化遺産に推薦する候補として選定された。天草の崎津集落は漁村集落、そして過去の歴史の中で厳しい弾圧の中で密かに信仰を守り伝えた独特の文化的景観が形成されている。世界遺産への登録は、地域住民の自信と誇りとなり、天草島の地域活性化と新たな地域づくりの契機となることが期待される。また、苓北町においても、歴史豊かなキリスト教関連遺跡の検証に、なお一層の弾みがつく。

このような状況の中で、専門的にも、学術的にも高く評価されている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を本年度の推薦遺産として決定されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月12日。内閣総理大臣、安倍晋三様、内閣官房長官、菅義偉様、地域活性化担当大臣、新藤義孝様、外務大臣、岸田文雄様、文部科学大臣、下村博文様。熊本県苓北町議会議長、倉田明。

議案提出の理由を説明いたします。8月24日、28日の新聞報道によれば、長崎の教会群とキリスト教関連遺産として、天草崎津集落も世界文化遺産の推薦候補に選ばれたとのこと。天草崎津集落が長崎の教会群とキリスト教関連遺産の推薦候補の理由に、住民が隠れキリシタンとして日本のキリスト教史で重要な弾圧、潜伏の部分を担うと報道されていました。決定までには幾多のハードルがあるとも報道されていますが、これの推薦決定に向けて、我が苓北町も積極的に協力していくべきである。その理由は、一つには、これをきっかけに我が苓北町の歴史豊かなキリスト教関連遺跡の検証に、なお一層の弾みがつくのではないかと考えます。二つには、長崎茂木と苓北の航路の拡充が期待されると考えます。平成23年10月にフェリーが廃止され、現在は高速船により長崎との交流が保たれていますが、天草崎津がこの世界文化遺産として認定されれば、長崎から天草への出入口として苓北富岡港が最も近距離で優先度が高くなります。三つには、これまでの天草西海岸観光のメインは温泉、夕日の景色、新鮮な魚介類ではなかったでしょうか。しかし、天草崎津がこの世界文化遺産に認定されれば、歴史の検証に関心のある世界の人々の集客も期待され、交流人口、入り込み客の増大につながります。これらの理由だけでも、天草の他の自治体と天草は一つになって長崎の教会群とキリスト教関連遺産の推薦決定のための行動が求められます。そのために、意見書を提出いたしました。

以上です。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山下時義君。

○8番（山下時義君） 提出者の浜口議員にお尋ねしますが、先ほど天草もこぞってと、こういうお話がございました。そして、苓北町もこのキリスト教の関連の遺跡の発掘と、それとまた茂木航路の拡充と、そういう交流人口があるということで、誠に素晴らしいことであります。そういうことで、ほかの市町村がどういう状況になっているのか、把握をされておりますか。お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） これも新聞報道ではございますが、9月11日に天草市ではこの意見書を提出され、可決され、郵送されたというふうにお聞きしております。

○議長（倉田 明君） 山下時義君。

○8番（山下時義君） ちょっと課長にお許しをいただきまして、非常にこういう問題には詳しくございますので町長からこれに関して説明をお願いしたいと思いますが、提出者の浜口議員に対してお願いをするわけでございますが、いいでしょうか。

○議長（倉田 明君） 浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） 私にそこまでの権限が、どうですかね。どうぞ。

○8番（山下時義君） 只今提出者の浜口議員のほうから許可がありましたので、こういう問題については非常に町長が詳しくございます。全国的な動きを含めてですね、もしご承知であったらばお話を承りたいと、このように思っておりますが、いかがですか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 非常に素晴らしい提案をしていただいたと思っております。ただ、この提案の裏付けになったのは、やはり文化審議会からの推薦が1件だったということと、あと内閣でやっております産業遺産のほう、これも推薦になったと。どちらにしろ日本国からの推薦は1件に絞らなければならないと、9月末までには決まると聞いております。相手はやはり明治時代になって短期的に世界の技術を吸収して、世界に冠たる産業を開発していったと、主に山口、福岡、長崎、熊本、鹿児島、こういうところの産業遺産でございます。また、政治的に見ても内閣総理大臣もいらっしゃる、副総理もいらっしゃる候補地でございます。そして、また熊本県も長崎県も入っているというのが非常にもどかしいところでありまして、真っ向から反対しにくい状況でもございます。

ただ、我々は相手方に反対をするということではなくて、長崎教会群のほうがふさわしいからということで積極的に推薦するということは非常に素晴らしいことだと思っておりますので、この件については非常に苓北町議会が、崎津は隣町ではありますが西海岸と長崎とのつながりということでは、天草市よりも苓北町の方がつながりが深いわけ

でございますので、素晴らしい時期に素晴らしい提案をしていただいたと思います。

○議長（倉田 明君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○2番（浜口雅英君） 先ほど山下議員の他自治体の取り組みについて、私は9月11日に天草市議会で議決されて郵送されたというふうにお答えしましたが、これは9月11日の熊日新聞で、記事の内容は天草市議会が10日に全会一致で可決し郵送したということでしたので、訂正をお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 以上、補足説明があったところです。

町長。

○町長（田嶋章二君） それで、長崎の方の動きはですね、長崎市、長崎県あげて、そして経済団体も含めて、相当国に要望なさっているんです。私もばったりお会いして誘われたこともあります。その点がちょっと弱いんじゃないかなと、天草の場合、と思いますが、もうちょっと時間がないので、文書でということになったのかと思います。

○議長（倉田 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

それでは、発議第9号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第9号、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を国連教育科学文化機構（ユネスコ）の世界文化遺産への推薦決定に関する意見書の提出については、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第18 閉会中の継続審査調査の件

○議長（倉田 明君） 日程第１８、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第１９ 議員派遣の件

○議長（倉田 明君） 日程第１９、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。平成２５年第２０回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前１０時３３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成    年    月    日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員